

合併記念

秋田・河辺・雄和 市民便利帳

AKITA CITY 2005



お客様とのお取引が秋田銀行の財産。
感謝の心を大切にし、
よりよいサービスを提供してまいります。

大感謝の心、 大切に。



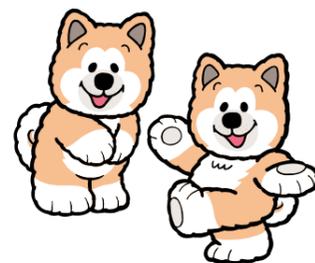
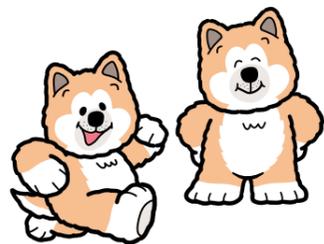
<http://www.akita-bank.co.jp/>

 秋田銀行



地域と ともに

恵まれた風土に囲まれ、長い歴史を
歩みながら、私たちは多くの出会いを見てきた。
人と人、心と心、そして企業と企業。
ふるさとを愛し、共に歩む…
そこに秋田の活力が見えてくる。
地域の明日を応援します。



本店／秋田市中通三丁目1番41号 〒010-0001
電話／018-833-4211(大代)
<http://www.hokutobank.co.jp/>

1874年(明治7年)創刊



伝えたい 郷土のぬくもり



秋田新報

- 本社／秋田市山王臨海町1の1 TEL.018・888・1800(総務局)
- 東京支社／東京都中央区銀座5の11の1 銀座古川ビル4階 TEL.03・3543・0651(代)
- 大阪支社／大阪市北区西天満2の6の8 堂島ビル412号 TEL.06・6363・2328(代)
- 仙台支社／仙台市青葉区本町2の15の1 ルナール仙台9階 TEL.022・266・0121(代)

URL <http://www.sakigake.jp/>

購読申し込み専用 ☎0120-13-1231 フリーダイヤル(24時間)

ご利用にあたって

この「市民便利帳」は、秋田市、河辺町、雄和町の合併を記念して、新秋田市の全世帯に配布するものです。

市役所のいろいろな仕事や各種手続きの約束ごとなどについて説明しています。新しく秋田市民となる河辺・雄和区域の皆さまも、ぜひご活用ください。

知りたい情報は、右の目次か1・2ページの50音順さくいんでお探しください。この冊子を見てもよくわからない場合は、担当まで電話でお願いします。

新秋田市全域の地図も折り込んでいます。

秋田・河辺・雄和合併記念「市民便利帳」

平成16年12月発行

発行 / 秋田市・河辺町・雄和町合併協議会

企画・編集 / 秋田市

〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1 ☎(866)2034

50音順で知りたい情報を探せます	さくいん	1
各課の業務内容 主要施設 窓口は7時まで	市役所あんない	3
河辺、雄和の皆さまへ 河辺・雄和市民センターの取り扱い事務 新しい住所について 年間行事一覧	合併	9
転入・転出などの届出 印鑑登録 各種証明書 自動交付機 あきた市民カード	届出・証明	15
各種相談	市民相談	21
市民税 固定資産税 軽自動車税 事業所税 各種証明	市税	24
加入・脱退の届出 国保の給付 国保税	国民健康保険	29
年金のしくみ 保険料の免除・猶予 受けられる年金	国民年金	33
介護保険のサービス 居宅介護支援事業者 保険料の納め方	介護保険	37
高齢者の福祉 障害者の福祉	福祉	42
各種健康診査 健康相談 医療費の助成	保健・医療	51
出産・育児 保育所・幼稚園・小学校 子どもについての相談	育児・教育	57
ごみの出し方 ごみ収集の日程 し尿くみ取り	ごみ・リサイクル	65
	水道・下水道・ガス	73
家を建てる時 市営住宅 道路 建設リサイクル	住宅・道路・バス	77
緑化 アメシロ防除 犬を飼うとき 斎場	暮らし	81
広報・広聴 情報公開 市議会 選挙	行政情報	83
中小企業への融資あっせん 求職相談	融資・求職	87
公民館 図書館 美術館 歴史・資料館	文化施設	91
119番のかけ方 災害に備えて 避難場所一覧	災害・救急	95

さくいん

市内の公園、スポーツ施設は、
別添地図の裏ページで紹介しています。

あ

赤ちゃんが産まれたら.....	16、57
赤れんが郷土館.....	93
秋田市保健所.....	7、51
あきた市民カード.....	19
秋田テルサ.....	90
悪質商法.....	23
アメシロ防除.....	81
AL VE(アルヴェ).....	7、72

い

いきいき長寿祝い事業.....	44
育成医療.....	58
遺骨を移すとき.....	82
遺族基礎年金.....	36
犬の登録.....	82
医療費(国民健康保険).....	31
医療費の助成.....	54、58
岩見三内連絡所.....	8、9
印鑑登録.....	17、18、19
インフルエンザ予防接種.....	54

え

エイズ相談.....	53
延滞金.....	27

か

介護保険.....	37
火災情報電話.....	96
火災になったら.....	95
課税証明.....	28
寡婦年金.....	36
外国人登録.....	17
ガス.....	76
合併.....	9
家庭ごみ.....	65
家電リサイクル.....	67
河辺区域の住所.....	10
河辺高齢者健康づくりセンター.....	45
河辺市民センター.....	7、9
河辺総合福祉交流センター.....	45

き

救急病院.....	96
旧黒澤家住宅.....	93
求人情報.....	90
救命講習会.....	96
狂犬病予防注射.....	82
行事一覧.....	13、14

行政書士相談.....	21
居宅介護支援事業者.....	39、40
議会.....	84

く

クーリング・オフ.....	23
グループホーム.....	47、48
久保田城御隅櫓.....	93

け

ケアハウス.....	44
軽自動車税.....	25
軽自動車税納税証明.....	28
下水道.....	75
献血.....	54
健康診査(生活習慣病予防).....	51
健康診査(乳幼児).....	58
健康診査の費用助成.....	31
健康相談.....	53
健康手帳.....	52
健康判定.....	52
県税.....	24
建設リサイクル法.....	77
建築確認申請.....	77

こ

公課証明.....	28
高額療養費.....	31、56
公共施設案内・予約システム.....	86
口座振替(市税).....	27
交通事故相談.....	21
公的個人認証サービス.....	20
広報あきた.....	83
公民館.....	91
高齢者バス専用回数券.....	44
高齢者福祉関係施設.....	38、42、43、44
声の広報.....	48
国税.....	24
国民健康保険.....	29
国民健康保険税.....	32
国民年金.....	33
国民年金基金.....	36
御所野交流センター.....	45
戸籍謄本・抄本.....	18
戸籍の附票.....	18
子育て相談.....	22、59
固定資産税.....	26
子ども未来センター.....	59、72
コミュニティセンター.....	94
ごみの分け方と出し方.....	65、66

ごみ収集の日程.....	69、70
雇用相談.....	22、90
婚姻届.....	16

さ

災害時の避難場所一覧.....	98
斎場.....	82
嵯峨家住宅.....	93
佐竹史料館.....	93
サンライフ秋田.....	90
サンパル秋田.....	91
在宅介護支援センター.....	43
在宅サービス.....	38
在宅ねたきり者の健康管理.....	52

し

市・県民税の申告.....	24
市営住宅.....	78
市営バス.....	80
支援費制度.....	47
歯科相談.....	53
C型肝炎抗体検査.....	53
事業所税.....	27
資源化物.....	65
自主防災組織.....	96
市政テレビ番組.....	83
市政ラジオ番組.....	83
施設見学会.....	83
施設サービス.....	38
市税に関する証明.....	28
市税の種類.....	24
市税の納期.....	27
地蔵田遺跡.....	93
視聴覚ライブラリー.....	93
指定ごみ袋.....	66
自転車等の駐車場.....	79
児童委員.....	46
児童館・児童センター.....	62
児童会館・子ども博物館.....	93
自動交付機.....	19
児童手当.....	58
児童扶養手当.....	63
し尿くみ取り.....	71
市の木・花.....	14
死亡一時金(国民年金).....	36
死亡届.....	16
市民サービスセンター.....	7、72
市民税(個人・法人).....	25
市民相談室.....	21、83
社会福祉協議会.....	46

就園奨励費補助金制度.....	60
就学にかかわる補助金・援助制度.....	62
集団回収.....	71
住民異動届.....	15
住民票.....	18、19
住民基本台帳カード.....	20
出産.....	57
出産育児一時金.....	32
出生届.....	16、57
受理証明.....	18
浄化槽.....	78
障害基礎年金.....	35
障害者福祉関係機関.....	49
障害者の福祉サービス.....	47、48
障害児福祉手当.....	48、64
障害のある子どもの教育.....	64
将軍野高齢者学習センター.....	45
小・中学校に入るとき.....	61
ショートステイ.....	38、42、47
消費生活相談.....	23
消費者センター.....	23
情報公開.....	84
証明書の郵便請求サービス.....	18
食生活健康相談.....	53
所得証明.....	28
女性外来(健康相談).....	50
女性学習センター.....	91
除籍謄本・抄本.....	18
除排雪.....	79
市立秋田総合病院.....	7、50
シルバー人材センター.....	85、86
人権・困りごと相談.....	21
身体障害者手帳.....	47

す

水洗トイレ.....	75
水道.....	73

せ

生活保護制度.....	50
生活用品リサイクル案内.....	71
青少年センター.....	91
精神障害者の福祉サービス.....	48
精神疾患.....	55
セリオン.....	63
千秋美術館.....	92
税金の減免(市税).....	26
税務相談.....	21

そ

葬祭費.....	32
相談.....	21
粗大ごみの申込方法.....	67、68

た

大正寺連絡所.....	8、9
退職者医療制度.....	30
タクシー料金の助成.....	47
たばこ税.....	27

ち

地域センター.....	8
-------------	---

地価一覧表.....	78
チャレンジオフィスあきた.....	22
中学校に入るとき.....	61
中小企業の融資あっせん制度.....	87、88
町内会活動の支援.....	81

て

テルサ(秋田テルサ).....	90
転居届.....	15
転校.....	15、61
転出届.....	15
点字広報.....	48
転籍届.....	16
転入届.....	15
デイサービス.....	38、42、47
出稼ぎ相談.....	22

と

登記相談.....	21
特別障害者手当.....	48
特別児童扶養手当.....	48、64
特別養護老人ホーム.....	38
図書館.....	92
道路の穴を見つけたら.....	79
道路の除排雪.....	79
道路の舗装(私道).....	79

に

入院時の食事療養費(食事代).....	31、56
入湯税.....	27
人間ドックの費用助成.....	31
認定保育施設.....	60

ね

年金.....	33
年金・社会保険相談.....	21
年金のはがき証明.....	18

の

農業関係の融資制度.....	89
納税証明.....	28
納税の猶予.....	26

は

配食サービス.....	43、47
博物館.....	92
バス乗車券.....	44、80
花と緑の相談.....	22
はり・きゅう・マッサージの受療費助成.....	32

ひ

ひとり親家庭のサービス.....	63
119番のかけ方.....	95
評価証明.....	28
美術館.....	92

ふ

ファミリーサポートセンター.....	59
福祉医療制度.....	54
藤倉水源池.....	93
ふれあい元気教室.....	52
ふれあいセンター.....	45

文化会館.....	92
-----------	----

ほ

ホームヘルパー.....	38、42、47、48
保育所に入るとき.....	59
放課後児童クラブ.....	62
法人等所在地証明.....	28
防犯灯.....	81
訪問基本健康診査.....	52
法律相談.....	21
保健所.....	51
保健師・栄養士の訪問指導.....	52
母子健康手帳・別冊.....	57
ボランティアセンター.....	46

み

湊御蔵.....	93
身分証明.....	18
民生委員.....	46
民俗芸能伝承館.....	93

や

夜間休日応急診療所.....	53
----------------	----

ゆ

遺言相談.....	21
雄和区域の住所.....	10
雄和市民センター.....	7、9
雄和農林漁家高齢者センター・耕心苑.....	45
雄和ふれあいプラザ.....	45

よ

要介護認定の申請.....	37
幼稚園に入るとき.....	60
予防接種.....	54、58

り

リサイクルプラザ.....	70
離職者支援資金貸付制度.....	90
療育手帳.....	47
緑化活動.....	81

れ

歴史・資料館.....	93
連絡所.....	8、9

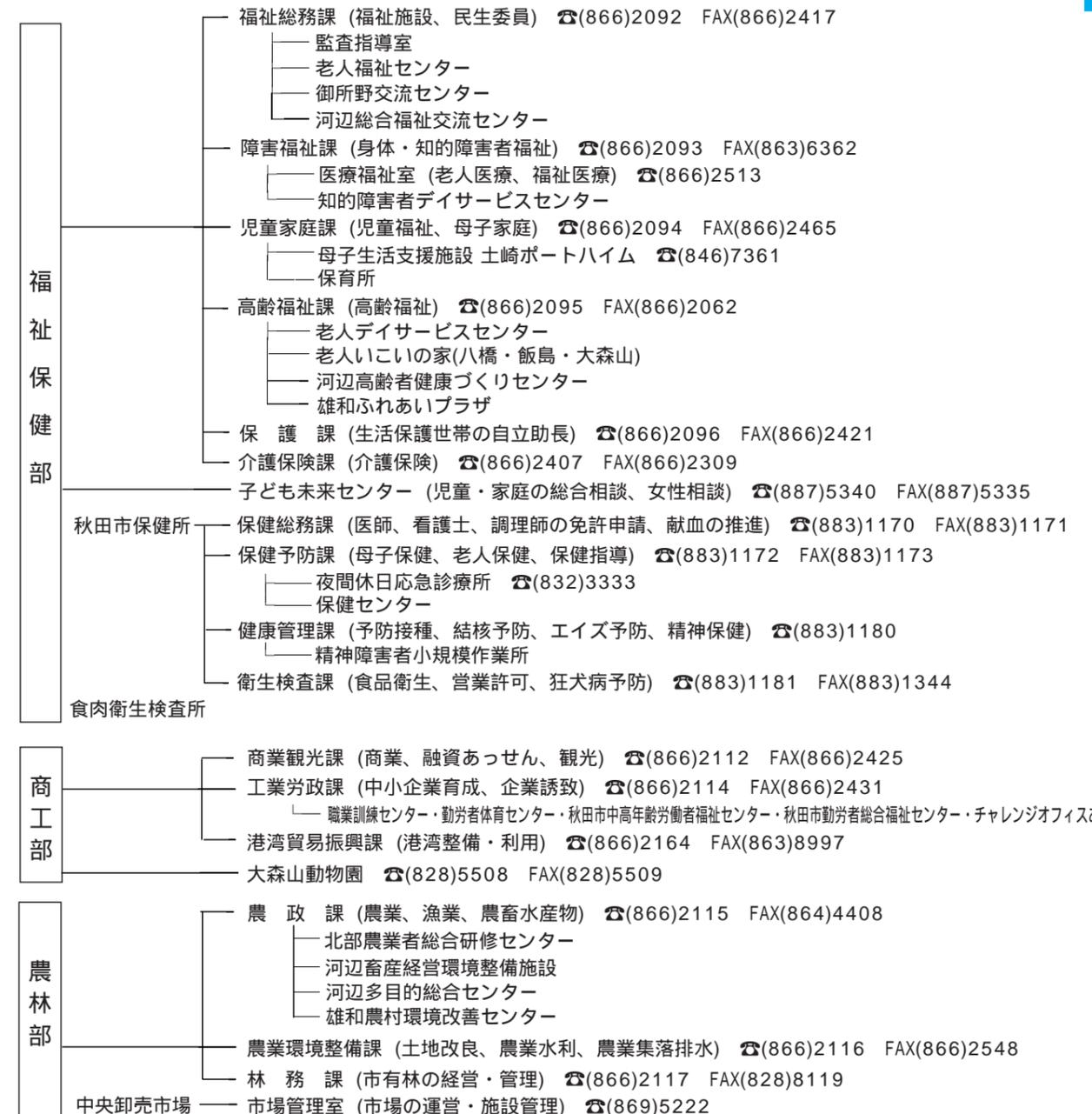
ろ

老人いこいの家.....	45
老人クラブへの補助.....	44
老人福祉センター.....	45
老人保健医療制度.....	56
労働相談.....	22
老齢基礎年金.....	35

各課で行う主な仕事 市役所あんない



議決機関 市議会 事務局 庶務課 ☎(866)2232 議事課 ☎(866)2233



市役所あんない

もらった人も、贈った人も、心、温か。

〈全国共通商品券〉  **VISAギフトカード**

いつでも どこでも 世界で使える ナンバー1カード

あきぎんVISAカード 株式会社秋田国際カード
〒010-0921 秋田市大町一丁目3-8 三井生命ビル3F TEL.018-824-7131 FAX.018-824-7422

使える1枚、あきぎんJCBカード

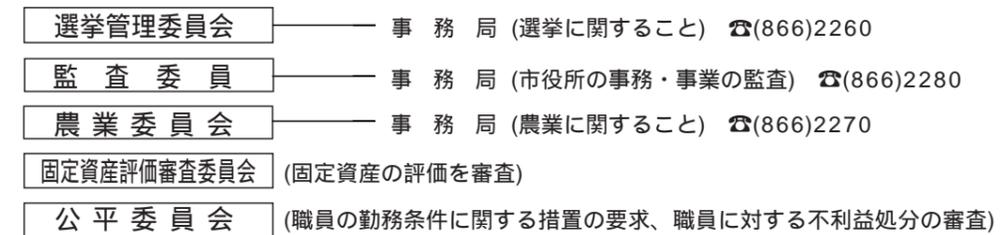


JCB

株式会社 秋田ジェーシービーカード

秋田市大町二丁目4-44 秋田第一ビルディング 〒010-0921 Tel.018-865-0231

ホームページ <http://akita-jcb.topica.ne.jp>

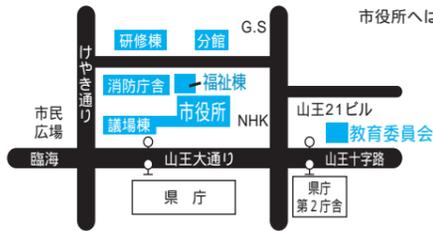




秋田市の主要施設

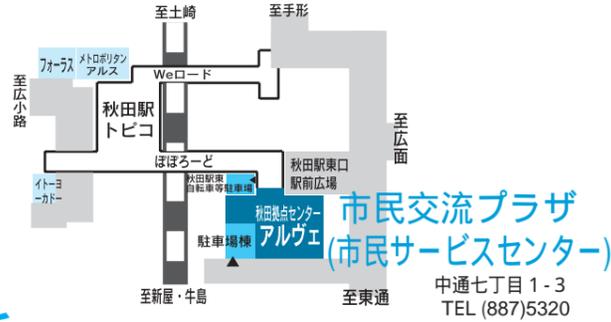
秋田市役所

秋田市山王一丁目1-1 代表 TEL(863)2222



市役所へは 中央交通バス 県庁・八橋車庫線 寺内経由土崎線 県庁・市役所経由將軍野線 新屋西線など 市営バス 交通局線 県立プール線 以上の路線でバス停「県庁・市役所前」下車。山王21ビルへは同じ路線で「NHK前」下車。

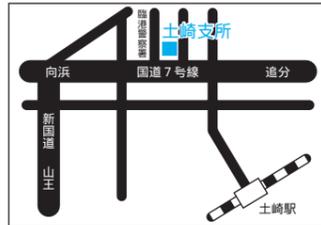
秋田拠点センター AI Veアルヴェ P72参照



市民交流プラザ (市民サービスセンター) 中通七丁目1-3 TEL (887)5320

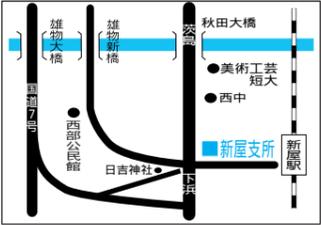
土崎支所

土崎港西三丁目10-25 TEL (845)2261



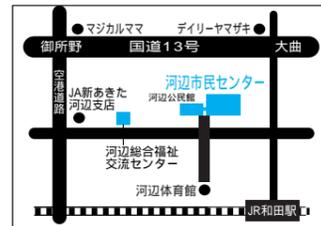
新屋支所

新屋扇町12-35 TEL (888)8080



河辺市民センター P9参照

河辺和田字北条ヶ崎38-2 TEL (882)5221



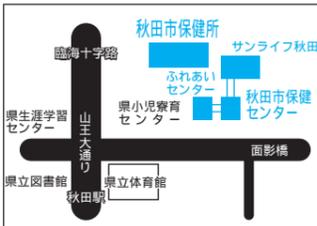
雄和市民センター P9参照

雄和妙法字大部48-1 TEL (886)5511



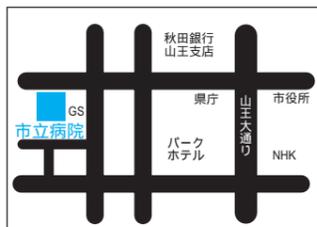
秋田市保健所

八橋南一丁目8-3 TEL (883)1170



市立秋田総合病院 P50参照

川元松丘町4-30 TEL (823)4171



地域センター・連絡所

下記の市役所窓口は 午後7時まで

開庁時間を延長している窓口と取扱い業務は、下記のとおりです。詳しくは各窓口にお問い合わせください。

- 市民課 ☎(866)2072
- 土崎支所 ☎(845)2261
- 新屋支所 ☎(888)8080
- 市民サービスセンター(アルヴェ) ☎(887)5320
 - 戸籍謄本・抄本や住民票などの交付
 - 印鑑登録と印鑑証明書の交付
 - 自動車を臨時に運行するときの許可証や仮ナンバーの交付
 - 埋火(改)葬許可や斎場の使用許可の受付

- 国保年金課
 - 保険給付に関する各種申請の受付(ただし高額療養費の融資あつせん、出産育児一時金、葬祭費支給申請はできません) ☎(866)2098
 - 国保税の申告などの受付 ☎(866)2099
 - 税の納付、相談、口座振替の申請受付 ☎(866)2189
 - 加入・脱退の申請は受け付けできません

- 市民税課 ☎(866)2054
 - 市民税・県民税に関する所得・課税証明書、納税証明書などの発行
 - 125cc以下のバイク・小型特殊自動車の登録・廃車

- 資産税課 ☎(866)2056
 - 固定資産に関する課税証明や土地・家屋の評価証明など各種証明書の発行(評価証明の一部は、翌日以降の交付となる場合あり)

- 納税課 ☎(866)2058
 - 納税相談(納付可)
 - 口座振替の申請受付

- 障害福祉課 ☎(866)2093
 - 身体障害者手帳の申請に関すること
 - 重度障害者の通院用タクシー券に関すること
 - バス無料乗車券に関すること
 - 有料道路割引の手続き(ETCを除く)に関すること
 - コルセットなどの老人医療費の支給に関する申請受付...医療福祉室☎(866)2513

- 児童家庭課 ☎(866)2094
 - 保育所の入所申し込み
- 高齢福祉課 ☎(866)2095
 - 高齢者バス優遇資格証明書の発行・更新
 - 介護予防・地域支え合いサービスの申請受付
 - 緊急通報システムの申請受付
 - 日常生活用具(電磁調理器、火災警報器、自動消火器)の申請受付

- 介護保険課 ☎(866)2069
 - 要介護認定の申請受付
 - 高額サービス費や福祉用具の購入費、住宅改修費など償還払に関する申請受付
 - 介護保険料の納付、相談

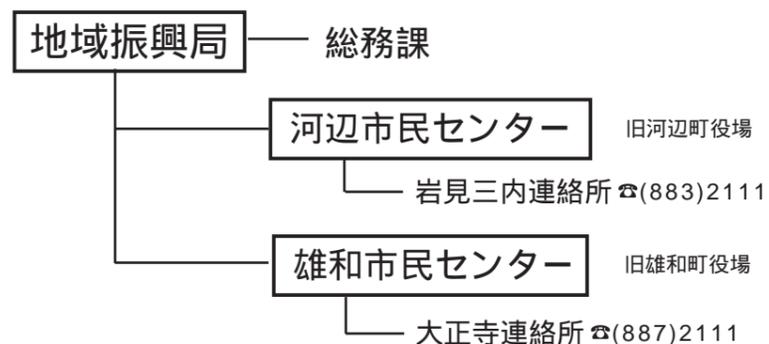


住民票、印鑑証明の自動交付機(19ページ)

金足地域センター	金足小泉字上前55	(873)2111
上新城地域センター	上新城五十丁目字小林88-5	(870)2845
下新城地域センター	下新城笠岡字堰場193	(873)2112
飯島地域センター	飯島松根東町5-22	(845)1731
外旭川地域センター	外旭川字四百刈76	(868)1500
太平地域センター	太平目長崎字沼田42	(838)2111
上北手地域センター	上北手猿田字四ツ小屋29-1	(839)2522
下北手地域センター	下北手柳館字前田133-1	(833)1461
將軍野地域センター	將軍野南四丁目8-8	(845)1408
寺内地域センター	寺内神屋敷13-23	(845)0537
御野場地域センター	御野場一丁目5-1	(839)2720
豊岩地域センター	豊岩豊巻字内縄尻224-1	(828)2135
下浜地域センター	下浜羽川字下野1-76	(879)2005
岩見三内連絡所	河辺三内字外川原34-1	(883)2111
大正寺連絡所	雄和新波字樋口62-2	(887)2111

合併 河辺・雄和の皆さまへ

地域の行政窓口



河辺・雄和市民センターで取り扱うおもな事務

- 総務班**
 - 総務担当 河辺☎(882)5221 雄和☎(886)5511
 - 総合案内 環境パトロール 広報 災害対応 国体など
 - 管財担当 河辺☎(882)5222 雄和☎(886)5535
 - 行政財産の管理・調整
- 税務班**
 - 賦課担当 河辺☎(882)5171 雄和☎(886)5540
 - 市税の賦課(国保税を除く) 固定資産の評価 所得・固定資産等の証明書交付など
 - 納税担当 河辺☎(882)5174 雄和☎(886)5595
 - 市税の徴収・督促(国保税を除く)など
- 市民生活班**
 - 住民担当 河辺☎(882)5131 雄和☎(886)5523
 - 戸籍 住民票 印鑑証明 児童手当 国民健康保険 国民年金など
 - 生活環境担当 河辺☎(882)5132 雄和☎(886)5520
 - 地域自治活動の推進 ごみ収集・資源回収 墓地・斎場 公害の苦情 合併浄化槽など
- 福祉保健班**
 - 福祉担当 河辺☎(882)5151 雄和☎(886)5525
 - 高齢者・身体障害者・知的障害者福祉 母子・父子福祉 介護保険 保育所など
 - 保健担当 河辺(総合福祉交流センター)☎(881)1201 雄和☎(886)5530
 - 母子保健 母子健康手帳交付 老人保健 予防接種 栄養指導など
- 産業班**
 - 農林担当 河辺☎(882)5161 雄和☎(886)5550
 - 稲作等の振興 民・市有林 農業委員会の諸証明 農地保全・使用関係のあっせんなど
 - 商工担当 河辺☎(882)5162 雄和☎(886)5565
 - 商業・観光事業の振興 中小企業・商店街の育成指導 設備投資資金等の融資など
- 建設班**
 - 建設管理担当 河辺☎(882)5241 雄和☎(886)5545
 - 道路の管理 河川・水路・交通安全施設 都市計画の諸証明など
 - 維持担当 河辺☎(882)5242 雄和☎(886)5570
 - 道路・橋・街路樹・公園緑地の維持管理 除雪 空閑地美化 アメンロ防除など
- 上下水道班**
 - 水道担当 河辺☎(882)5251 雄和☎(886)5555
 - 使用水量の計量 水道料金の徴収 水道の中止・開閉など
 - 下水道担当 河辺☎(882)5252 雄和☎(886)5580
 - 下水道使用料・受益者負担金の徴収 下水道管・ポンプ場の維持管理など

連絡所で取り扱うおもな事務

戸籍 住民票 印鑑証明
児童手当 健康手帳・母子
手帳の交付 国民健康保険
国民年金 福祉医療費受給
者証の交付 税の収納 介
護保険申請の取り次ぎ 税
の証明書交付の取り次ぎ
斎場の使用など

河辺区域、雄和区域の住所

平成17年1月11日の秋田市と河辺町、雄和町の合併にともない、同日から河辺、雄和区域の住所が変わります。

新しい住所の表示は、これまでの大字の前に、河辺区域は「河辺」、雄和区域は「雄和」の文字を加えた名称となります。小字の名称、地番は、これまでと変わりません。

本籍の表示についても、住所の表示と同じようになり変わります。

変更例

河辺 (旧) 河辺町 和田 字北条ヶ崎38番地2 **雄和** (旧) 雄和町 妙法 字上大部48番地1
河辺 (新) 秋田市 河辺和田 字北条ヶ崎38番地2 **雄和** (新) 秋田市 雄和妙法 字上大部48番地1

住所の変更にともない、住民票、印鑑登録者証の住所、戸籍の本籍は、市が変更します。そのほかのおもな住所変更の手続きについては、下記の表(12ページまで)を参考にしてください。

項目	該当者	住所変更手続きの取り扱い	問い合わせ先
電話番号	加入者	電話番号は変わりません。	NTT東日本秋田支店 電話116
電話帳掲載住所		住所変更の手続きは必要ありません。	
郵便番号	貯金者	郵便番号は変わりません。	秋田中央郵便局 郵便番号(823)2900 郵便貯金(862)3504 簡易保険(823)0271
郵便貯金通帳等		郵便局の窓口にお問い合わせください。	
簡易保険		契約者	
預金通帳等	預金者等	各金融機関にお問い合わせください。	お取引先の金融機関 (郵便局は除きます)
生命・損害保険証書等	加入者	各保険会社の窓口にお問い合わせください。	お取引先の保険会社
クレジットカード	所有者	各クレジットカード会社の窓口にお問い合わせください。	お取引先の クレジットカード会社
各種有価証券	所有者	各取扱い窓口にお問い合わせください。	各取扱い窓口
水道	使用者等	住所変更の手続きは必要ありません。	秋田市水道局 水道サービスセンター(823)8431
電気	使用者等	住所変更の手続きは必要ありません。	東北電力コールセンター 0120(175)466
不動産(土地登記簿、建物登記簿)の所在		所在変更の手続きは必要ありません。法務局において職権で変更します。	秋田地方法務局 山王七丁目1-3 (862)6531
不動産(土地、建物)登記簿の所有者、抵当権者、仮登記権利者等の住所	土地登記簿、建物登記簿等に河辺郡河辺町および同郡雄和町の住所で登記されている人	住所変更の手続きは必要ありません。不動産登記法に「みなし規定」がありますので変更したものと見なされます。ただし「秋田市」に変更することを希望される人は、市で発行する証明書を添付して登記申請することもできます。(変更に係る登録免許税は免除されます)	
会社等(商業登記簿、法人登記簿)の本店または主たる事務所と役員等の住所	河辺郡河辺町および同郡雄和町に所在する会社等およびその代表者	住所変更の手続きは必要ありません。(河辺町、雄和町に本店を有する会社等の本店、主たる事務所および役員等の住所は法務局で修正します)	
自動車運転免許証	自動車運転免許証所持者	住所等の変更手続きは必要ありません。免許の更新申請等の際に変更します。更新以前に変更を希望される人は、秋田警察署または運転免許センターで手続きができます。	秋田県運転免許センター 新屋南浜町12-1 (824)3738 秋田警察署 千秋明徳町1-9 (835)1111

平成17年2月1日以降は秋田東警察署が管轄となります。

住所変更の手続きについて

項目	該当者	住所変更手続きの取り扱い	問い合わせ先
自動車検査証等	普通・大型自動車・二輪車(125ccを超えるもの)の使用者、所有者	住所変更の手続きは必要ありません。自動車登録に「みなし規定」がありますので変更したものと見なされます。ただし「秋田市」に変更を希望される人は変更登録申請することもできます。申請用紙代(40円)の負担があります。	東北運輸局秋田運輸支局 泉字登木74-3 (863)5811
	軽自動車(四輪)の使用者、所有者	住所変更の手続きは必要ありません。運輸支局に準じた取り扱いをします。申請用紙代(45円)の負担があります。	軽自動車検査協会 秋田事務所 寺内字イサノ137-1 (862)3270
軽自動車(原動機付自転車等)標識および使用者の住所	軽自動車税課税台帳登録者	住所変更の手続きは必要ありません。合併期日以前に交付された河辺町、雄和町の標識(ナンバー)は、秋田市市税条例により交付を受けたものと見なします。ただし、秋田市の標識に変更を希望する人は手続きが必要です。	秋田市市民税課 山王一丁目1-1 (866)2054
国民年金基金の受給者・加入者の住所	受給者 加入者	住所変更の手続きは必要ありません。基金連合会で変更します。	秋田県国民年金基金 (837)3611
国民年金、厚生年金の受給者・加入者の住所	受給者 加入者	住所変更の手続きは必要ありません。現在お持ちの年金証書はそのまま保管してください。住所欄のある年金手帳をお持ちの方はご自身で訂正してお使いください。	秋田社会保険事務所 保戸野鉄砲町5-20 (865)2390
国民健康保険被保険者証、高齢受給者証、減額認定証、特定疾病療養受給者証、資格証明書等の住所欄	左記の各証の交付を受けている人	住所変更の手続きは必要ありません。新たな被保険者証等を送付します。	秋田市国保年金課 山王一丁目1-1 (866)2097
介護保険被保険者証、介護保険資格者証、介護保険(特定)標準負担額減額認定証、訪問介護利用者負担額減額認定証の住所欄	左記の各証の交付を受けている人	住所変更の手続きは必要ありません。新たな被保険者証、資格者証等を送付します。	秋田市介護保険課 山王一丁目1-1 (866)2069
小児慢性特定疾患受給者証	受給者証の交付を受けている人	住所変更の手続きは必要ありません。新たな受給者証を送付します。	秋田市保健所保健予防課 (883)1172
精神障害者保健福祉手帳	手帳の交付を受けている人	住所変更の手続きは必要ありません。次回の更新時に変更します。	秋田市保健所健康管理課 八橋南一丁目8-3 (883)1180
通院医療費公費負担患者票	受給者		
特定疾患医療受給者証	受給者証の交付を受けている人		
身体障害者手帳	手帳の交付を受けている人	住所変更の手続きは必要ありません。変更を希望する人は手帳と印鑑をお持ちいただければいつでも変更できます。	秋田市障害福祉課 山王一丁目1-1 (866)2093
療育手帳	手帳の交付を受けている人	住所変更の手続きが必要です。ただし、期限はありませんので、他に手続きが必要になった時に同時に行ってください。	
支援費関係の受給者証	受給者証の交付を受けている人	住所変更の手続きは必要ありません。新たな受給者証を送付します。	
福祉医療費受給者証	受給者証の交付を受けている人	住所変更の手続きは必要ありません。新たな受給者証を送付します。	
老人保健法医療受給者証	受給者証の交付を受けている人	住所変更の手続きは必要ありません。新たな受給者証を送付します。	
老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証	認定証の交付を受けている人	住所変更の手続きは必要ありません。新たな認定証を送付します。	秋田市障害福祉課 医療福祉室 山王一丁目1-1 (866)2513

項目	該当者	住所変更手続きの取り扱い	問い合わせ先
児童扶養手当	児童扶養手当を受給している人	住所変更の手続きは必要ありません。	秋田市児童家庭課 (866)2094
児童手当	児童手当を受給している人	住所変更の手続きは必要ありません。	秋田市市民課 (866)2072
印鑑登録証	登録証の交付を受けている人	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、合併期日以降は現在の登録証が使用できなくなりますので、市民センターへおいでの際に新しい登録証(市民カード)と交換してください。	河辺市民センター 河辺和田字北条ケ崎38-2 (882)5131
外国人登録証明書の住所欄	外国人登録証明書の交付を受けている人	登録証明書の居住地を書き換える必要があります。合併期日以降に市民センターへおいでの際に手続きをしてください。	雄和市民センター 雄和妙法字上大部48-1 (886)5520
食品の営業許可	許可等を受けている人	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、組織名等が変わる場合は手続きが必要です。	秋田市保健所衛生検査課 八橋南一丁目8-3 (883)1181
環境衛生営業等許可(理容、美容、クリーニング、公衆浴場、旅館ホテル等)		住所変更の手続きは必要ありません。ただし、法人格などが変更となる場合は手続きが必要です。	
犬の登録事項の犬の所在および所有者の住所	犬の所有者	住所変更の手続きは必要ありません。	
たばこ小売販売許可証の住所	許可証の交付を受けている個人および法人	住所変更の手続きは必要ありません。	東北財務局 秋田財務事務所 山王七丁目1-4 (862)4192
酒類販売業免許の住所	酒類販売業者	住所変更の手続きは必要ありません。	秋田南税務署 代表(832)4121
建設業許可	許可業者	住所変更の手続きは必要ありません。	秋田県秋田地域振興局 総務企画部総務経理課 (860)3312
銃砲刀剣類所持許可証	許可証の交付を受けている人	住所変更の手続きは必要ありません。更新・記載事項変更時または銃砲検査時に併せて手続きを行ってください。なお、書換を希望される人は、秋田警察署で手続きができます。	秋田警察署 千秋明徳町1-9 (835)1111 平成17年2月1日以降は秋田東警察署が管轄となります。
猟銃用火薬類等譲受許可証等			
建設工事等入札参加資格申請書の住所欄	申請を行っている業者	住所変更の手続きは必要ありません。	秋田市契約課 (866)2165
指定給水装置工事事業者の住所	指定を受けている個人および法人	住所変更の手続きは必要ありません。新たに秋田市指定給水装置工事事業者証を交付します。	秋田市水道局給水課 川尻みよし町14-8 (823)8432

お問い合わせ

住所などの変更にもなう各種届け出の手続きについて詳しくは、河辺市民センター、雄和市民センター、または一覧表に記載の各官公署、事業所などにお問い合わせください。手続きの際、合併により住所・本籍の名称が変更となった証明が必要な場合は、市で証明書を無料で交付します。交付窓口は下記のとおりです。

- 河辺市民センター市民生活班☎(882)5131 岩見三内連絡所☎(883)2111
- 雄和市民センター☎(886)5520 大正寺連絡所☎(887)2111
- 市民課☎(866)2018 土崎支所☎(845)2261 新屋支所☎(888)8080
- 市民サービスセンター(アルヴェ内)☎(887)5320

秋田市歳時記 秋田・河辺・雄和で楽しさ3倍!

合併

秋田・河辺・雄和の行事		
3月	下旬	大森山動物園オープン(浜田)
	20日	岩見川(河辺)で渓流釣りが解禁
4月	上旬	へそ公園(河辺)オープン。ローラー滑り台、ラジコンコース、バーベキュー・ハウスもあり、子ども連れのピクニックなどに最適。ユフォーレ公園にも来てね!
	12日・13日	星辻神社だるま祭り(大町一丁目)。だるまさんの時期はいつも雨
	中旬~下旬	お花見(千秋公園・和田公園(河辺)など)。例年19日頃に開花し、24日頃満開
	下旬	梅林園(浜田森林公園)で梅の花が見ごろ
	下旬	山菜狩りシーズン到来。ほんな、あいこ、しどけ、たらのめなど
	下旬~5月上旬	花と緑をテーマに、雄和華の里スプリングフェアを開催。花の苗や植木盆栽、ダリア栽培教室などを行います
	下旬~10月下旬	「秋田藩ぐるり市内観光バス」が運行(秋田駅発着)
5月	24日・25日	八橋天神祭(八橋・菅原神社)
	7日・8日	古四王祭(寺内・古四王神社)
	12日・13日	地口絵灯ろうまつり(保戸野・勝平神社)
	中旬~下旬	千秋公園・太平つつじ園などでつつじが見ごろ。千秋公園では夜にライトアップ
6月	25日・26日	山王祭(新屋・日吉神社)
	第1日曜日	へそまつり(河辺岩見三内地区)。お腹に絵を描いての「へそおどり」がユニーク!
	第2日曜日	鹿嶋祭(新屋・日吉神社) 太平山山開き
	中旬	秋田路のふき刈りが行われます(仁井田地区)
	下旬(予定)	秋田の新しい祭り「ヤートセ秋田祭」が行われます(大町・通町予定)
	下旬	県立小泉瀉公園(金足)で花菖蒲が見ごろ
7月	27日・28日	新波神社(雄和)の祭典。国無形文化財の神楽「山神(ざんじん)舞」や梵天奉納など
	上旬	岩見川(河辺)でアユ釣りが解禁。全国から釣り師たちが集まります
	上旬~8月上旬	下浜・桂浜・浜田の各海水浴場で海開き。7月中旬頃から本格シーズン
	第2土・日曜日	三皇祭(牛島・三皇熊野神社)
	20日・21日	土崎港曳山まつり(土崎神明社)。例年港まつりが終わると梅雨明け(例年27日頃)
	第3日曜日	秋田長持唄全国大会(雄和)
8月	第4日曜日	雄物川筏(いかだ)下り大会(雄和相川~秋田大橋右岸)。手作り筏やカヌーで雄物川を約20km下ります

	新秋田市	秋田	河辺	雄和	平成16年11月1日現在
面積	905.67km ²	460.10km ²	301.06km ²	144.51km ²	
人口	337,790人	318,041人	10,317人	7,892人	
世帯数	132,968世帯	127,689世帯	3,153世帯	2,126世帯	

秋田市の合併の歴史

- 明治22.4.1 秋田市制施行
- 38.8.1 南秋田郡広山田村(檜山観音前・長沼・宮田・愛宕下)・寺内村(八橋一里塚)・旭川村(泉馬場・新堰・反町・原の町・手形山崎)を編入
- 42.12.21 南秋田郡旭川村(手形深田)を編入
- 大正13.4.1 河辺郡牛島町(全域)を編入
- 15.4.1 南秋田郡川尻村(全域)を編入
- 昭和 8.3.14 南秋田郡旭川村(全域)を編入
- 16.4.1 南秋田郡土崎港町・寺内町・広山田村、河辺郡新屋町を編入
- 29.10.1 河辺郡浜田村・豊岩村・仁井田村・四ツ小屋村・上北手村・下北手村、南秋田郡太平村・外旭川村・飯島村・下新城村・上新城村、由利郡下浜村を編入
- 30.1.1 南秋田郡金足村を編入
- 平成17.1.11 河辺郡河辺町・雄和町を編入

合併

秋田・河辺・雄和の行事		
8月	3日~6日	東北を代表する夏祭り、秋田竿燈まつり(竿燈大通り)が開催
	10日	秋田市夏まつり雄物川花火大会(西部地区・雄物川河川敷)
	15日	岩見川清流まつり(河辺岩見大橋河川敷)。山車や天狗の行進の披露のほか、ヤマメ・イワナのつかみ取りやニジマス釣り大会など。親子で楽しめます
	お盆頃	羽川剣ばやし(下浜)、黒川番楽(金足)などの伝統芸能がとり行われます
	16日・17日	天徳寺(泉)の秘宝が虫干しをかねて公開されます
	17日・18日	作踊り(河辺和田地区)
	上旬	大正寺おけさまつり(雄和新波商店街、JA新あきた大正寺支店前広場)。約500mの商店街を400人以上の踊り手が踊り歩く「総おどり」は見もの
9月	下旬	太平山リゾート公園まつり
	28日	戸島神明社(河辺) 梵天奉納
	上旬	高尾山祭り(雄和高尾山横長根)。相撲大会や吟行俳句大会など
10月	14日・15日	山王八幡祭(八橋・日吉八幡神社)
	中旬	きのご狩りシーズン到来
11月	上旬	雄和花木農園でぶどう狩りが楽しめます
	上旬	雄和華の里では、ダリアや孔雀草が真っ盛り。秋祭りとして植木盆 栽祭りや焼肉パーティーなど
	中旬	健康のつどい(八橋運動公園ほか)
	中旬	太平山リゾート公園や大滝山自然公園(上新城)、へそ公園(河辺)でのキャンプが楽しい季節
12月	下旬	紅葉の美しい季節。水心苑(金足)や岨谷峡(河辺)などが格別
	中旬	初雪(平年は12日)
1月	上旬	12月から2月の酒造り「寒じこみ」が始まる。3月頃には新酒ができあがります
	下旬	スキー場オープン(太平山スキー場オーパス)
	第2月曜日	新成人の集い(八橋・市立体育館)
	15日	火振りかまくら(仁井田)
	15日	1年の無病息災、家内安全を祈って、鳥追(河辺赤平地区)が行われます
	15日頃	ヤマハゲ(豊岩・下浜)
2月	17日	三吉梵天祭(広面・太平山三吉神社)。別名、喧嘩ぼんでん
	下旬	厄払いのための山車奉納(河辺台地区)が行われます。 秋田・河辺冬まつり
3月	第1日曜日	童っ子の雪まつり(八橋運動公園)
	上旬	雄和の雪まつり(雄和華の里)。雪像コンクールをメインに、雄和太鼓や馬ソリの運行など

秋田市の市章



昭和3年6月の制定。的に「矢留」の形と、秋田市の「田」の字をあらわしています。「矢留」とは旧秋田藩主佐竹氏の居城「久保田城」の別名。

市の木・市の花



市の木 けやき



市の花 さつき

届出・証明



転入・転出など

秋田市に転入したとき、市外へ転出するとき、また市内で転居したときは、住民異動の届け出をしてください。

受付場所

市民課 ☎(866)2018 土崎支所 ☎(845)2261 新屋支所 ☎(888)8080
 市民サービスセンター(アルヴェ内) ☎(887)5320
 河辺市民センター ☎(882)5131 (河辺)岩見三内連絡所 ☎(883)2111
 雄和市民センター ☎(886)5520 (雄和)大正寺連絡所 ☎(887)2111

届出	届出の期間	届出に必要な物
転入届 他の市区町村から秋田市へ住所を移したとき	転入した日から14日以内	<ol style="list-style-type: none"> 前に住んでいた市区町村から交付された転出証明書 印鑑 国民年金の加入者は年金手帳 ※新たに国民健康保険に加入するかたは、窓口でお話してください。 なお、転入先の世帯に国民健康保険の加入者がいる場合は、その世帯の保険証をお持ちください。
転出届 秋田市から他の市区町村へ住所を移すとき	転出する前 ※転出証明書を交付します。転出先の住所を確かめてから届け出てください。	<ol style="list-style-type: none"> 印鑑 国民健康保険の加入者は保険証 印鑑登録をしている人は印鑑登録証 ※世帯主が転出する場合で、世帯員に国民健康保険加入者がいるときは、保険証をお持ちください。
転居届 秋田市内で住所を移したとき	引っ越しをしてから14日以内	<ol style="list-style-type: none"> 印鑑 国民健康保険の加入者は保険証
ガス・水道のことは	引っ越しに伴う水道の問い合わせは水道局 ☎(823)8431へ。 ガスについては東部ガス ☎(832)6595へ、 P55、56参照	
転校	住民異動届(転入・転出・転居)を出すと、転校に必要な書類を交付します。その書類を学校に提出して指示を受けてください。	



戸籍について

婚姻や出生などの際は、手続きに必要なものを確認して、すみやかに届け出るようにしましょう。

《本人確認を行っています》

虚偽の届出の対応策として、婚姻届、協議離婚届、養子縁組届、協議離縁届にいらしたかた(本人または使者)の本人確認を行っています。運転免許証やパスポートなど写真が添付されている官公庁発行の証明書をお持ちのかたは提示してください。

証明書をお持ちでないかたも届出はできます。本人確認ができなかった届出人には、届出があったことを郵便で通知し本人確認に替えさせていただきます。

秋田市の受付場所

市民課 ☎(866)2073 土崎支所 ☎(845)2261 新屋支所 ☎(888)8080
 市民サービスセンター(アルヴェ内) ☎(887)5320
 河辺市民センター ☎(882)5131 (河辺)岩見三内連絡所 ☎(883)2111
 雄和市民センター ☎(886)5520 (雄和)大正寺連絡所 ☎(887)2111

届出の種類・期間	届出人	届出に必要な物	届出の受付場所
出生届 生まれた日から14日以内(生まれた日を含む)	父・母、同居者、出産に立ち会った医師、助産師の順	<ol style="list-style-type: none"> 出生証明書1通 母子健康手帳 届出人の印鑑 国民健康保険の加入者は保険証 	出生地、子の本籍地または届出人の所在地(住所地または一時滞在地)の市町村役場へ。秋田市に届ける場合は、上記の窓口へ。
死亡届 死亡の事実を知った日から7日以内(事実を知った日を含む)	同居の親族、同居していない親族、同居者、家主、地主、家屋か土地の管理人の順	<ol style="list-style-type: none"> 死亡診断書1通 届出人の印鑑 国民健康保険の加入者は保険証 	死亡地、死亡者の本籍地または届出人の所在地(住所地または一時滞在地)の市町村役場へ。秋田市に届ける場合は、上記の窓口へ。
《斎場の使用》死亡届けの際に、上記の受付場所で、火葬の手続きをしてください。亡くなったかたの住所が市外にある場合は有料になります。 斎場使用の予約についてはP82参照			
婚姻届 届出のときから効力があります	婚姻する夫婦	<ol style="list-style-type: none"> 婚姻届書 ※婚姻届書には、20歳以上の証人2人が必要です。また、夫または妻が未成年者である場合は父母の同意書が必要です。 届出地に本籍がない場合は、戸籍謄本1通 夫と妻の印鑑(1人は旧姓) 国民健康保険の加入者は保険証 	夫または妻の本籍地または所在地(住所地または一時滞在地)の市町村役場へ。秋田市に届ける場合は、上記の窓口へ。
転籍届 届け出のときから本籍が変更になります	戸籍筆頭者および配偶者	<ol style="list-style-type: none"> 転籍届書 市外から市内へ、または市内から市外へ転籍する場合は戸籍謄本1通(市内での転籍のときは不要) 届出人(戸籍筆頭者および配偶者)の印鑑 	届出人の所在地(住所地または一時滞在地)、新、旧いずれかの本籍地の市町村役場へ。秋田市に届ける場合は、上記の窓口へ。

このほか入籍届、離婚届、養子縁組届、養子離縁届、認知届、失踪届などがあります。

時間外・休日の届出 時間外および休日の戸籍の届出は、市役所、土崎支所、新屋支所の守衛室で、受付だけして、その時に内容の審査は行いません。また、市民サービスセンターでは休日に受付だけ行い、時間外および休館日(月曜)には受付していません。

受付した届書は後日(平日)に内容を審査し、不備がある場合は担当職員が電話連絡します。内容によっては再度来庁していただく場合もあります。

なお、戸籍の届出の相談は平日に市役所、土崎・新屋支所、河辺・雄和市民センターにお願いします。

No.1サービスを目指す



NPO生前相談賛助法人

こすもす秋田

指定・提携先

生協・JA新あきた・職員互助会(県警、秋田市、男鹿市、秋田県市町村)・秋田市ワークバル・JR東日本秋田支社・NTT-BA・労組(電力、建築、全労済)・防衛庁共済組合 他

■本社・こすもすホール秋田市寺内字三千刈238-1
 ■こすもすロイヤルホール秋田市東通4丁目5-10
 ■こすもすおが南秋ホール「セルビス」天王町天王字追分117-40
 ■こすもす南会館秋田市仁井田字新中島1027-2
 ☎018-866-8666 ☎0120-237036 FAX018-866-6688

全ホール宿泊完備

近くて
安くて
合理的



外国人登録

受付窓口

市民課☎(866)2073
土崎支所☎(845)2261
河辺市民センター☎(882)5131
雄和市民センター☎(886)5520

外国人登録...日本に一定期間以上滞在する外国人は、外国人登録をする必要があります。登録をしないと入学や就職、居住関係など、各種証明書が必要なときに発行できません。申請は本人が原則です。

外国人登録申請...申請は本人が原則です。

証明書の交付...請求できるのは本人および同居している親族のかたです。同居している親族のかた以外は委任状が必要です。

手数料...1通300円

受付時間...平日午前8時30分～午後5時15分

注 受付窓口は登録する住所によって違います



印鑑登録

受付窓口

市民課☎(866)2018
土崎支所☎(845)2261
新屋支所☎(888)8080
市民サービスセンター(アルヴェ内)☎(887)5320
河辺市民センター☎(882)5131
岩見三内連絡所☎(883)2111
雄和市民センター☎(886)5520
大正寺連絡所☎(887)2111

外国人のかたは、新屋支所では登録できません。

登録資格...満15歳以上で市に住民登録か外国人登録をしているかた

登録手数料...300円

手続の方法

本人が申請するとき...登録する印鑑 登録する本人であることを証明できるもの(運転免許証、パスポート、外国人登録証明書、健康保険証など)をお持ちください。

運転免許証などがなく窓口で本人の確認ができないときは、その日の登録はできません。後日、本人あてに照会文書を郵送しますので、14日以内に照会回答書を持って登録してください。

代理人が申請するとき...やむを得ない理由で本人が来れないときは、代理人が登録手続きできます。このとき、登録する印鑑 代理人の印鑑 本人自筆の委任状(用紙は受付窓口にあります) 代理人の本人確認ができる官公署発行の写真付き証明書をお持ちください。なお、申請の日には登録できません。

登録できる印鑑

一辺が8ミリメートル以上25ミリメートル未満の正方形に収まるもので、印影のはっきりしたものに限りです。磨滅した印鑑やゴム印は登録できません。また、一つの印鑑を複数の人で登録することはできません。

登録した印鑑や印鑑登録証をなくしたとき

受付窓口へ備え付けてある印鑑登録廃止届と印鑑登録申請書で新たに登録してください。



戸籍・住民票などの各種証明書

問い合わせ 市民課☎(866)2018

種類	内容	手数料	受け付け場所
戸籍謄本 除籍謄本	戸籍(除籍)に記載された事項の全部を写したもの	戸籍1通 450円 除籍1通 750円	市民課 土崎支所 新屋支所 市民サービスセンター 各地域センター 〔地域センターに申請した場合、御野場地域センター以外は翌日以降の交付となります〕 河辺市民センター 岩見三内連絡所 雄和市民センター 大正寺連絡所 住民票の閲覧は、各地域センター、市民サービスセンター、両連絡所ではできません。 河辺・雄和区域が本籍のかたの戸籍は平日8:30～17:15の交付となります。
戸籍抄本 除籍抄本	戸籍(除籍)のうちで、必要部分だけを写したもの	戸籍1通 450円 除籍1通 750円	
受理証明	届出、申請の受理を証明したもの	1通 350円 (上質紙 1,400円)	
戸籍の附票	本籍を有する者について住所を記入したもの	1通 300円	
住民票の全部(一部)の写し	住民票に記載された事項の全部(必要な一部)を写したもの	1通 300円	
身分証明	成年被後見人等・破産宣告の有無を証明したもの	1枚 300円 (本人以外は委任状が必要)	
印鑑登録証明	登録している印鑑の写しを証明したもの	1枚 300円 (印鑑登録証が必要)	
年金のはがき証明	住民票に記載された事項の証明	無料 (現況届などの用紙が必要)	
その他の諸証明		1件 300円	
住民票の閲覧		1世帯 300円	

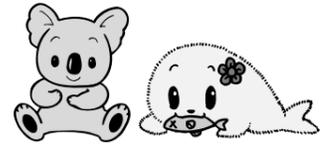


戸籍謄本・抄本
住民票の写し
年金のはがき証明

郵便でも請求できます
お近くの郵便局窓口へどうぞ

会員募集中 みどりの会
ご入会金は1家族様10,000円のみで長期にわたりご利用いただけます。他社の掛金制会員の方もどうぞご相談ください。

人形・ぬいぐるみ **供養祭** 年1回開催予定



レゼール JA秋田
レゼール追分 (株)JA秋田葬祭センター
〒010-0126 秋田市金足追分字海老穴266 TEL.018-872-1890 FAX.018-872-1891 0120-46-5731
ホームページ http://www.ja-sousai-akita.co.jp

リースで拓く新しい時代の経営

私たちは、これまで培ってきたノウハウを活かし、さらに母体企業の秋田銀行をはじめ関連企業との連携により総合力を結集し、チャレンジする企業を応援してまいります。



〒010-0921 秋田市大町二丁目4番44号(秋田第一ビル3階) TEL.018-863-8369(代表) FAX.018-864-6626



「あきた市民カード」

自動交付機をご利用ください

住民票の写し
印鑑登録証明書
住民票記載事項証明書

設置場所

市役所の正面玄関横
市民サービスセンター(アルヴェ)
土崎支所
秋田テルサ

窓口で申請書を書くことなく、「あきた市民カード」を利用して住民票の写しなどを行うことができる自動交付機を設置しています。土・日・祝日も利用できます。

交付手数料は、各証明書1通につき300円です。

利用時間(年末年始を除く毎日)

市役所・土崎支所
平日...午前9時～午後7時
土・日・祝日...午前9時～午後5時
市民サービスセンター(アルヴェ)
毎日午前9時30分～午後7時
秋田テルサ
平日...午前9時30分～午後7時
土・日・祝日...午前9時30分～午後5時
機械点検などにより休止する場合があります。



自動交付機を利用するには「あきた市民カード」が必要です。

カードの交付申請できる人

満15歳以上で、秋田市に住民登録をしているかたです。なお、本人以外は申請できません。

交付申請に必要なもの

身分を証明するもの(運転免許証、パスポート、健康保険証など)
認め印
従来の印鑑登録証(お持ちのかた)

暗証番号

あきた市民カードを自動交付機で利用する際、暗証番号が必要となります。交付申請の時に4桁の数字(「0000」以外)を登録してください

カード交付手数料

カードの交付は無料です。

交付窓口

市民課 土崎支所 新屋支所
市民サービスセンター(アルヴェ内)
河辺市民センター (河辺)岩見三内連絡所
雄和市民センター (雄和)大正寺連絡所

新たに印鑑登録する場合

新たに印鑑登録されるかたには、「あきた市民カード」としても使える印鑑登録証を交付します。印鑑登録の際に4桁の暗証番号を設定してください。印鑑登録の手数料は300円です。

問い合わせ

市民課 ☎(866)2018



住民基本台帳カード

市民課 ☎(866)2073

市民課では、本人確認の証明書や公的個人認証サービスにも利用できる住民基本台帳カードを発行しています。写真付きと写真なしがあります。

受付窓口...市民課

河辺市民センター(後日交付)
雄和市民センター(後日交付)

交付申請できる人...本人のみ

交付申請に必要なもの...

身分を証明するもの(運転免許証、パスポート)
6か月以内に無帽、正面、無背景で撮影した、たて4.5cm、よこ3.5cmの写真(写真付きカードを希望するかた) 窓口でも写真をとることができます

交付手数料...500円

交付時間...午前8時30分から午後5時まで

住民基本台帳ネットワークシステムのサービス

住民票の写しの広域交付

全国どこの市区町村窓口でも住民票の写し(本籍地の記載を除く)がとれます。

交付申請できる人...本人または同一世帯のかた
交付申請に必要なもの...

身分を証明するもの(運転免許証、パスポート)

交付手数料...300円

交付時間...午前9時から午後5時まで

転入・転出の手続きが簡単に

また、住民基本台帳カードがあれば、転入・転出手続きが簡単にいきます。あらかじめ転届を市に郵送し、転出先の市区町村で住民基本台帳カードを提示してください。これにより転出先の市区町村窓口へ一度行くだけで届出が行えます。

公的個人認証サービス

自宅のパソコンからインターネットを使って行政機関に対して申請や届出ができる仕組みづくりに取り組んでいます。市民課では、その際に必要な「電子証明書」を発行しています。

公的個人認証サービスは現在、国の一部の事務で利用できますが、市の事務ではまだ利用できるものではありません。

受付窓口...市民課

河辺市民センター 雄和市民センター

交付申請に必要なもの...

身分を証明するもの(運転免許証、パスポート)

交付手数料...500円

交付時間...午前8時30分から午後5時まで

気品漂う空間で心に残るひとときを。

- 施設案内/客室総数113室・大宴会場・中小宴会場・結婚式場・チャペル・ブライダルサロン・写場・化粧着付室・レストラン・コンビニエンスストア・駐車場76台
 - アクセス/JR秋田駅から車で5分、秋田空港よりリムジンバスで50分
 - 官庁街・ビジネス街から徒歩5～10分
- 【インターネット予約】<http://www.mitsuianko.co.jp/urban/akita/index.html>

三井アーバンホテル 秋田
〒010-0921 秋田市大町二丁目5番1号
Tel.018(824)4131

新しい風...秋田の愛されるコミュニティゾーン

季節いちばん、旬の香り。くつろぎのひとときを——。やすらぎの時を……。
和食・酒・地酒 コーヒーラウンジ レストラン&バー



11F 活きた素材の一品料理から、四季の風ただよ会席料理、鍋料理まで。

3F 落ち着いたスペースでティータイムに、お待ち合わせに。

11F 一杯のグラスから始まる、味わい深い時間。



藤田観光グループ
秋田ワシントンホテル
〒010-0921 秋田市大町2-2-12 ☎018(865)7111

市民相談



お気軽にご相談を

市民相談室
☎(866)2039

市民相談室は、市民のみなさんからの相談窓口です。いつでも気軽にお電話ください。市政についての意見・要望もお聴きしています。
また、下記のような専門相談を定期的開設し、暮らしのなかで起こるさまざまな問題や心配ごとの相談にも応じています。

市民相談室の相談

- いずれの相談も無料。プライバシーは必ず守ります。相談の際は、
- 相談がスムーズに進むよう、あらかじめ話の内容をまとめておいてください。
- 説明に必要と思われる資料がありましたら、お持ちください。
- 代理のかたでは、詳しい事情が分からず、正しい助言ができない場合がありますので、なるべく本人がおいでください。
- 相談員は助言しますが、解決にあたるのは相談者自身です。

相談	内容	相談日・時間	相談場所
法律相談	金銭、借家、借地、相続、離婚などの相談に弁護士が応じます。	第1・3木曜日、午前9時～正午 (事前に電話などで予約受付)	市役所 市民相談室
		偶数月の第2木曜日、午前9時～正午 (事前に電話などで予約受付)	土崎支所 ☎(845)2261
		奇数月の第2木曜日、午前9時～正午 (事前に電話などで予約受付)	新屋支所 ☎(888)8080
		平成17年4月から、 偶数月の第1木曜日、午後1時30分～4時30分 (事前に電話などで予約受付)	秋田テルサ 予約は 市民相談室
登記相談	登記手続きについて司法書士が相談に応じます。	第2火曜日、午後2時～4時 (事前に電話などで予約受付)	市役所 市民相談室
税務相談	不動産の売買、遺産相続など税務全般について税理士が相談に応じます。	第3火曜日、午後1時～4時 (予約不要・当日受付)	
遺言相談	遺言、相続、離婚などについて公証人が相談に応じます。	第3火曜日、午前9時～正午 (予約不要・当日受付)	
人権・困りごと相談	毎日の暮らしのなかで起こるさまざまな問題について人権擁護委員が相談に応じます。	第2・4木曜日、午後1時～4時 (予約不要・当日受付)	
各種年金 社会保険等相談	各種年金、雇用保険、労働災害などについて社会保険労務士が相談に応じます。	第2金曜日、午後1時～4時 (予約不要・当日受付)	
交通事故相談	交通事故全般について、交通事故相談員が相談に応じます。	第1・3水曜日、午前9時～午後3時 (予約不要・当日受付)	
行政書士相談	いろいろな許認可申請や手続きについて行政書士が相談に応じます。外国人の入管業務などの相談にも応じます。	第1金曜日、午後1時～4時 (予約不要・当日受付)	

相談日程は「広報あきた」や「秋田市ホームページ」でお知らせします。

このような相談もあります

相談	内容	相談日時・問い合わせ先
消費生活相談	P23参照	消費者センター ☎(866)2016
子育て相談 女性の悩み相談	子育てや家庭に関する相談、また、DVなど女性の抱える悩みの相談に応じます。	火～日曜日、午前9時～午後7時 子ども未来センター(アルヴェ5階) ☎(887)5339
ぐりーん・えこ 家庭教育相談電話	お子さんのしつけ、ことば、情緒、社会性など、心と体の心配ごとについて。	火～日曜日、午前9時～午後7時 子ども未来センター(アルヴェ5階) ☎(887)5337
少年相談 わかさ相談電話	少年の悩みや心配ごとをお気軽にご相談ください。	市少年指導センター(サンパル秋田内) ☎(862)3225
就学相談	就学前のお子さんの心配ごと	秋田市教育研究所 ☎(865)0056 P61参照
いじめ・不登校等 教育問題相談	いじめなどの悩みごとのあるかたは遠慮なくご相談ください。	秋田市教育研究所 ☎(866)2255 P61参照
教職員・教育全般相談	学校生活や家庭生活など	秋田市教育研究所 ☎(866)4153 P61参照
こころの電話	ストレスによる心身の不調、職場・学校・家庭の人間関係、心の病や社会復帰への不安など、心の健康全般についての相談をお受けします。	月～金曜日、午後1時～4時 県精神保健福祉センター☎(892)3939(専用電話)
健康相談	P53参照	保健予防課 ☎(883)1174～8
介護相談	P39参照	各在宅介護支援センターへ
ふれあい 福祉相談センター	日常生活のあらゆる心配ごとや法律の相談に応じます。訪問相談も行います。	月～金曜日、午前9時～午後4時 市社会福祉協議会(老人福祉センター内) ☎(863)6006 (第3月曜日は無料法律相談を開設...要予約)
生涯学習相談	各地区に生涯学習奨励員がいます	生涯学習室 ☎(866)2245
雇用相談	P90参照	工業労政課 ☎(866)2114 ハローワーク秋田 ☎(864)4111 総合雇用支援センター(秋田テルサ3階)☎(889)8601
労働相談	一般勤労者やパートタイマーの労働条件改善、福祉向上などについて相談を受けます。	月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分 工業労政課 ☎(866)2114 秋田労働基準監督署 ☎(865)3671
出稼ぎ相談	安全就労や出稼ぎ互助会への加入などの相談を受けます。	月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分 工業労政課 ☎(866)2114
花と緑の相談	花や樹木を育てる際の相談にお答えします。	花と緑の相談所(一ツ森コミュニティ体育館)☎(831)0087 4月1日～12月15日(日・月・祝日定休)、午前9時～午後4時30分



起業、創業の相談は「チャレンジオフィスあきた」

事業を行っているかた、事業を始めようと考えているかたのための面談による無料相談窓口です。

問い合わせ 工業労政課☎(866)2114

市税

消費生活相談は 市役所生活課内 秋田市消費者センター

☎(866)2016 相談受付 月～金曜日(年末年始・祝日を除く)
午前8時30分～午後5時15分

悪質商法によるトラブルや消費生活についての相談・苦情を
お聴きして解決のためのお手伝いをします。
クーリング・オフ(無条件解除)の方法など、お気軽にご相談ください。

悪質商法 だまされないようにする、5つの基本!

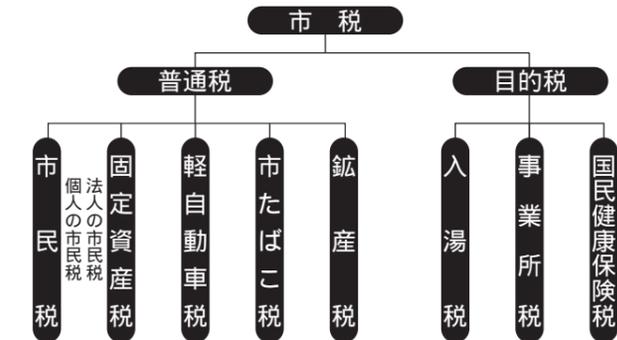
- はっきりことわる
- うまい話はまず疑う
- 財産や家族構成をみだりに教えない
- むやみに署名や捺印をしない
- まず家族や公的機関に相談する

おもな販売方法	おもな商品・サービス	販売方法や特徴	クーリング・オフ期間
SF(催眠)商法	羽毛ぶとん、磁気マットレス、電気治療器具、健康食品など	閉めきった会場に人を集め、日用品などをタダ同然で配って雰囲気を盛り上げた後、高額な商品売りつける。	8日間
内職商法	あて名書き、チラシ配り、アクセサリなどの制作、パソコンソフトなどの売りつけ	「あて名書きで自宅収入を」「技術を身につけて高収入を」などと、広告やダイレクトメールで勧誘し、材料や機械を売りつけ、多額の受講料などを契約させる。	20日間
マルチ商法	羽毛ぶとん、健康食品、婦人下着、美容器具、浄水器、化粧品など	商品を購入し、自分もまた商品の買い手を探して、買い手が増えることに手数料(マージン)が入ると勧める。	20日間
点検商法	床下換気扇、ふとん、浄水器など	点検に来たと言って訪問し、「床下が腐っている」「ふとんにダニがいる」などと事実と異なることを言って、不安をあおり商品売りつける	8日間

市税って何?

市民税課☎(866)2054
資産税課☎(866)2056
国保年金課
☎(866)2099

市税は、社会福祉、ごみやし尿の処理、病気の予防や公害の防止、学校教育、道路や市営住宅の整備・建設など、みなさんが安心・安全な市民生活を送るために負担しなければならない市民共通の経費です。秋田市で課税している市税は、次のとおりです。



- ・普通税とは、その税収入の用途について制限がなく、各種の事務・事業に使える税金をいいます。
- ・目的税とは、都市環境の整備・改善、環境衛生・消防施設の整備、国民健康保険事業など特定の目的のために使う税金をいいます。

市・県民税の申告は3月15日までに

市民税課☎(866)2055
河辺市民センター税務班
☎(882)5171
雄和市民センター税務班
☎(886)5540

適正な課税をするために、前年中に所得があった人は、毎年2月上旬から3月15日までに市民税・県民税の申告をしてください。
申告の時期になると、市内各地で申告相談を行いますので、お近くの会場へお越しください。
申告しなくてもよい人は、前年中に給与所得のみで、勤務先から給与支払報告書が提出されている人 所得税の確定申告をした人です。

国税と県税

私たちが納めている税金には、市税のほかに国税と県税があります。

税金のこと、もっとよく知らなくちゃ!

国税
種類は
所得税 法人税 消費税
相続税 贈与税などが
あります。
国税の相談は
秋田南税務署☎(832)4121
秋田北税務署☎(845)1161

自動車税は、県税になるんだね!

県税
種類は
県民税 事業税
不動産取得税
自動車税 地方
消費税など
県税の相談は
県秋田地域振興局県税部
☎(860)3332

ようこそ森のオアシスへ

3つのリラクゼーションで「心とからだの健康づくり」をサポートします。
ユフォーレの「温泉利用指導者」「健康運動指導士」「管理栄養士」「保健師」が温泉利用方法などのご相談に応じております。

入浴休憩料	大人 500円	小学生250円
全館利用料	大人1,000円	小学生500円
ご宿泊(1泊2食)	8,900円～(大人お一人様)	

●ご入浴時間 10:00～21:00
●休館日 2月、7月の第1火曜日から3日間

秋田駅前口から車で約30分

秋田県健康増進交流センター ユフォーレ
〒019-2742秋田県秋田市河辺三内字丸舞1-1 TEL 018-884-2111 FAX 018-884-2131

個人の市民税

市民税課 ☎(866)2055
 河辺市民センター税務班 ☎(882)5171
 雄和市民センター税務班 ☎(886)5540

納める人 1月1日現在、秋田市、(旧)河辺町、(旧)雄和町に住んでいる人。前年中の所得などに応じて納めていただきます。

納め方
 直接みなさんが金融機関等で納める普通徴収
 勤務先で給料からの天引きにより納める特別徴収

税額の計算方法
 ・均等割額...3,000円（ほかに県民税1,000円が加わります）
 ・所得割額...所得の額に応じて負担していただくもので、次のように計算されます。
 課税標準額 × 税率 - 税額控除
 ・税率は、課税標準額に応じて、市民税3%、8%、10%、県民税2%、3%となります。

法人の市民税

市民税課 ☎(866)2054
 河辺市民センター税務班 ☎(882)5171
 雄和市民センター税務班 ☎(886)5540

納める人 市内に事務所や事業所がある法人など。規模や収益に応じて納めていただきます。

税額の計算方法
均等割額...資本などの金額と従業者数に応じて6万円から360万円までの9段階です。
法人税割額...法人税額(国税) × 税率(14.7%)

合併後、河辺区域または雄和区域にのみ所在する法人については、平成20年3月31日に終了する事業年度分まで、均等割・法人税割とも現行税率のまま不均一課税を実施します。

ただし、河辺区域および雄和区域に所在する法人で、かつ秋田区域に事務所や事業所がある法人については、合併時に秋田市の税率を適用します。

軽自動車税

市民税課 ☎(866)2054
 河辺市民センター税務班 ☎(882)5171
 雄和市民センター税務班 ☎(886)5540

納める人 毎年4月1日現在でバイクや軽自動車をお持ちの人。購入、廃車、譲渡、盗難や住所が変わったときは、お早めに申告してください。

申告の場所と必要なもの
125cc以下のバイク・小型特殊自動車
申告の場所 市民税課 河辺市民センター 雄和市民センター
申告に必要なもの
 ・新規登録.....所有者と使用者の印鑑、車両のメーカー名、車台番号、排気量、型式認定番号、販売または譲渡の証明書、廃車申告受付書(中古車)
 ・廃車.....所有者と使用者の印鑑、ナンバープレート、標識交付証明書
 ・譲渡.....廃車と新規登録に必要な書類、譲渡証明書(販売証明書は不要)
 ・住所変更.....転居先により手続きが異なりますので、電話でお問い合わせください。

軽自動車・250cc以下のオートバイ
申告の場所 秋田県軽自動車協会 ☎(862)6219
250ccを超えるオートバイ
申告の場所 秋田運輸支局 ☎(863)5811

固定資産税

資産税課
 ☎(866)2056(土地)
 ☎(866)2057(家屋)
 ☎(866)2836(償却)

河辺市民センター税務班 ☎(882)5171
 雄和市民センター税務班 ☎(886)5540

納める人 土地、家屋、償却資産(機械などの事業用資産)を1月1日現在、秋田市、(旧)河辺町、(旧)雄和町に所有している人

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧...4月1日から5月末日までの平日、秋田市区域は資産税課、河辺区域は河辺市民センター、雄和区域は雄和市民センターで縦覧できます。
固定資産課税台帳の閲覧...4月1日から通年(平日のみ)、資産税課のほか土崎支所、新屋支所、市民サービスセンター(アルヴェ)、河辺市民センター、雄和市民センターで閲覧できます。ただし、課税内容についてのお問い合わせは、資産税課、河辺市民センター、雄和市民センターで、それぞれの区域の資産に限って取り扱います。

税額の計算方法...税額は土地、家屋や償却資産の課税標準額の合計に税率をかけて算出します。税率については、合併に伴い、市町ごとに所在する固定資産に対し、平成20年度まで下表のとおり不均一課税を実施します。

不均一課税表	対象年度	秋田市	(旧)河辺町	(旧)雄和町
	平成17年度	1.6%	1.4%	1.4%
	平成18~20年度	1.6%	1.5%	1.5%
	平成21年度~	1.6%	1.6%	1.6%

免税点...所有するそれぞれの資産の課税標準額の合計が次の額に満たないときは、固定資産税は課税されません。
 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円

住宅用地についての特例...課税標準額は、小規模住宅用地(200㎡まで)は価格の6分の1 一般住宅用地(200㎡を超える部分)は価格の3分の1になります。

新築住宅の減額措置...新築された一般木造住宅は3年間、3階建て以上の中高層耐火住宅については5年間、120㎡に相当する部分の税額が2分の1に減額されます(ただし、居住用床面積が50㎡以上280㎡以下の建物に限ります)。

納付の猶予と減免について

1 納税の猶予ができるのは?

災害などにより市税の納付が困難になったときは、納税を一時猶予したり、分割して納めることができます。
 お問い合わせ
 納税課 ☎(866)2058
 国保年金課 ☎(866)2189

2 市税が減免できるとき

所得が著しく減少したときや災害などにより生活が困難になったときなど、事由によっては市税の減免を受けることができます。
 お問い合わせ
 市民税課 ☎(866)2055
 資産税課 ☎(866)2836
 国保年金課 ☎(866)2099

事業所税

市民税課☎(866)2054
 河辺市民センター税務班
 ☎(882)5171
 雄和市民センター税務班
 ☎(886)5540

秋田市の都市環境の整備のために使われる税金で、人口30万人以上の都市で課税されています。
納める人...秋田市内で事業を行っているかたで、下記の要件に該当する法人、個人。
資産割 市内の事業所の床面積の合計が1,000㎡を超えている
従業者割 市内の従業者数の合計が100人を超えている
 河辺区域、雄和区域における事業所税は、平成19年度まで課税を免除します。

市たばこ税

市民税課☎(866)2054

秋田市内で販売されたたばこには、市たばこ税が課税されており、市民の暮らしに役立てられる大切な収入源になっています。

入湯税

市民税課☎(866)2054

入湯税は、鉱泉浴場に入ったときに納める税金です。この税は主に環境衛生・消防施設の整備などに使われます。税額は、宿泊が1人1日150円、日帰りが75円です。

鉱産税

市民税課☎(866)2054

納める人...石油、天然ガス、鉄鉱などの鉱物の掘採を行う鉱業者。鉱物の価格に応じて課税されます。

税金は納期限までに納めましょう

市税の納税カレンダー

税金の種類	全期	1期	2期	3期	4期
市民税・県民税 (普通徴収)	—	6月	8月	10月	1月
固定資産税	—	5月	7月	12月	2月
軽自動車税	5月	—			
国民健康保険税	7月から翌年3月までの9回				

市税の滞納は、延滞金が加算されます

市税を納期限までに納めない、市役所から督促状が出されると、そのままにしておくと、財産の差押えなどを受けることになります。また、年率14.6%（納期限から1か月までの割合については、4.1%）の延滞金が加算されますので、ご注意ください。詳細は納税課へお問い合わせください。
 ☎ 866 2058

市税の納付は口座振替が便利です！

口座振替は、市民税・県民税、固定資産税、国民健康保険税の納付に利用できます。

口座振替の手続きは、郵便局、市内の金融機関または納税課へ、納税通知書 預・貯金通帳の口座番号がわかるものと、その通帳の印鑑をお持ちください。

平成17年度からは、軽自動車税の口座振替と、市民税・県民税、固定資産税の全期納付(年税額を1回で納付)も可能になります。

問い合わせ 納税課☎(866)2059 国保年金課☎(866)2189

市税に関する証明と閲覧

お問い合わせ 市民税課☎(866)2054

受付窓口...市民税課・土崎支所・新屋支所・市民サービスセンター(アルヴェ)

河辺市民センター・岩見三内連絡所・雄和市民センター・大正寺連絡所

種類	手続きに必要なもの			手数料
所得・課税証明	・本人が来る場合 本人の身分が確認できるもの(健康保険証、運転免許証など)	・同居親族が来る場合 来るかたの身分が確認できるもの(健康保険証、運転免許証など)	・本人から委任を受けた人が来る場合 委任状 来るかたの身分が確認できるもの(健康保険証、運転免許証など)	1件300円
納税証明	市県民税 国民健康保険税	法人市民税 事業所税	・法人の印鑑を持ち出しできない場合 委任状 来るかたの身分が確認できるもの(健康保険証、運転免許証など)	
法人等所在地証明	法人名の彫刻された印鑑 来るかたの身分が確認できるもの(健康保険証、運転免許証など)			
軽自動車税納税証明 (車検用)	特になし(車のナンバーをひかえておいてください)			無料

お問い合わせ 資産税課☎(866)2836

受付窓口...資産税課・土崎支所・新屋支所・市民サービスセンター(アルヴェ)

河辺市民センター・岩見三内連絡所・雄和市民センター・大正寺連絡所

種類	手続きに必要なもの			手数料
固定資産税の納税証明 課税証明	・本人が来る場合 本人の身分が確認できるもの(健康保険証、運転免許証など)	・同居親族が来る場合 来るかたの身分が確認できるもの(健康保険証、運転免許証など)	・本人から委任を受けた人が来る場合 委任状 来るかたの身分が確認できるもの(健康保険証、運転免許証など)	1件300円 (評価証明と公課証明は、土地、家屋それぞれ5筆まで300円、6筆目からは1筆につき140円加算。閲覧は無料)
評価証明 償却資産 公課証明 その他諸証明 閲覧	土地 家屋 償却資産			

法人の場合は、窓口に来るかたの身分が確認できるもの(健康保険証、運転免許証など)と、法人名の彫刻された印鑑または委任状が必要です。

所有者以外でも、その資産に何か特定の利害、権利があれば、委任状がなくても申請できます。ただし関係の確認ができる書類が必要です。

窓口に来られないかたは郵便でも請求できます

市税関係の証明書は郵便でも請求できます。下記のを封書で各担当課(市民税課・資産税課)までお送りください。

- 1 請求書：便せんなどに、住所、氏名、日中の連絡先、必要な証明書などを明記したもの
- 2 身分を確認できる公的機関発行の書類の写し(免許証や保険証のコピー)
- 3 定額小為替：手数料として必要分のもの(郵便局で取り扱っています)
- 4 返信用封筒：宛先を記入し、切手を貼ったもの
委任状；代理請求の場合に限り必要です。
請求書、委任状の様式は「秋田市ホームページ」からダウンロードすることができます。

アドレス <http://www.city.akita.akita.jp/city/form/default.htm>

国民健康保険

国保年金課
 国保年金資格担当 ☎(866)2097
 給付担当 ☎(866)2098
 賦課担当 ☎(866)2099
 収納担当 ☎(866)2189
 収納管理担当 ☎(866)2618

職場の健康保険や共済組合などに加入している人以外は、必ず国民健康保険に加入しなければいけません。国保に加入していると、安心してお医者さんにかかれます。

加入、脱退などの届け出

他の市区町村から転入して国保に加入するときや、他の健康保険へ加入して国保を脱退するときなどは、届け出が必要です。住所や氏名が変わったときも同じです。

受付窓口

市民課 国保年金課 土崎支所 新屋支所 市民サービスセンター(アルヴェ) 河辺市民センター 雄和市民センター 岩見三内連絡所 大正寺連絡所

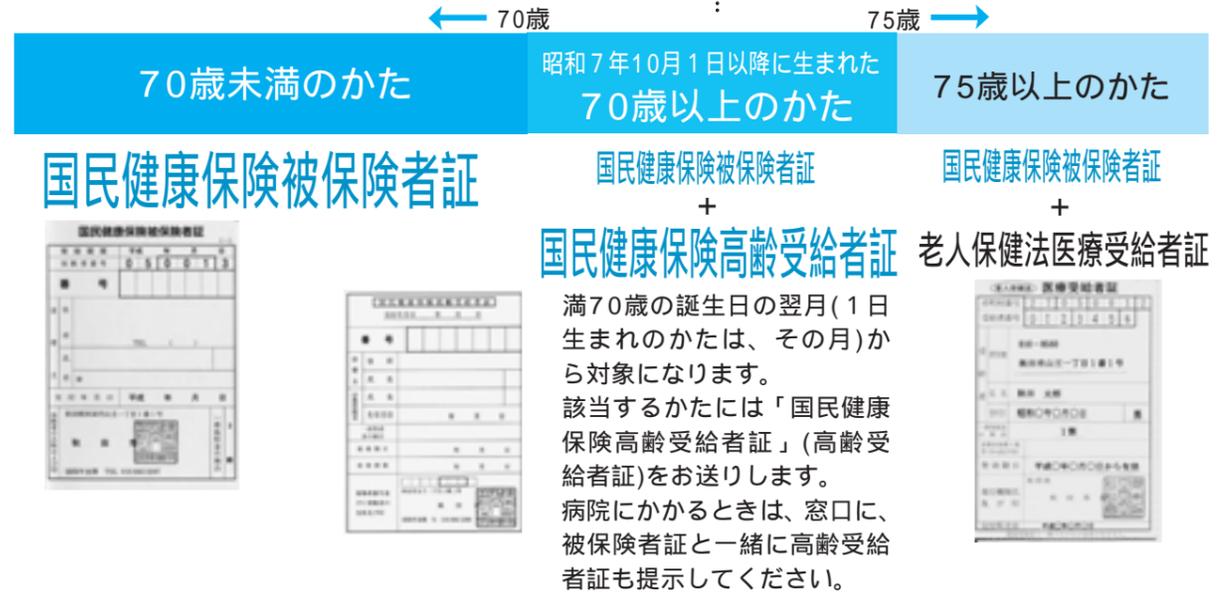
届け出は14日以内に

	こんな時は手続きを	手続きに必要なもの
国保に加入するとき	他の市区町村から転入したかたがいるとき	被保険者証
	他の健康保険をやめたかたがいるとき	被保険者証 社保などの資格喪失証明書 各種医療費受給者証をお持ちのかたは受給者証
	生活保護を受けなくなったかたがいるとき	被保険者証 保護決定(廃止)通知書
	子どもが生まれたとき	被保険者証 印鑑 世帯主の口座番号がわかるもの
国保を脱退するとき	他の市区町村へ転出するかたがいるとき	被保険者証
	他の健康保険に入ったかたがいるとき	被保険者証 職場の被保険者証(カード型の場合は世帯全員分) 各種医療費受給者証をお持ちのかたは受給者証
	生活保護を受けることになったかたがいるとき	被保険者証 保護決定(開始)通知書
	亡くなったかたがいるとき	被保険者証 印鑑 葬祭を行ったかたの口座番号がわかるもの
その他	退職者医療制度に該当することになったとき	被保険者証 年金証書
	住所・世帯主・氏名などが変わったとき	被保険者証
	被保険者証をなくしたり、破損したとき	破損した被保険者証 印鑑 身分証明書など
	修学のため、他の市区町村に居住するかたがいるとき	被保険者証 在学証明書(申請年度に発行されたもの)
	長期旅行などで別個の被保険者証が必要なとき	被保険者証

被保険者証とあるのは国民健康保険被保険者証のことです
 届け出によっては印鑑が必要なときがありますので、印鑑をお持ちください
 上記の手続きで、世帯の中に国保高齢受給者証をお持ちのかたがいる場合には、あわせてお持ちください
 届け出が遅れると、さかのぼって課税されたり、医療費を返していただくことがありますので、早めに届け出をしてください

国民健康保険の対象者

老人保健制度の対象年齢変更の経過措置として、昭和7年9月30日以前に生まれた75歳未満のかたは、そのまま老人保健制度でお医者さんにかかります。 ☎ 56ページ参照



退職者医療制度

会社などを退職して国民健康保険に加入し、被用者年金(厚生年金や共済年金など)を受けている75歳未満のかたと、その被扶養者が対象となる制度です。退職者本人が老人保健制度に移るまでの間、退職者医療制度で病院にかかるとのことになります。退職者医療制度でお医者さんにかかると、保険給付の財源として社会保険診療報酬支払い基金からその一部が交付されるので、国民健康保険税の適正な賦課につながります。

退職者医療制度の対象になるかたと自己負担割合

老人保健制度の適用を受けているかたは対象になりません

対象者	自己負担割合	
	70歳未満	70歳以上
退職者本人	3割	高齢受給者証に表示されている負担割合(1割または2割)
被扶養者		

退職者本人: 厚生年金や共済年金の加入期間が20年以上(または40歳以降に10年以上)あって、老齢厚生年金・共済年金を受給しているかた
 被扶養者: 退職者本人の直系尊属・配偶者および3親等内の親族で、主として退職者本人の収入によって生計を維持しているかた

退職者医療制度の手続きについて

- すでに国民健康保険に加入している場合は手続きをする必要がありません。退職者医療制度の対象となったかたがいる世帯には「退職被保険者証」をお送りします。
- 新たに国民健康保険に加入する場合は手続きの際に下記のものが必要です。
 - 被用者健康保険(社会保険)等の資格喪失証明書(被扶養者のかたも含む)
 - 年金証書(年金加入期間が記載されたもの)
 - 同じ世帯に国保加入者がいる場合は、国民健康保険被保険者証

医療費

病気やけがでお医者さんにかかったときの自己負担は右表のとおりとなります。なお、福祉医療受給者証をお持ちのかたは、福祉医療制度(54ページ参照)による負担となります。

医療費の自己負担割合

70歳未満のかた				昭和7年10月1日以降に生まれた70歳以上のかた			
	3歳未満の乳幼児	一般のかた	退職者医療適用のかた		課税標準額が124万円以上かつ、年収が単独世帯で450万円以上、複数世帯で637万円以上のかた	左記以外のかた	
入院	2割	3割	3割	入院	2割	1割	
外来				外来			

☞ 乳幼児は54、58ページ参照

昭和7年9月30日以前に生まれたかたは老人保健制度(56ページ参照)の対象となります。

高額療養費

世帯の1か月の医療費の一部負担金が右表にある自己負担限度額を超えた場合、申請すると、超えた分が高額療養費として支給されます。なお、一度に高額な医療費の支払いが困難なかたには、高額療養費分を無利子で融資する制度もあります。(融資制度については、国保年金課、河辺・雄和市民センターで受け付け)

高額療養費の手続き
国民健康保険証、領収書等、世帯主義の預金通帳(郵便貯金は除く)をお持ちになり、下記の窓口で手続きをしてください。

受付窓口

国保年金課 土崎支所
新屋支所 市民サービスセンター(アルヴェ)
河辺・雄和市民センター
岩見三内・大正寺連絡所

1か月間の自己負担限度額

70歳未満のかた(入院、外来、総合病院の各診療科はそれぞれ別々に計算します)

区分	前12か月間の高額療養費の該当回数		同じ月に、同じ世帯で2人以上、または1人で2つ以上の一部負担金がある場合、合算対象とすることができる金額		
	1~3回目まで	4回目以降			
市民税課税世帯	一般	15年4月診療分から	72,300円 +(医療費-241,000円)×0.01	40,200円	21,000円以上
	上位所得者	15年4月診療分から	139,800円 +(医療費-466,000円)×0.01	77,700円	21,000円以上
市民税非課税世帯			35,400円	24,600円	21,000円以上

平成15年3月以前の診療分については限度額が違いますのでお問い合わせください。
上位所得者とは当該年度の国民健康保険税の算定基礎となる基礎控除後の総所得金額が670万円を超える世帯
昭和7年10月1日以降に生まれた70歳以上のかた
(個人ごとに、外来の自己負担額をすべて合算できます。入院は世帯の分を合算できます)

区分	自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
市民税課税世帯	一定以上の所得のあるかた	40,200円 + (医療費 361,500円) × 0.01 12か月で4回以上支給の場合は4回目以降40,200円
	一般	12,000円
市民税非課税世帯	区分	8,000円
	区分	8,000円

「区分」は所得が0円の世帯
「国民健康保険高齢受給者証」の「一部負担金」の割合が「2割」の場合は、表中の「1割」の場合は、表中の
「限度額適用・標準負担額減額認定証」の「区分」が「区分」の場合は、表中の「区分」の場合は、表中の
「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、対象者のかたに申請書をお送りし、申請のあったかたに交付しています。

入院時の食事療養費

入院したとき、食事にかかる費用の一部を国保が負担しますので、自己負担は右表のとおりとなります。ただし、市民税非課税世帯で70歳未満のかたは「標準負担額減額認定証」、70歳以上のかたは「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関へ提示しなければなりませんので、それぞれ申請の手続きをしてください。ただし、土崎・新屋支所、岩見三内・大正寺連絡所では手続きはできません。

入院時食事代の自己負担額(1日につき)

70歳未満のかた			
市民税課税世帯			780円
市民税非課税世帯	前12か月の	90日目まで	650円
	入院日数	91日目から	500円
昭和7年10月1日以降に生まれた70歳以上のかた			
市民税課税世帯			780円
市民税非課税世帯	区分	前12か月の	90日目まで
	入院日数	91日目から	500円
区分			300円

人間ドックの費用の助成

35歳から老人医療受給者証の交付を受けるまでのかたが人間ドックを受けるとき、その受診料の一部を助成します。毎年4月に申し込みを受け付けます。

健康診査の費用を助成

市で実施している基本健康診査、大腸がん、胃がん、子宮頸がん、前立腺がんの検診を受ける費用は無料となります。

療養費の支給

はり・きゅう・マッサージ、コルセットなどを医師が認めたときは、申請により、その治療費や治療用補装具の費用の一部を右表のとおり支給します。

はり・きゅう・マッサージ、コルセットなどの費用の支給割合

	3歳未満の乳幼児	一般のかた	退職者医療適用のかた	昭和7年10月1日以降に生まれた70歳以上のかた	
				2割負担のかた	1割負担のかた
支給割合	8割	7割	7割	8割	9割

申請方法 国民健康保険証、領収書、診断書、世帯主義の預金通帳(郵便貯金は除く)をお持ちのうえ、国保年金課、土崎・新屋支所、市民サービスセンター、河辺・雄和市民センター、岩見三内・大正寺連絡所へ申請してください。

出産育児一時金

出産したときは、世帯主の申請により30万円を支給します。

葬祭費

亡くなったときは、申請により、葬祭を行ったかたへ5万円を支給します。ただし、平成17年1月10日から引き続き旧河辺町、雄和町において国保に加入しているかたが亡くなったときは、17年3月31日まで葬儀を行ったものについて、旧河辺町の場合7万円、旧雄和町の場合6万円が支給されます。

はり・きゅう・マッサージの受療費の助成

55歳以上のかたが、はり・きゅう・マッサージを受療するときは、申請により、20枚つづりの受療券(1日1回、1枚につき800円を助成)を、年度内40枚を限度に交付します。
申請方法 保険証をご用意のうえ、国保年金課、土崎・新屋支所、市民サービスセンター、河辺・雄和市民センター、岩見三内・大正寺連絡所へ申請してください。

国民健康保険税

国保年金課賦課担当 ☎(866)2099

納める人.....国保税は、国民健康保険に加入している世帯の被保険者について算定した額を、世帯主に納めていただきます。世帯主がたとえ国民健康保険の加入者でなくても、世帯のだれかが国民健康保険に加入していれば、そのかたの分の国保税を納める義務があります。



国保と介護保険.....40歳から64歳までの国保加入者のみなさんは、医療分と介護分を合わせた金額を、国保税として納めていただきます。

対象年齢	国保税	介護保険の分類
40歳未満のかた	医療分	該当せず
40~64歳のかた	医療分+介護分	2号被保険者
65歳以上のかた	医療分	1号被保険者

年度の途中で40歳になるかたは、40歳になる月から(1日生まれのかたはその前月から)介護保険の2号被保険者となります。また65歳になるかたは、65歳になる月から(1日生まれのかたはその前月から)介護保険の1号被保険者となります。1号被保険者の介護保険料の納め方は、☞「介護保険」のP41。

税額の計算

年税額 = 所得割額 + 均等割額 + 平等割額です。
・所得割額...加入者の所得に応じて計算
・均等割額...加入者の人数によって計算
・平等割額...定額で1世帯いくらと計算

	医療分	介護分
所得割額	所得の9.75%	所得の1.27%
均等割額	25,260円×人数	5,470円×人数
平等割額	34,140円	4,560円

年度の途中から加入する場合は、加入する月の分から、年度の途中で脱退する場合は脱退する月の前月までの分を納めていただきます。また、合併前日に住んでいた住所、または合併後に転入してきた住所によって、平成16年度分までの国保税については、旧河辺町、旧雄和町の税率等で計算される場合があります。

納付は口座振替が便利!

納期は7月から翌年3月までの9回

- ・口座振替にすると、納期のたびに銀行などに出かけなくて済みます。
- ・うっかり納期限を忘れて延滞金を支払うということがなくなります。
- ・口座振替の手続きは、預貯金口座のある市内の郵便局、金融機関、または国保年金課の窓口へ、納税通知書、預貯金通帳の口座番号のわかるものとその印鑑をお持ちになり、市税口座振替依頼書でお申し込みください。
- ・国保税は、口座振替での全期納付(年税額を1回で納付)はできません。

収納管理担当 ☎(866)2618

国保税の納付が困難な場合は、早めに国保年金課収納担当、または河辺、雄和各市民センターへご相談ください。
収納担当 ☎(866)2189

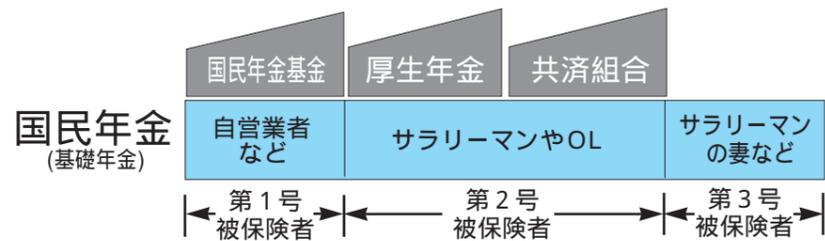
国民年金

国民年金にはみんなが加入

国保年金課
国保年金資格担当 ☎(866)2097

国民年金には20歳以上60歳未満の国民全員が加入します。老後を迎えたときや万一の事故などの場合、年金を支給して生活の安定をはかる制度です。

2階建て年金のしくみ



第2号被保険者

サラリーマン、OL、公務員など、厚生年金や共済組合の加入者(自動的に国民年金の加入者となります)

第3号被保険者

第2号被保険者の被扶養家族(届け出が必要です)

被保険者は3種類!

第1号被保険者

農林漁業従事者、商工業などの自営(自由)業者とその配偶者、学生、フリーターなど(第2号・第3号被保険者に該当しない人)

希望すれば加入できる人

- 60歳以上65歳未満の人(受給権のない人は70歳まで)
- 60歳未満の老齢(退職)年金の受給者
- 海外に住む20歳以上65歳未満の日本人

平成16年度の
保険料の額
(第1号被保険者のみ)

定額保険料...月額13,300円
付加保険料...月額400円

保険料の免除

免除の手続きをすると、将来、年金を受ける権利が保障されます。ただし、将来受け取る年金額に影響があります。

法定免除 生活保護法による生活扶助を受けている人
障害基礎年金または障害厚生年金・共済年金(1・2級)の受給権者

申請免除 前年の所得が少なく、保険料を納めることが困難な場合。所得により、「全額免除」「半額免除」があります
震災、風水害、火災、失業など、特別な理由により保険料を納めることが困難な場合

免除を受けた期間は追納を

過去10年以内なら、保険料をさかのぼって納められます。その際、一定の加算額が付きますが、将来の年金額は普通に納付した場合と同じになります。

免除を受けた場合、年金額に影響があります

年金額は、保険料を全額免除された期間については3分の1の月数を、半額免除された期間については3分の2の月数を、保険料を納付した期間とみなして計算します。ただし、半額免除期間に、半額の保険料を納付しなかった場合は、未納期間となります。(次ページの計算式を参照)

30歳未満の納付猶予制度

(平成17年4月1日から)

30歳未満の第1号被保険者の若者について、同居している親の所得に関係なく、本人および配偶者の所得が一定以下であれば、申請により将来納付可能になった時点で保険料を納付できるしくみが、平成27年6月までの時限措置として導入されます。

納付猶予となってから10年以内に追納すれば、保険料納付済み期間に算入されますが、追納されない月分はカラ期間の扱いになり、年金額には反映されません。

なお、納付猶予期間中に障害になったり、死亡した場合は、障害基礎年金、遺族基礎年金が全額支給となります。

学生の保険料納付特例制度

本人の前年中の所得が一定額以下の場合、申請により学生期間中は、保険料を納める必要がありません。

追納する 納付特例期間の各月から10年以内にその期間の保険料を納付すれば、将来受け取る老齢基礎年金は減額されません。

追納しない 老齢基礎年金の額に反映されません。

納付特例期間中の障害 満額の障害基礎年金を受けられます。

年金の届け出は?

本人が届け出するときは印鑑は必要ありません。

こんなとき	届け出のときに必要なもの
20歳になったとき	社会保険事務所から送られる通知
厚生年金・共済組合に加入したとき	年金手帳、健康保険証、印鑑
厚生年金・共済組合を脱退したとき	年金手帳、離職証明書、印鑑
住所、氏名が変わったとき	年金手帳、印鑑
転入したとき	年金手帳、印鑑
転出するとき	転出先で手続きをしてください
年金手帳を紛失したとき	印鑑
任意加入するとき	年金手帳、印鑑

現在、第3号被保険者のかた

こんなとき	届け出のときに必要なもの
配偶者の扶養からはずれたとき(収入増・離婚) (本人が厚生年金、共済組合に加入したときを除く)	年金手帳、健康保険証、扶養離脱年月日のわかる書類、印鑑
配偶者が厚生年金・共済組合を脱退したとき	年金手帳(夫婦)、健康保険証、離職証明書、印鑑

国民年金から受けられる年金

国民年金から受給できる基礎年金は下記のとおりです。ただし、いくつもの基礎年金を受給できる資格があっても、受給できるのは一つだけです。

1 老齢基礎年金

老齢基礎年金は、保険料を納めた期間(保険料免除期間を含む)が25年以上ある人が65歳になったときに受けられる年金です。

年金額(平成16年度) = 794,500円

年金額は、保険料の未納や免除、カラ期間(注)などがあるときは、その期間により減額されます。

老齢基礎年金の計算式

$$794,500円 \times \frac{\text{保険料を納めた月数} + \text{保険料を全額免除された月数} \times \frac{1}{3} + \text{保険料を半額免除された月数} \times \frac{2}{3}}{\text{加入可能年数} \times 12(\text{月})}$$

- ・半額免除期間において半額保険料を納付しなかった場合は未納期間となります
- ・付加保険料を納めたかたは上記の額に(200円×付加保険料納付月数)がプラスされます

注 カラ期間(合算対象期間)とは昭和36年4月以降の次の期間です。これらの期間は受給資格期間には入りませんが、年金額の計算には算入されません。

会社員等の配偶者が任意加入しなかった期間(昭和61年3月まで) 学生で任意加入しなかった期間(平成3年3月まで) 学生の納付特例期間で追納しなかった期間(平成12年4月から) 厚生年金の脱退手当金を受給した期間 海外に住んでいた期間

老齢基礎年金の繰上げ・繰下げ受給

老齢基礎年金の受給開始年齢は、原則として65歳からですが、希望により60歳から繰上げて受給することができますが、年金額は減額されます。

また、66歳以降に繰り下げて受けることもできます。この場合年金額は増額されます。

減額、増額される割合は生涯変わりません。なお、繰上げ支給した場合は、障害基礎年金を受けられないなど種々の制限がありますのでご注意ください。

老齢基礎年金の支給割合

請求時の年齢	割合
60歳0か月～11か月	70.0%～75.5%
61歳0か月～11か月	76.0%～81.5%
62歳0か月～11か月	82.0%～87.5%
63歳0か月～11か月	88.0%～93.5%
64歳0か月～11か月	94.0%～99.5%
65歳0か月～11か月	100.0%
66歳0か月～11か月	108.4%～116.1%
67歳0か月～11か月	116.8%～124.5%
68歳0か月～11か月	125.2%～132.9%
69歳0か月～11か月	133.6%～141.3%
70歳	142.0%

65歳前 = 0.5% × 繰り上げた月数を減額
66歳以降 = 0.7% × 繰り下げた月数を増額

昭和16年4月2日以降生まれの人が65歳で受ける年金を100%として

対象者 国民年金加入中または加入後の60歳以上65歳未満で病気やけがで障害の状態になったかた

受給資格 初診日の前々月までの加入期間のうち3分の2以上(免除期間を含む)保険料を納めていること、または初診日の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。

20歳前に障害になったかたは、20歳から請求手続きができます。ただし、所得制限があります。

▶年金額(平成16年度)

1級障害...993,100円 2級障害...794,500円

18歳未満(障害者は20歳未満)の子どもがいるときは左表の加算がつきます。

加算対象の子	加算額(1人につき)
1人・2人	228,600円
3人以上	76,200円

3 遺族基礎年金

対象者 国民年金の加入者が亡くなったとき、その人により生計を維持されていた子のいる妻、または子。

子が18歳(障害者は20歳)に達した年度末まで支給
受給資格 死亡日の前々月までの加入期間のうち3分の2以上(免除期間を含む)保険料を納めていること、または死亡日の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がないこと。

▶年金額(平成16年度)
子のある妻が受ける場合

子の数	基本の額	加算の額	加算後の年金額
1人	794,500円	228,600円	1,023,100円
2人	794,500円	457,200円	1,251,700円
3人	794,500円	533,400円	1,327,800円

子が受ける場合

子の数	基本の額	加算の額	加算後の年金額
1人	794,500円		794,500円
2人	794,500円	228,600円	1,023,100円
3人	794,500円	304,800円	1,099,300円

4 寡婦年金

第1号被保険者としての保険料納付期間(免除期間を含む)が25年以上ある夫が亡くなったとき、婚姻関係が10年以上ある妻に、60歳から65歳になるまでの間支給されます。

年金額 夫が受けられるはずの老齢基礎年金額 × $\frac{3}{4}$

第1号被保険者として、保険料を3年以上納めたかたがなんの年金も受けずに亡くなったとき、生計を同じくしていた遺族に支給されます。

年金額

保険料を納めた期間	金額
36月以上180月未満	120,000円
180月以上240月未満	145,000円
240月以上300月未満	170,000円
300月以上360月未満	220,000円
360月以上420月未満	270,000円
420月以上	320,000円

5 死亡一時金

国民年金基金について

加入できるかた

自営業などのかたのために基礎年金に上乘せして、より豊かな年金を保障する年金制度です。

年金の給付

20歳以上60歳未満の、自営業者など国民年金の第1号被保険者のかたです。

掛金は.....

加入年齢や加入口数によって年金額が決まります。受け取る年金はご自分の将来設計に合わせて組み立てることができます。

選択する給付の型や口数、加入時の年齢によって決まります。

また、掛金は全額社会保険料の控除の対象となり、所得税・住民税が軽減されます。

問い合わせ
秋田県国民年金基金 ☎0120(65)4192

介護保険



40歳以上のかたが加入します

お問い合わせ 介護保険課 ☎(866)2407

核家族化が進んだいま、実際に家族だけで介護を行うことが難しくなっています。介護を社会全体で支え、利用者の希望を尊重した総合的なサービスを安心して受けられる仕組みが「介護保険制度」です。

被保険者

第1号被保険者

65歳以上のかた

給付を受けられるかた

寝たきり・痴呆などで常に介護が必要な状態(要介護状態)のかた
家事や身じたくなどの日常生活に支援が必要な状態(要支援状態)のかた



第2号被保険者

40歳～64歳のかた (医療保険に加入しているかた)

給付を受けられるかた

初老期痴呆、脳血管疾患など、老化にともなう病気(15の特定疾病が定められています)によって介護・支援が必要となったかた



要介護認定の申請を

介護保険課
☎(866)2407

申請受付窓口 介護保険課、土崎支所、新屋支所、市民サービスセンター(アルヴェ)、各地域センター、河辺市民センター、雄和市民センター

介護サービスを受けるためには、要介護状態または要支援状態に該当するかどうか、さらに介護の必要度(要介護度)を判定するため、市に要介護認定の申請をする必要があります。

認定の申請は右ページの指定居宅介護支援事業者に代行してもらうこともできます。

申請があると、市職員(保健師・看護師)がご自宅などを訪問し、心身の状態を調査します。その調査結果と主治医の意見書をもとに、保健・医療・福祉の専門家で構成する介護認定審査会で審査・判定を行います。

申請の際は
介護保険証をご持参ください
主治医のお名前を記入していただく欄がありますので、医師の氏名と所属医療機関の名称をご確認のうえ、おこしください。
40～64歳の第2号被保険者のかたは、健康保険証もご持参ください。

介護保険で受けられるサービス

要介護1以上のかたは、「在宅サービス」か「施設サービス」を利用できます。要支援のかたは、「施設サービス」を利用できません。

なお、認定の結果が「非該当」となったかたは、介護保険制度とは別の「介護予防・地域支え合い事業」(42ページで紹介)を利用することができます。

在宅サービス

家庭を訪問

訪問介護

ホームヘルパーが家庭を訪問し排せつなどの身体介護、調理・洗濯などの生活援助をします。自分で車に乗り降りできないかたを対象とした、通院などの乗車・降車介助(要支援のかたは利用できません)もあります。

訪問入浴

家庭を訪問して入浴の介助をします。

訪問看護

看護師などが主治医の指示に基づいて、療養上の世話または必要な診療の補助をします。

訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士などが家庭を訪問してリハビリテーションを行います。

居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師などが家庭で診療上の管理や指導をします。

施設へ通所

通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターで、食事、入浴などの介護サービスや機能訓練が受けられます。

短期入所生活介護(ショートステイ)

特別養護老人ホームなどに短期間入所して、食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

短期入所療養介護(ショートステイ)

老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、機能訓練が受けられます。

通所リハビリテーション(デイケア)

老人保健施設や病院・診療所で、リハビリテーションなどが受けられます。

その他

福祉用具の貸与・購入費の支給
車椅子やベッドなどのレンタル料や、排せつ、入浴に使う用具の購入費を支給します。

住宅改修費の支給

自宅への手すりの取り付けや段差解消などの改修費を支給します。

痴呆対応型共同生活介護(グループホーム)

痴呆状態の要介護者に対し、共同生活を営む住居において、日常生活上のお世話や機能訓練をします。要支援のかたは利用できません

特定施設入所者生活介護

有料老人ホームなどに入所している要介護者などに対し、日常生活上のお世話や機能訓練をします。

施設サービス

「要支援」のかたは施設サービスは利用できません。

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

特別養護老人ホームで、日常生活上のお世話、機能訓練、健康管理などを行います。

施設名	所在地	電話
高清水寿光園	寺内字後城6-41	845-4362
海松園	下新城中野字街道端西233-47	873-3505
大平荘	太平八田字藤の崎231-3	838-2338
松涛園	浜田字陳ヶ原35-31	828-7856
光峰苑	添川字鶴木台65-3	868-1188
幸楽園	上新城中字片野4	870-2224
金寿園	下新城笠岡字川向28	857-3811
南寿園	上北手猿田字後谷地108-3	829-0700
やすらぎホームけき	御所野下堤五丁目1-5	826-0651
新成園	浜田字元中村280-9	828-0022
魁聖園	新藤田字治郎沢52-6	884-1071
リンデンバウムいづみ	泉菅野二丁目17-11	896-5880
河辺荘	河辺大張野字水口沢216	882-3516
花の家	雄和石田字苗代沢18	886-2626

介護老人保健施設

老人保健施設で、看護、医学的管理下における介護および機能訓練などを行います。

施設名	所在地	電話
勝平苑	新屋北浜町21-10	823-6266
友愛の郷	浜田字元中村280-29	828-1100
ニコニコ苑	下新城中野字琵琶沼138-1	873-2525
桜の園	下北手梨平字登館8	839-5977
悠久荘	柳田字鳥越68	831-5622
三楽園	飯島字堀川84-20	857-3101
千秋苑	外旭川字神田592	868-1355
あいぜん苑	上新城道川字愛染58	870-2001
遊心苑	添川字境内川原196-1	831-3666
なぎさ	土崎港中央四丁目4-23	845-3526
山盛苑	太平山谷字中山谷227-2	838-3700
ふれ愛の里	豊岩小山字中山216-27	888-8201
かみの里	上北手百崎字二ツ子沢1-6	889-6294
シルバーケアセンター清遊園	河辺戸島字上野4-3	882-3730

(施設は平成16年11月1日現在)

介護療養型医療施設

療養型病床群、老人性痴呆疾患療養病棟および介護力強化病院で、療養上の管理、看護などを行います。

平成16年11月1日現在、指定の医療施設は市内にありません。

要介護認定の申請、介護サービス計画の作成、さらにサービス提供事業者や施設との連絡調整などは、右表の指定居宅介護支援事業者に依頼することができます。

指定居宅介護支援事業者は県から指定を受けている事業者で、今後さらに増えることがあります。

指定居宅介護支援事業者	所在地	電話番号
やさしい手秋田居宅介護支援事業所	川尻総社町7-6	(864)1113
株式会社コムスン秋田中央ケアセンター	山王一丁目10-22	(867)7180
秋田市高齢者介護NPO指定居宅介護支援事業所	山王四丁目4-14(財)秋田県教育会館内	(863)2612
みらい介護支援センター	山王六丁目14-21	(896)6226
有限会社ケアポート秋田指定居宅介護支援事業所	山王沼田町2-41	(883)1572
有限会社ポプラ・ケアサービス	保戸野八丁5-33-201	(896)5092
介護支援いずみ	泉北四丁目7-13	(866)3753
リンデンバウムいずみ在宅介護支援センター	泉菅野二丁目17-11	(896)5850
秋田県看護協会立居宅介護支援事業所	千秋久保田町6-6	(834)0121
JA新あきた指定居宅介護支援事業所	千秋矢留町2-40	(884)6821
中通りハビリテーション病院介護支援センター	中通六丁目1-58	(833)1131
南通訪問看護ステーション介護支援センター	中通六丁目14-18	(837)2501
ひだまり居宅介護支援事業所	中通七丁目1-3	(884)1402
中通総合病院介護支援センター	南通みその町3-15	(833)1122
稲庭クリニック介護支援センター	南通亀の町3-39	(835)1210
川口居宅介護支援事業所	榑山登町10-64	(832)7506
在宅サービスステーションライフサービス秋田	八橋本町四丁目10-15	(865)7388
秋田市社会福祉協議会居宅介護支援秋田事業所	八橋南一丁目8-2	(883)1468
八橋居宅介護支援事業所	八橋南一丁目8-2	(866)1348
秋田市医師会居宅介護支援事業所	八橋南一丁目8-5 秋田市医師会館内	(896)7707
アイリスケアセンター秋田	卸町五丁目1-33	(895)7521
秋田在宅ケアセンター	東通三丁目9-31	(887)3886
手形訪問看護ステーション介護支援センター	手形字十七流10-11	(884)7255
介護支援センターふるさと	手形字オノ浜27-6	(884)0350
アースサポート(株)秋田在宅サービスセンター	広面字家の下98-3	(836)6811
魁聖園居宅介護支援事業所	新藤田字治郎沢52-6	(884)1077
介護支援センター遊心苑	添川字境内川原196-1	(831)3666
光峰苑居宅介護支援センター	添川字鶴木台65-3	(868)1444
はあと介護支援センター	添川字地ノ内143-5	(884)1896
有限会社秋田在宅介護サービスセンター	横森一丁目20-30	(833)7073
ファミリー園居宅介護支援事業所	桜一丁目4-21	(825)0020
ひがし稲庭クリニック介護支援センター	下北手松崎字岩瀬124	(887)3355
桜の園居宅介護支援事業所	下北手梨平字登館8	(889)9118

要介護度に応じてサービスを利用できます

在宅サービスは、要介護度に応じて、それぞれの限度額以内で利用できます。在宅サービスの給付限度額と施設サービスの平均利用額は表のとおりです。

利用者負担は1割

利用者負担は、かかった費用の1割です。施設入所の場合には、そのほか食費などの利用者負担もあります。

なお、利用者負担には上限が設定され、同一世帯の利用者負担の合計が上限を超えた場合は、超えた分が高額介護サービス費として支給されます。

在宅サービスの
給付限度額(月額)

要支援	61,500円
要介護1	165,800円
要介護2	194,800円
要介護3	267,500円
要介護4	306,000円
要介護5	358,300円

施設サービスの費用のめやす(月額)

介護保険施設名	平均利用額(月額)
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	30.9万円程度
介護老人保健施設(老人保健施設)	33.8万円程度
介護療養型医療施設(療養型病床群等)	41.2万円程度

(注)実際のサービス費用は、要介護度などによって異なります。

利用者負担の上限(月額)

高齢福祉年金受給者など	15,000円
市町村民税が世帯全員非課税の場合	24,600円
上記以外	37,200円



(平成16年11月1日現在)

指定居宅介護支援事業者	所在地	電話番号
大平荘居宅介護支援事業所	太平八田字藤の崎231-3	(838)2338
山盛苑指定居宅介護支援事業所	太平山谷字中山谷227-2	(838)3700
割山訪問看護ステーション介護支援センター	新屋勝平町3-21	(823)0775
ア・ラ・ヤでデイ	新屋扇町7-34	(888)8177
松寿会指定居宅介護支援事業所	浜田字陳ヶ原35-31(松涛園内)	(828)7630
新成園指定居宅介護支援事業所	浜田字元中村280-9	(828)0022
ふれ愛の里居宅介護支援センター	豊岩小山字中山216-27	(888)8201
株式会社虹の街秋田営業所	牛島西一丁目3-8	(831)5652
ケアセンターゆめつむぎ	茨島四丁目5-10	(896)0071
仁井田訪問看護ステーション介護支援センター	仁井田新田三丁目1-15	(829)1454
御野場病院介護支援センター	御野場二丁目14-1	(839)6141
有限会社那須薬局	御野場新町三丁目4-22	(839)8008
秋田けやき会居宅介護支援事業所	御所野下堤五丁目1-5	(826)0651
南寿園居宅介護支援事業所	上北手猿田字後谷地108-3	(829)0700
かみの里居宅介護支援センター	上北手百崎字ニタ子沢1-6	(889)6443
みそのホーム居宅介護支援事業所	寺内蛭根二丁目6-34	(824)3341
秋田県高齢協秋田西事業所	寺内油田三丁目12-6	(816)0056
アイリスケアセンターこうや	寺内三千刈70-1	(883)1030
千秋苑指定居宅介護支援事業所	外旭川字神田592	(868)1355
外旭川病院介護支援センター	外旭川字三後田142	(868)5718
フォーエバーケアプランセンター	外旭川字三後田200	(868)6464
土崎居宅介護支援事業所	土崎港中央四丁目4-26	(845)4123
医療法人明光会五十嵐記念病院	土崎港中央一丁目17-23	(845)0251
新秋会ケアプランセンター	土崎港中央三丁目4-9	(880)5670
港北訪問看護ステーション介護支援センター	土崎港北六丁目1-5	(857)0095
ケアセンター港北	土崎港北七丁目1-17	(816)0557
介護相談所だまこ亭	土崎港南一丁目9-28	(880)2236
ニューサポート秋豊	土崎港相染町字浜ナシ山17-20	(857)5160
有限会社スマイル薬局	將軍野東一丁目4-38	(846)5778
三楽園居宅介護支援事業所	飯島字堀川84-20	(857)3101
秋田県厚生連あきた指定居宅介護支援事業所	飯島字西袋273-1	(880)3000
飯島居宅介護支援事業所	飯島字長山下18	(847)2911
介護支援金寿園	下新城笠岡字川向28	(847)3270
ニコニコ介護支援センター	下新城野字琵琶沼232-1	(873)7158
介護支援センターほくと	下新城野字街道端西11-1	(873)7801
あいぜん苑居宅介護支援事業所	上新城道川字愛染58	(870)2001
幸楽園居宅介護支援事業所	上新城中字片野4	(870)2226
河辺荘居宅介護支援事業所	河辺大張野字水口沢216	(881)1181
秋田市社会福祉協議会居宅介護支援河辺事業所	河辺北野田高屋字上前田表66-1	(881)1205
清遊園指定居宅介護支援事業所	河辺戸島字上野4-3	(882)3730
秋田市社会福祉協議会居宅介護支援せせらぎ事業所	河辺三内字外川原34-2	(883)2773
雄和居宅介護支援事業所	雄和妙法字上大部77-1	(886)5071

JA新あきた 介護保険サービスのご案内

居宅介護支援事業

- 介護保険サービスを適切にご利用できるように、ケアマネージャーがご相談に応じます。
- ◆主な業務内容
 - 介護保険要介護認定の申請代行
 - 介護サービス計画の作成(ケアプラン)
 - 介護サービス利用のための関係機関との連携・相談など

福祉用具貸与・販売事業

- 日常生活を暮らしやすくしたり、介護者の負担軽減を図ったりするために、必要福祉用具を貸し出します。
- ◆主な福祉用具レンタル、販売品
 - 特殊寝台(電動ベッド)
 - 床ずれ予防エアーマット
 - 車いす
 - 歩行器など

訪問介護事業

- ホームヘルパーがご家庭を訪問し、入浴、排泄、食事の介助、衣類の交換など身の回りのお世話をします。
- ◆主なサービス内容
 - 生活援助……洗濯、掃除、買い物、調理など
 - 身体介護……食事介助、排泄介助、入浴介助、洗髪など

◎詳細とご利用申し込みは下記までどうぞ

JA新あきたデイサービス「悠楽館」2月1日のオープン

◆ただ今デイサービスご利用者を募集中です。詳しくは下記までお気軽にご相談下さい。 **秋田市外旭川梶ノ目** (外旭川小学校となり開設)

JA新あきた 介護ヘルプサービス事業所

でんわ 018-884-6821
FAX 018-884-6824

介護保険料と その納め方

- 65歳以上のかた
- ・年金額が年額18万円以上のかたは年金から天引き(障害年金、遺族年金のみのかたや、65歳になった年、または転入の場合などを除く)、それ以外のかたは納付書や口座振替などにより納めていただきます。
 - ・保険料は所得などに応じて下表の5段階に分けられます。
 - ・当該年度の市民税の課税・非課税の別や合計所得金額が確定していない年度当初は、前年度と同じ所得段階で納めていただき、市民税等が確定した後、その年度の介護保険料を確定し、年度末までの保険料額を記載した納入通知書をお送りします。



16年度の秋田市の65歳以上のかたの保険料

所得段階	年額	月額平均
老齢福祉年金受給者など	22,944円	1,912円
世帯全員が市民税非課税の世帯員	34,416円	2,868円
市民税課税者がいる世帯の市民税非課税のかた	45,888円	3,824円
市民税課税者(所得が200万円未満)	57,360円	4,780円
市民税課税者(所得が200万円以上)	68,832円	5,736円

介護保険料については、合併協議会の調整方針により、平成16年度中は、合併後も旧市町の保険料額を適用することとしています。平成17年度からは、合併により見直した新しい保険料額で統一します。

40歳～64歳までのかた

- ・国民健康保険に加入しているかたは、国民健康保険税に介護保険分を上乗せして、市へ納めていただきます。詳しくは16ページの「国民健康保険」をご覧ください。
- ・国民健康保険以外の健康保険に加入している会社員や公務員などは、それぞれの健康保険料に介護保険分の保険料が上乗せされ、毎月の給与から差し引かれます。半額を事業主が負担するため、加入者は保険料の半額を負担することになります。



福祉



介護保険以外の高齢者福祉

おおむね65歳以上の高齢者であって、ひとり暮らしなどにより援助が必要なかたは、次のサービスを利用できます。利用の申し込みは高齢福祉課または市内各在宅介護支援センターへどうぞ。

介護予防・地域支え合い事業

要介護認定で「非該当」となったかたが利用できます

お問い合わせ 高齢福祉課 ☎(866)2095

高齢者生活管理指導員派遣事業(ホームヘルパー派遣)

調理、洗濯、掃除など家事のお手伝いをします。

利用回数：1日1回2時間未満の内容で1週間に2回まで

利用料：1回208円(1時間未満)、291円(1時間以上1時間30分未満)、374円(1時間30分以上2時間未満) 生活保護世帯などのかたには軽減措置があります

高齢者生活管理指導短期宿泊事業(ショートステイ)

介護している家族が病气、冠婚葬祭、旅行などにより介護できない場合に、一時的に養護老人ホームなどに宿泊できます。

利用回数：4月から翌年3月までの間に14日まで

利用料：1回381円(生活保護世帯は軽減措置があります) ほかにも食事で1日780円かかります

高齢者生きがい活動支援通所事業(デイサービス)

デイサービスセンターで趣味活動などを行います。

利用回数：1週間に2回まで

利用料：1回300円(生活保護世帯は軽減措置があります)

ほかにも食事、入浴を利用する場合は、それぞれ350円かかります

デイサービスセンター(生きがい活動支援通所事業実施施設)

施設名	所在地	電話
大平荘デイサービスセンター	太平八田字藤の崎231-3	838-2338
デイサービス金寿園	下新城笠岡字川向28	847-3271
秋田市八橋老人デイサービスセンター	八橋南一丁目8-2	866-1343
松寿会指定通所介護事業所	浜田字陳ヶ原35-13	828-6678
光峰苑デイサービスセンター	添川字鶴木台65-3	868-1444
南寿園デイサービスセンター	上北手猿田字後谷地108-3	829-0700
秋田市旭南老人デイサービスセンター	旭南一丁目8-12	823-8119
秋田市川口老人デイサービスセンター	榎山登町10-64	832-3966
秋田けやき会デイサービスセンター	御所野下堤五丁目1-5	826-0651
秋田市外旭川老人デイサービスセンター	外旭川字鳥谷場136	868-5415
通所介護施設新成園	浜田字元中村280-9	828-0022
みそのホームデイサービスセンター	寺内蛭根二丁目6-34	824-3341
魁聖園デイサービスセンター	新藤田字治郎沢52-6	884-1071
リンデンバウムいずみデイサービスセンター	泉菅野二丁目17-11	896-5887
ファミリー園デイサービスセンター	桜一丁目4-21	887-3066
旭川デイサービスセンター	添川字地ノ内143-5	884-1897
アイリスケアセンター秋田	卸町五丁目1-33	895-7521
安生庵	広面字板橋添40-17	833-8213
デイホーム古四王	寺内油田三丁目12-6	816-0056
ウェルビューいずみ老人デイサービスセンター	泉菅野二丁目17-27	896-6277
ひだまりデイサービスセンター	中通七丁目1-3 アルヴェ5階	884-1400
秋田市河辺老人デイサービスセンター(せせらぎ苑)	河辺三内字外川原34-2	883-2770
河辺デイサービスセンター	河辺大張野字水口沢221-1	882-3584
デイサービスセンター緑水苑	雄和石田字苗代沢25-1	886-5110

介護保険

福祉

コスモ・ザ・カードエコ

人にやさしく、
地球にやさしく

「地球のために何かしたい…」そんなあなたへ。

コスモ石油特約店

協和石油株式会社

本社 〒010-0921秋田市大町1丁目3-37 TEL018-865-2261(代) FAX018-865-1985

- 臨海SS TEL018-862-2274
- 宮田SS TEL018-833-8672
- 秋田南SS TEL018-833-8674
- 広面SS TEL018-831-5522
- 泉SS TEL018-862-7931
- 将軍野SS TEL018-847-3885
- 大曲SS TEL0187-62-2559
- 本荘SS TEL0184-23-1012
- 横手SS TEL0182-33-1321
- 能代SS TEL0185-54-3725
- 中仙SS TEL0187-56-4107
- 湯沢SS TEL0183-72-6411
- 田沢湖SS TEL0187-43-1001
- 車検センター TEL018-845-3923

要介護認定の有無にかかわらず利用できます

高齢者軽度生活援助事業

家まわりの手入れや簡単な修繕、雪よせなどを行います。

利用回数：1日1回2時間以内で、1か月に2回まで 雪よせは1回1時間以内で1週間に1回

利用料：1回1時間あたり120円 雪よせは150円(生活保護世帯などのかたには軽減措置があります)

食の自立支援事業(配食サービス)

食事を家庭に配達し、安否確認を行います。

利用回数：1日1回で、1週間に3回まで

利用料：配食サービスの実施施設により異なります

高齢者のためのその他の事業

おおむね65歳以上のひとり暮らしのかたなどを対象に次のサービスを行っています。

日常生活用具を給付します

電磁調理器、火災警報器、自動消火器を給付します。(特殊ベッドなどの福祉用具は介護保険で給付しています)

利用者負担額：世帯の生計中心者の前年所得税額により異なります。

緊急通報システム

高齢者に緊急事態が発生した場合、ボタンを押すだけで関係機関や協力員に救助を求めることができる装置をお貸しします。

利用者負担額：世帯の生計中心者の前年所得税額により異なります。

高齢者福祉電話を設置します

所得税非課税世帯に限り、電話加入権をお貸しします。

賃貸料：無料(毎月の電話料金は利用者負担です)

在宅介護支援センターは
介護の相談、サービス申請代行を、無料でお引き受けしています

在宅介護支援センターでは、地域の相談窓口として、電話や訪問などで在宅介護についてのいろいろな相談に応じています。また、公的なサービスを利用するための手続きの代行や調整も行っています。

在宅介護支援センター

施設名	所在地	電話
大平荘在宅介護支援センター	太平八田字藤の崎231-3	838-2338
金寿園在宅介護支援センター	下新城笠岡字川向28	847-3270
秋田市八橋在宅介護支援センター	八橋南一丁目8-2	866-1348
光峰苑在宅介護支援センター	添川字鶴木台65-3	868-1444
南寿園在宅介護支援センター	上北手猿田字後谷地108-3	829-0700
ニコニコ苑在宅介護支援センター	下新城中字野琵琶沼138-1	873-7158
千秋苑在宅介護支援センター	外旭川字神田592	869-7800
松寿会在宅介護支援センター	浜田字陳ヶ原35-31	828-7630
三楽園在宅介護支援センター	飯島字堀川84-20	857-3101
土崎在宅介護支援センター	土崎港中央四丁目4-30	845-4123
幸楽園在宅介護支援センター	上新城中字片野4	870-2226
秋田市川口在宅介護支援センター	榎山登町10-64	832-7506
秋田けやき会在宅介護支援センター	御所野下堤五丁目1-5	826-0651
新成園在宅介護支援センター	浜田字元中村280-9	828-0021
南通在宅介護支援センター	中通六丁目14-18	837-2502
魁聖園在宅介護支援センター	新藤田字治郎沢52-6	884-1077
秋田市中央在宅介護支援センター	八橋南一丁目8-2	883-1465
リンデンバウムいずみ在宅介護支援センター	泉菅野二丁目17-11	896-5850
秋田市医師会在宅介護支援センター	八橋南一丁目8-5	896-7707
桜の園在宅介護支援センター	下北手梨平字登館8	839-5977
ふれ愛の里在宅介護支援センター	豊岩小山字中山216-27	888-8201
ひだまり在宅介護支援センター	中通七丁目1-3 アルヴェ5階	884-1402
河辺在宅介護支援センター	河辺北野田高屋字上前田表66-1	881-1203
河辺せせらぎ苑在宅介護支援センター	河辺三内字外川原34-2	883-2773
雄和耕心苑在宅介護支援センター	雄和神ヶ村字大橋248	887-2340
雄和在宅介護支援センター	雄和石田字苗代沢25-1	886-2626

高齢者のためのサービスいろいろ

お問い合わせ 高齢福祉課☎(866)2095

長寿の節目にお祝い品
(いきいき長寿祝い事業)

米寿(満88歳)、白寿(満99歳)を迎えるかたに祝い品を贈呈します。

バス料金を半額補助
(高齢者バス優遇制度)



満70歳以上のかたは、1冊1,000円分の高齢者専用回数券(ゆうゆう乗車券)を、500円で毎月5冊まで購入できます。申請により、「高齢者バス優遇資格証明書」の交付を受け、下記の販売所で「高齢者専用回数券」をお買い求めください。市営バス、中央交通ともに利用できます。

「高齢者バス優遇資格証明書」の申請・更新窓口

高齢福祉課 土崎支所 新屋支所 市民サービスセンター(平日のみ) 河辺市民センター 雄和市民センター

また、各地域センターでは申請・更新の取り次ぎを行います。

高齢者専用回数券の販売所

秋田駅前バス案内所 秋田駅東口バス案内所 市役所バスコーナー 土崎支所 交通局中央営業所 秋田中央交通(株)新屋案内所 中央公民館 東部公民館 西部公民館 南部公民館 北部公民館 土崎公民館 飯島地域センター 將軍野地域センター 外旭川地域センター 寺内地域センター 御野場地域センター 文化会館 中央シルバーエリア(御所野) サンライフ秋田 日赤病院売店 市立病院売店 大学病院売店 組合病院売店 秋田中央交通(株)秋田東営業所 河辺市民センター 秋田中央交通(株)雄和案内所(ユーグルバスターミナル)

敬老会への補助

老人福祉への関心と理解を深め、地域住民同士の交流をはかるため、市内各地区の社会福祉協議会が主催する敬老会に補助します。(かぞえの75歳以上のかたが対象)

老人クラブなどへの
育成・補助

高齢者の生きがいと健康保持、社会奉仕、地域交流などの活動を自主的に行っている単位老人クラブ(50人以上)と市老人クラブ連合会に補助します。

市内の高齢者福祉関係施設

養護老人ホーム

施設名	所在地	電話
秋田聖徳会	旭南一丁目5-6	862-3267
松寿園	浜田字陳ヶ原15	828-3618
松峰園(有)	浜田字陳ヶ原15-8	828-6600

軽費老人ホーム〔A型〕

施設名	所在地	電話
だいせん	新屋大川町17-3	828-1851

ケアハウス

施設名	所在地	電話
ケアハウス弥生が丘	上北手猿田字後谷地108-3	829-0700
ウエルハウス御所野	御所野下堤五丁目1-7	826-0681
ケアハウス大地	浜田字元中村280-9	828-0022
ケアハウス魁聖園	新藤田字治郎沢52-6	884-1071
ケアハウススプリングヒル	泉菅野二丁目17-11	896-5880
ケアハウスファミリー園	桜一丁目4-21	887-3066
ケアハウス土崎	土崎港中央三丁目4-40	845-4575
ケアハウス花の家	雄和石田字苗代沢18	886-2626

生活支援ハウス

施設名	所在地	電話
ウェルビューいずみハウス	泉菅野二丁目17-27	896-6277

社会活動・生きがいを応援します

老人福祉センター (ふれあいセンター)

八橋南一丁目8 2
☎(866)1341

高齢者の生きがいづくり活動や各種会合などに無料で利用できます。また、各種講座を開催し、福祉に関する相談も受け付けています。

御所野交流センター (御所野ふれあいセンター)

御所野下堤五丁目1 6
☎(826)0671

子どもから高齢者までだれもがふれあえる施設で、多目的ホール、プレイルーム、会議室が無料で利用できます。プレイルーム以外は予約が必要です。また、各種交流事業を開催しているほか、健康相談も受け付けています。

老人いこいの家

高齢者の気軽な集いの場です。利用無料。入浴もできます。健康でいきいきとした生活を支援するため、レクリエーションや軽スポーツ、写真教室、おしゃれ教室などの「いきいきサロン」を各館で月1回開催します。

八橋老人いこいの家 八橋本町一丁目4 3 ☎(862)6025
飯島老人いこいの家 飯島字堀川84 131 ☎(845)3692
大森山老人と子どもの家 浜田字出小屋333 1 ☎(828)1651

河辺高齢者健康づくりセンター (ユフォーレ内)

河辺三内字丸舞1-1 ☎(884)2111

子どもから高齢者まで、市民だれもが利用できる健康づくりの場です。利用は無料。ただし、ユフォーレ施設の利用には、別途料金が必要です。

河辺総合福祉交流センター

河辺北野田高屋字上前田表66-1
☎(881)1201

三世代交流ホールや高齢者カルチャールーム、調理実習室、情報交流室などを備えた市民交流施設です。

雄和ふれあいプラザ

雄和妙法字上大部77-1
☎(886)5071

高齢者の趣味活動の場としてはもちろん、各種会合の場として、無料で利用できます。さらに、健康でいきいきとした生活を支援するため、レクリエーションや軽スポーツ、写真教室、おしゃれ教室などの「いきいきサロン」を、月1回開催します。

雄和農林漁家高齢者センター 「耕心苑」

雄和神ヶ村字大橋248 ☎(887)2340

高齢者の趣味活動や各種会合の場として、無料で利用できます。入浴もできます。健康でいきいきとした生活を支援するため、手芸、陶芸、囲碁などの趣味・創作活動や健康チェックを行う事業を開催します。

将軍野高齢者 学習センター「松林館」

八橋南一丁目8 2 ☎(866)1341

軽い運動ができるトレーニング室、陶芸室、茶室、和室、シャワー室などを備えています。無料で利用できます。



市民福祉を支える協力体制

民生委員・児童委員、主任児童委員 福祉総務課☎(866)2092

民生委員・児童委員、主任児童委員は、社会奉仕の精神で地域福祉の増進につとめているかたがたです。各委員はそれぞれの担当地域で、高齢者や身体の不自由なかた、生活に困っているかたなどの相談相手となり、援助の手をさしのべています。また、援護の必要な子育て家庭の相談にも応じています。

相談内容や個人の秘密は必ず守られますので、お困りになっていることがありましたら、お気軽にご相談ください。

市内には民生委員・児童委員が623人、主任児童委員が76人います。各地区の担当委員については、福祉総務課までお問い合わせください。

社会福祉協議会 ☎(862)7445

秋田市社会福祉協議会は、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を合い言葉に、地域福祉の向上に貢献しています。

地域福祉の推進(ふれあい福祉相談センターの設置など) ボランティア活動の推進(ボランティアセンターの運営など) 在宅福祉サービスの実施(福祉機器の貸し出しなど) 生活福祉支援関連事業(生活福祉資金貸し付け、り災世帯見舞金など) 福祉啓発活動(福祉教育の推進、社会福祉大会の開催など) 介護サービス事業(居宅介護支援事業、ホームヘルパー事業、訪問入浴事業) 各種受託事業(地域福祉権利擁護事業、手話通訳者派遣事業など) その他の活動：全戸会員・会費制度、ふれあいさん派遣事業、各種福祉団体への協力など

生活福祉資金をお貸しします

市社会福祉協議会では、在宅福祉の増進のため、低所得者・障害者世帯または高齢者世帯を対象に、生活福祉資金をお貸ししています。所得制限があるほか、連帯保証人が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

ボランティア活動に興味のあるかたは登録を

ボランティアセンターに、活動希望内容、都合の良い日、時間帯などを登録していただくと、登録者の活動希望に沿った活動をセンターが紹介します。未経験のかたもお気軽にご相談ください。ボランティアセンター☎(862)9774

～菓子舗榮太楼の特選銘菓～

あきた銘菓
さなづら

永きにわたり秋田の代表銘菓として
ご愛顧いただいている榮太楼自慢の逸品です。
自生する天然山葡萄の風味豊かな
濃縮液を秘伝の製法で1枚1枚丁寧に
仕上げました。

大好評!
『さなづら』
姉妹商品

さなづら
ゼリー

さなづらの豊かな風味をそのままに、
ツルリとしたのどごし爽やかなゼリーで
味わえる逸品です。

さなづら
葛ようかん

さなづらの芳醇な
味わいを葛でかためた
やわらかなちどけが特徴の新感覚半羹です。

健康菓宣言
ごまこぶすり
やわらか豆腐風

仁賀保高原生田
牧場のジャージー牛乳
を使ったごまの栄養たっぷりのやわらか
豆腐風のごまぶすりです。冷やして
いただきますと、一層風味が引き立ちます。

菓子づくり百二十余年

菓子舗 榮太楼

本社/秋田市高陽幸町9-11 ☎018(863)6133 Fax 018(863)1858

- 大町店 ☎018(823)5138
- 仁井田店 ☎018(839)8115
- 生協山王店 ☎018(867)2588
- 駅ビルビコ店 ☎018(889)3582

- 南通り店 ☎018(833)7251
- 本荘店 ☎0184(24)3720
- 生協茨島店 ☎018(863)2374

- 幸町店 ☎018(863)6133
- 又兵衛店 ☎018(835)2525
- 生協土崎店 ☎018(845)2739

- 松寿庵 ☎018(862)0010
- 生協広面店 ☎018(831)7245
- 長崎屋店 ☎018(863)1332



障害のある人のために

ご相談は障害福祉課へ
身体障害者手帳・療育手帳
を交付します

障害福祉課☎(866)2093

障害福祉課では、体の不自由なかたや知的障害者 児 への更生援護について相談に応じています。身体に障害のあるかたは身体障害者手帳、知的障害のあるかたは療育手帳を申請してください。補装具の交付・修理、更生医療、支援費制度などの手続きも、障害福祉課でできます。

心身障害者のための福祉サービス	
補装具の交付・修理	身体障害者手帳の交付を受けたかたには、必要に応じて、盲人安全杖、補聴器、義手、義足、車いすなどを交付し、修理も行います。(世帯の課税状況により、自己負担あり。介護保険対象者は介護保険優先種目があります)
日常生活用具の給付・貸与	在宅の重度身体障害者(児)の日常生活を容易にするために、浴槽、特殊寝台、盲人用ポータブルレコーダー、盲人用時計、聴覚障害者用通信装置などの給付を行います。(障害部位および等級により制限あり。世帯の課税状況により自己負担あり。福祉電話(債権の貸与)は所得税非課税世帯に限られます。介護保険対象者は介護保険優先種目があります)
更生医療	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けたかたは、障害の程度を軽くしたり、機能の回復をはかることを目的とした医療を、指定医療機関で受けられます。
支援費制度	身体または知的障害のため日常生活を営むうえで支援が必要なかた(介護保険制度対象者を除く)が、下記のサービスを利用した場合、サービスに要する費用を指定事業者・施設に支援費として支給しています。利用料金は、本人や扶養義務者の課税状況などにより決まりますので、詳しくはお問い合わせください。 (1)ホームヘルプ・ガイドヘルプサービス 身体・知的障害児者を対象に、ホームヘルパーが家庭を訪問して、食事や洗濯などの身の回りのお世話をします。また、目の不自由なかたなどが外出するとき、家族の付き添いが得られない場合は、ガイドヘルパーが移動の介護を行います。 (2)デイサービス 身体・知的障害者を対象に、通所によるレクリエーション活動や日常生活訓練、機能訓練、給食、送迎などのサービスを行っています。 (3)短期入所(ショートステイ) 身体・知的障害児者を介護している家族が、病気や冠婚葬祭などで一時的に介護できない場合、施設で短期間お世話します。 (4)グループホーム 知的障害者が自立をめざし住み慣れた地域で生活できるように、貸家などでの共同生活を通じて、食事の提供や相談、その他の援助を行っています。 (5)身体・知的障害者を対象に、更生施設・授産施設・療養施設などにおいて、自立と社会経済活動への参加を促進するための訓練や指導などのサービスを提供しています。
手話通訳者の派遣	耳の不自由なかたが外出するとき、手話通訳者を派遣します。
身体障害者の配食サービス	在宅の身体障害者(おおむね2級以上)で調理作業が困難なかたが対象です。 ・1日1食(昼食か夕食)で、1週間に3回 ・詳しくは「障害者生活支援センターほくと」☎873)7804へどうぞ。
心身障害者扶養共済制度	障害のあるかたを扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛け金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障害のあるかたに終身一定額の年金を支給します。また、扶養共済に加入している所得税非課税世帯に対して、掛け金の一部を補助します。
身体障害者の生活の支援	在宅の18歳以上の身体障害者のかたを対象に、生活などに関する相談や指導を行います。「障害者生活支援センターほくと」で実施しています。
重症心身障害者(者) 知的障害者(者) 身体障害児の療育等の支援	障害者施設の専門機能を使って、在宅の障害者(児)の療育などに関する相談や指導を行います。知的障害者更生施設「竹生寮」で実施しています。
障害者の就業に関する支援	身体、知的、精神障害者のかたを対象に、就業およびそれにとりまなう生活支援を行います。「ウェルビューいずみ」で実施しています。
バス特別乗車証の交付(市内生活路線のみ)	身体障害者手帳・療育手帳をお持ちで、バス利用が可能な在宅のかたに、福祉特別乗車証を交付します。
タクシー料金の助成	重度身体障害者(下肢・体幹・視覚障害1～3級および内部障害1級)が病気で通院している場合は、タクシー代の一部を助成します。

「身体・知的障害児者」の児は18歳未満の人です

特別障害者手当

障害福祉課☎(866)2093

在宅の重度障害者(身障手帳1～2級程度の障害が重複しているなど)で、常時特別の介護を必要とする20歳以上のかたに、特別障害者手当を支給します。(所得制限あり)
・支給月額 26,520円 ・年4回(2月・5月・8月・11月)支給

特別児童扶養手当

障害福祉課☎(866)2093

20歳未満で心身に中程度以上の障害を持つお子さんを扶養している父母(または養育者)に特別児童扶養手当を支給します。ただし所得制限があります。
・支給月額 重度障害児50,900円 中度障害児33,900円
・年3回(4月、8月、11月)支給

障害児福祉手当

障害福祉課☎(866)2093

20歳未満で心身に重度の障害を持ち、日常生活において常時介護を必要とするお子さんに、障害児福祉手当を支給します。ただし在宅のかたが対象です。(所得制限あり)
・支給月額 14,430円 ・年4回(2月・5月・8月・11月)支給

療育援助費

障害福祉課☎(866)2093

在宅で重度の知的障害または重度の心身障害を持つかた(公的年金受給者を除く)を療育している父母(または養育者)に療育援助費を支給します。
・支給月額 4,000円 ・年4回(3月・6月・9月・12月)支給

声の広報・点字広報

広報課☎(866)2034
障害福祉課☎(866)2093

視覚障害者に、広報あきたを録音した「声の広報」を毎月2回、また、点字による情報を3か月に1回お送りしています。

精神障害者のためのサービス 健康管理課☎(883)1180

精神障害者のための福祉サービス	
精神障害者保健福祉手帳	精神障害のために、日常生活または社会生活上のハンディキャップを持つかたで、希望するかたに手帳を交付します。
精神障害者バス福祉特別乗車証の交付	精神障害者手帳を所持し、通院や通所時にバスを利用するかたを対象に、福祉特別乗車証を交付します。(一部対象外路線あり)
精神障害者のためのホームヘルパー派遣	精神障害者手帳を所持しているか、精神障害を理由とする年金の給付を受けていて、日常生活を営むのに支障があるかたの家庭にホームヘルパーを派遣し、家事や身体介護などのお世話をします。(世帯の課税状況により自己負担あり) 介護保険制度が優先されます
精神障害者の短期施設入所	在宅の精神障害者を介護している家族が病気や冠婚葬祭などで一時的に介護できない場合、1週間程度、施設に入所することができます。
精神障害者のグループホーム入所	日常生活の援助を必要とし、共同生活を送ることが可能な精神障害者が、グループホームに入居して、食事の世話や相談などの生活援助サービスを受けることができます。

難病患者などのホームヘルパー派遣

健康管理課☎(883)1180

日常生活を営むのに支障がある難病や慢性関節リウマチなどの患者さんのために、食事や洗濯、買物、通院の介助などを行うホームヘルパーを派遣します。

秋田県障害者相談センター	新屋下川原町2 3	身体障害 ☎(823)1637 知的障害 ☎(862)6220
秋田県身体障害者更生訓練センター	新屋下川原町2 3	☎(863)4471
秋田障害者職業センター	川尻若葉町4 48	☎(864)3608
身体障害者の療護施設	療護センターほくと 雄高園	下新城中野字街道端西11 1 ☎(873)7801 雄和戸賀沢字金山沢89 29 ☎(886)3256
小規模作業所	主に身体障害者	秋田はまなす共同作業所 新屋比内町11 16 ☎(828)7817 やすらぎの家 土崎港中央五丁目9 3 ☎(845)3158
	主に知的障害者	援護就労センターパストラル 添川字地ノ内10 8 ☎(868)6044 工房こすもす 濁川字堀尾田1 126 ☎(868)9660 ドリームカンパニーあゆみ 仁井田本町五丁目12 45 ☎(829)2994
	精神障害者	のぞみ共同作業所 八橋南一丁目8 2 ☎(863)4481 南浜共同作業所 新屋南浜町7 10 ☎(867)1650
小規模通所授産施設	主に知的障害者	つどいの家 浜田字境川52 ☎(828)4472 いなほ作業所 山手台二丁目17 ☎(829)4422
	主に身体障害者	希望園 泉中央二丁目6 26 ☎(862)6072
身体障害者の授産施設 (入所型) (通所型)	秋田ワークセンター 緑光苑	下北手柳館字前田面134 ☎(831)8010 下北手宝川字種ヶ崎81-17 ☎(889)7001
知的障害者の更生施設 (入所型) (通所型)	竹生寮 柳田新生寮 高清水園	柳田字竹生168 ☎(834)2577 柳田字竹生197 ☎(835)3371 上北手猿田字苗代沢14 1 ☎(829)3577
	杉の木園 丸木橋(杉の木園分場) 明日葉(杉の木園分場) ユートピアやまばと 愛心苑	山内字上台15 2 ☎(827)2310 山内字丸木橋174 1 ☎(827)2271 手形字大松沢79 1 ☎(836)1730 新屋下川原2 10 ☎(883)0711 金足浦山字岩崎174 ☎(873)7922
知的障害者の授産施設 (入所型) (通所型)	小又の里 明成園 ウェルビューいずみ通所センター	上新城小又字落合85 ☎(870)2361 添川池ノ内10 1 ☎(868)4868 泉菅野二丁目17-27 ☎(896)7012
身体障害者のデイサービスセンター	デイサービスセンターほくと 秋田ワークセンター指定デイサービス事業所 ひだまり身体障害者デイサービスセンター	下新城中野字街道端西11 1 ☎(873)7801 下北手柳館字前田面134 ☎(831)8010 中通七丁目1 3 ☎(884)1400
知的障害者のデイサービスセンター	デイサービスセンターふきのとう ウェルビューいずみ知的障害者デイサービスセンター	柳田字竹生168 1 ☎(837)1320 泉菅野二丁目17 27 ☎(896)6277
障害のあるお子さんの療育の場	難聴幼児通園施設 グリーンローズ・オリブ園	新屋表町8 5 ☎(828)7750
	心身障害児総合通園センター 秋田県小児療育センター	八橋南一丁目1 3 ☎(823)7530
	知的障害児の入所施設 若竹学園 高清水園	横森二丁目24 7 ☎(832)3484 上北手猿田字苗代沢14 1 ☎(829)3577
	肢体不自由児施設・病院 秋田県太平療育園	新屋下川原町2 1 ☎(863)3451

生活保護制度について

生活保護
保護課 ☎(866)2096

私たちが生活していくうえで、病気や離別あるいは働き手の死亡などの理由で世帯の収入が減少し、生活費や医療費などに困る場合があります。そんなとき、その足りないところをおぎない、一日も早く自分の力で生活できるよう手助けするのがこの制度です。

市立秋田総合病院

問い合わせ
☎(823)4171

市立秋田総合病院は、充実したスタッフと医療機器を備え、万全の体制を整えて市民病院としての機能を果たしています。

所在地 川元松丘町4 30 ☎(823)4171
診療科目 循環器内科、消化器内科・代謝科、呼吸器内科
血液・腎臓内科、神経内科、外科、脳神経外科
心臓血管外科、整形外科、精神科、小児科
皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科
耳鼻いんこう科、リハビリテーション科
歯科口腔外科、放射線科、麻酔科、

受付時間 午前8時30分～11時30分
休診日 第1・第3・第5土曜日、日・祝日、年末年始

女性外来 (健康相談) 女性特有の身体的症状や精神的不安などの総合的な健康相談を行います。相談日は毎月第3水・木曜日(午後2時30分～4時30分)。相談料は1回2,677円。医事課へ事前に申し込みを。



駐車場のご案内
・第1、第2駐車場は有料。第3駐車場は無料。
第3駐車場の利用は午前9時～午後4時30分
・外来患者は、診察終了後、会計書、処方せんを受け取ってから30分間は無料、以後、1時間につき100円となります。
・見舞客など外来患者以外のかたは、はじめの30分間は無料、以後、1時間につき100円となります。

人と町をつなぐターミナル。
秋田中央交通株式会社
〒010-0931 秋田市川元山下町6番12号
管理部…TEL.018-823-4411 FAX.018-823-1565(共通)
営業部…TEL.018-823-4413

いつの時代もバスは身近な交通手段。暮らしの中にとけこんで、町から町へ人々を運びます。人と社会の橋渡し、楽しい旅の思い出づくりをお手伝い。笑顔のあるところ、いつでもバスがあります。

高速バス予約センター ☎018-823-4890
観光センター ☎018-823-4414 FAX/018-823-1565
秋田中央観光バス ☎018-862-6390 タクシー/018-823-7474(代) FAX/018-862-0053

保健・医療

秋田市保健所 (場所は7ページ参照)

業 務	課 名	電話番号
診療所 免許(医療従事者・栄養士・調理師など) 業務関係	保健総務課	883-1170
母子保健 老人保健 栄養関係	保健予防課	883-1172
予防接種 感染症 難病関係 精神保健	健康管理課	883-1180
食品 理美容	衛生検査課	883-1181
犬猫関係	〃	883-1182



生活習慣病予防と健康づくり

生活習慣病予防の健康診査 保健予防課☎(883)1172

種 類	対 象	実 施 方 式
基本健康診査 (肝炎ウイルス検診)	40歳以上	医療機関(9月～10月) 河辺・雄和区域では集団セット検診
胃がん検診	40歳以上	市内巡回の検診車(6月～10月) 雄和区域は集団セット検診
大腸がん検診	40歳以上	医療機関(9月～10月) 河辺・雄和区域では集団セット検診
前立腺がん検診	基本健康診査対象者のうち50歳以上男性	医療機関(9月～10月) 河辺・雄和区域では集団セット検診
子宮がん検診	20歳以上の女性 2年に1回の受診	医療機関(9月～10月) 河辺・雄和区域では集団セット検診
乳がん検診 (マンモグラフィと 視触診)	40歳以上の女性 2年に1回の受診	マンモ撮影は検診車と指定施設 視触診は医療機関(9月～10月) 河辺・雄和区域の視触診は集団セット検診
胸部総合検診	40歳以上	医療機関(6月～10月) 河辺・雄和区域では集団セット検診
歯周疾患検診	40歳 50歳 60歳 70歳	医療機関(7月～10月)
骨粗鬆症検診	40歳と50歳の女性	医療機関(9月～10月)

河辺・雄和区域のセット検診や医療機関名などの詳細は「広報あきた」に掲載します。

健康診査の 事後指導教室

保健予防課☎(883)1176

生活習慣病予防と健康づくりに役立てていただくために、基本健康診査、骨粗鬆症検診を受けたかたを対象に、健康診査の事後指導教室を開催します。

開催日、会場など詳細については、対象となったかたへ個人通知でお知らせします。

健康手帳の交付

保健予防課☎(883)1176

健康に関する基礎的な知識や自分の健康・医療・介護の記録などを記入できる「健康手帳」をさしあげています。



交付対象者	交付方法
満75歳以上のかた 満65歳以上で一定の障害のあるかた	該当するかたへ郵送します。
40歳以上で上記以外の交付希望者	保健予防課、介護保険課、国保年金課、河辺市民センター、河辺総合福祉交流センター、岩見三内連絡所、雄和市民センター、大正寺連絡所で随時さしあげます。各種集団検診の受診時、地域での保健師による健康教育・相談時にもさしあげます。

在宅寝たきり者の 健康管理

保健予防課☎(883)1178

訪問基本健康診査.....家庭で寝たきりのかたやそれに準じるかたで、主治医による治療を受けていないかたを対象に、医師が訪問し、基本健康診査を行います。9月と10月の2か月間実施。利用料は無料。

保健師・栄養士の訪問指導.....40歳以上のかたに、保健師・栄養士が訪問し、寝たきりになることの予防や介護に携わる家族の健康管理のアドバイス、福祉サービスの紹介などを行っています。

健康判定

保健予防課☎(883)1175

生活リズム・食生活・ストレス・運動などについての健康チェックと、健康づくりのための生活習慣改善のアドバイスや運動指導を行っています。20歳以上の市民が対象。無料。

判定日 第1・3木曜日：午後1時～5時(要予約)

会場 秋田市保健センター

ふれあい元気教室

保健予防課☎(883)1178

病気や加齢により、身体機能が低下している40歳以上のかたで、会場へ通うことができるかたが対象です。ただし、介護保険サービスを受けているかたは除きます。

対象 健康に自信がなく、体を動かす機会がほとんどない友人や隣近所との交流が少なく、家の中に閉じこもりがち脳卒中後遺症などの障害があっても、日常生活はほぼ自立している

会場 秋田市保健センターほか9会場

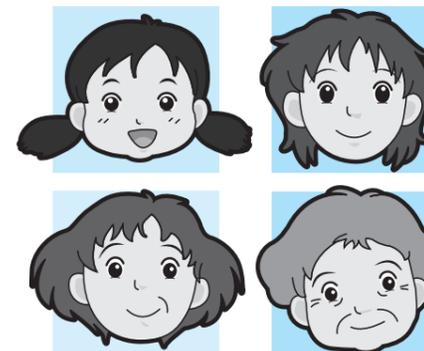
開催日 月1回

内容 軽体操、レクリエーション、作品づくりなど

自主トレーニング

保健予防課☎(883)1178

秋田市保健センターでは、自主トレーニングを希望されるかたに、機器を設置した機能訓練コーナーを開放しています。専門家による相談日も開設しています。



家族みんなの安心に!

ご加入者への還元事業

紳士服プラザ

(紳士服イージーオーダー店)

平成17年4月 OPEN

取扱団体 秋田県民共済生活協同組合

〒010-0951 秋田市山王3-5-23

ホームページ <http://www.akita-kyosai.or.jp/>

☎018(823)0131(代)

成人歯科相談

保健予防課 ☎(883)1174

歯周病やむし歯など、大人の歯の健康について、歯科衛生士が相談に応じます。

相談日 「広報あきた」でお知らせします(予約制)

食生活健康相談

保健予防課 ☎(883)1175

高血圧や糖尿病などの食事について栄養士が相談に応じます。

相談日 「広報あきた」でお知らせします(予約制)

健康相談

保健予防課 ☎(883)1174~8

赤ちゃんから大人まで健康についての相談は何でも。

相談日 毎週月~金曜日(祝日を除く)午前9時~午後3時

会場 秋田市保健センター

心の健康相談

健康管理課 ☎(883)1180

心の健康について医師による面接の相談を行っています。ご家族の相談もお受けします。

相談日 毎月第1・第3木曜日 午後2時~4時(予約制)

保健師による相談は随時行っています。

エイズを知って エイズを防ごう

健康管理課 ☎(883)1180
e-mail ro-hlhm@city.akita.akita.jp

医師によるエイズ相談・HIV抗体検査を匿名で受けられます。HIVの検査結果が当日わかるHIV抗体即日検査も実施しています。性器クラミジア、梅毒、B型肝炎(40歳以上のかた)の検査も同時に受けられます。検査は無料です。

予約制のため、電話で予約を!

相談日・検査日 毎月第1・第3金曜日 午前9時~11時
毎月第4水曜日 午後7時~9時

会場 秋田市保健所

HIV検査を受けることは、早期発見・治療に結びつくとともに、感染拡大防止につながります。

保健師による電話相談はいつでも受けられます。

C型肝炎抗体検査

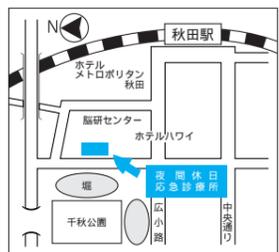
健康管理課 ☎(883)1180

C型肝炎抗体検査が検査手数料1,120円で受けられます。C型肝炎抗体検査と合わせてB型肝炎検査を希望する40歳以上のかたは、B型肝炎検査を無料で受けられます。

相談日・検査日 毎月第1・第3金曜日 午前9時~11時
予約制 毎月第4水曜日 午後7時~9時

会場 秋田市保健所

夜間、休日の急病は市立夜間休日応急診療所へ



所在地 千秋久保田町6 17 県成人病医療センター1階
☎(835)2222 ☎(832)3333

夜間 診療科目: 小児科、耳鼻いんこう科
診療時間: 午後7時30分~10時30分(年中無休)

休日 診療科目: 小児科
(眼科は在宅当番制、問い合わせは当診療所へ)
診療時間: 日曜・祝日および振替休日・年末年始
午前9時30分~午後3時30分

65歳以上のかたの インフルエンザ 予防接種

健康管理課 ☎(883)1179

65歳以上のかたがインフルエンザの予防接種を受けるとき、接種費用の一部を公費で負担します。自己負担額、実施時期などは広報あきたでお知らせします。

対象 接種日に満65歳以上のかた
60歳以上65歳未満のかたで、心臓・腎臓・呼吸機能やHIVにより免疫機能に障害を有するかた

献血にご協力を

秋田県赤十字血液センター ☎(865)5541(定休日 日曜・祝日)

受付時間: 全血献血 8:30~12:00、13:00~16:30

成分献血 9:00~11:00、13:00~15:30

アトリオン献血ルーム ☎(836)7811(定休日 水曜日)

受付時間: 全血献血 10:00~13:00、14:00~18:00

成分献血 10:00~12:00、14:00~17:00

医療費の助成

福祉医療制度

障害福祉課
医療福祉室 ☎(866)2513

福祉医療制度に該当するかたには、申請により「福祉医療費受給者証」を交付します。診療を受けるとき、医療機関の窓口健康保険証と一緒にこの受給者証を提出すると、保険診療の自己負担分が助成されます。(医療機関の窓口でのお支払いはありません)

《対象になるかた》

年齢・要件	備考
乳幼児 0歳児から小学校就学前までのお子さん (6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	入院は全員が該当(所得確認あり) 2歳以上の外来は所得制限あり
母子・父子家庭の児童 18歳に達した最初の3月31日まで 母子家庭・父子家庭の児童 父母のいない児童 父または母が1~2級程度の身体障害者手帳を持つ 家庭の児童	所得制限あり 社会保険の本人()は該当しません
重度心身障害児者 身体障害者手帳1~3級を持っているかた 療育手帳Aを持っているかた	社会保険の本人()のみ所得制限あり
高齢身体障害者 65歳以上の身体障害者手帳4~6級を持っているかた	所得制限あり 社会保険の本人()は該当しません

ここで言う「社会保険の本人」とは、国民健康保険(市町村国保、国保組合)以外の健康保険に加入している被保険者をさします。

《福祉医療を受けられないかた》

秋田市に住所のないかた	市外の学校に通学しているかたを除く
健康保険に加入していないかた	
社会保険の本人	重度心身障害者を除く
生活保護を受けているかた	
公費負担医療の適用を受け、医療費の自己負担分のないかた	

国民健康保険の高額療養費支給 18ページをご覧ください。

小児慢性特定疾患で
通院・入院しているかたに

保健予防課☎(883)1172

小児慢性特定疾患に該当されるかたに医療受給者証を交付し、医療費を助成します。該当する疾病によって助成内容が異なります。詳しくは保健予防課へお問い合わせください。

必要書類 申請書、医療意見書、住民票、保険証

特定疾患で通院・入院
しているかたに

健康管理課☎(883)1180
e-mail ro-hlhm@city.akita.akita.jp

特定疾患に該当されるかたに医療受給者証を交付し、医療費の一部または全部を助成します。

必要書類 申請書、臨床調査個人票(県指定の様式)、住民票(世帯全員分)、健康保険証、印鑑、所得確認書類

申請書、臨床調査個人票は市保健所や医療機関に備え付けてあります。対象となる疾患や手続きについては、健康管理課へお問い合わせください。

精神疾患で通院治療を受けているかたに

通院医療費
公費負担制度

健康管理課
☎(883)1180

精神疾患で治療を受けているかたの通院医療費について、自己負担を医療費全体の5パーセントとなるように、各医療保険制度を適用した後の残りの医療費を公費で負担します。

申請書に必要事項(押印)を書いて、診断書(秋田県指定の様式)または精神障害者保健福祉手帳といっしょに健康管理課へ出してください。申請書、診断書は市保健所や医療機関に備え付けてあります。

特定不妊治療を
受けているかたに

保健予防課☎(883)1174

特定不妊治療費を助成します

平成16年4月1日以降に、下記の指定医療機関で保険外診療である特定不妊治療(体外受精および顕微授精)を受けた、法律上婚姻関係のあるご夫婦に、1年度(4月から翌年3月までの期間)10万円を限度に通算2年間助成します。

ただし、夫および妻の前年の所得(1月から5月までの申請の場合は前々年の所得)合計額が650万円未満であることが条件です。申請は保健予防課で受け付けます。

申請に必要な書類は保健予防課でさしあげています。

県内指定医療機関

平成16年11月1日現在

秋田県	設楽産婦人科内科クリニック	秋田市外旭川字前谷地43-1
	秋田大学医学部附属病院	秋田市本道一丁目1-1
	大館市立総合病院	大館市豊町3-1
	池田産婦人科医院	湯沢市字両神142-3

注) 県外の医療機関を受診したかたはお問い合わせください。

海・山・秋田の旬の食材が豊富に並ぶ

鮮魚店35店 紅鮭・筋子・たらこ・乾物店15店
野菜・くだもの店20店 食料品、雑貨店19店

全89店

市場直営店



全国発送承ります。

秋田の味を全国へ……
ふるさとからの贈り物は

協同組合 **秋田市民市場**

〒010-0001 秋田市中通四丁目7-35

☎018-833-1855(代)

<http://www.akitashiminichiba.com/>



老人保健医療制度

お問い合わせ 障害福祉課医療福祉室☎(866)2513

対象者

老人保健医療制度の対象となるのは、右の条件にあてはまるかたです。

該当するかたには「老人保健法医療受給者証」を交付します。

満75歳以上のかた

ただし昭和7年9月30日以前に生まれたかたは老人保健医療制度の対象となります。

昭和7年10月1日以降に生まれたかたは74歳まで国民健康保険の「前期高齢者」となります。(30ページ参照)

一定の障害のある65歳以上のかた

医療費の自己負担割合 (所得に応じて定められています)

医療費の自己負担割合と1か月の自己負担限度額

区分	自己負担割合	自己負担限度額(1か月)	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
一定以上の所得のあるかた	2割	40,200円	72,300円+(医療費が月に361,500円を超えた場合は、その超えた分の1%)
			一般
市民税非課税世帯のかた	1割	8,000円	24,600円
市民税非課税で所得が一定以下の世帯のかた			15,000円

入院時の食事代

市民税非課税世帯のかた	一定以上の所得のあるかた・一般	1日 780円
	90日までの入院	1日 650円
	過去12か月の入院日数が90日を超える入院	1日 500円
	市民税非課税で所得が一定以下の世帯のかた	1日 300円

- 1...70歳以上で市民税の課税標準額が124万円以上のかたが1人以上いる世帯のかた
- 2...世帯員全員が市民税非課税の世帯
- 3...所得が0円の世帯(例:単独世帯の場合、年収約65万円以下。夫婦2人世帯の場合、年収約130万円以下)

に該当するかたは「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要です

お医者さんにかかるとき

医療機関の窓口では、かかった医療費の1割または2割(上表参照)を支払います。自己負担割合は「老人医療受給者証」に記載されています。窓口には「老人医療受給者証」「健康保険証」「健康手帳」を必ず提示してください。上表の月額上限を超えても、いったんは自己負担分を支払います。自己負担限度額を超えた金額は、後日、老人保健高額医療費として支給されます。(下記の「老人保健高額医療費の支給について」を参照)

かかった医療費の1割または2割を支払います。ただし、1か月の自己負担限度額以上は支払う必要がない仕組みになっています。

また、世帯全員が非課税のかたで、「老人医療の限度額適用認定証」をお持ちのかたは、入院時の食事代が減額になりますので、忘れずに提示してください。

老人保健高額医療費の支給について

同じ月の医療費が上表の自己負担限度額を超えたときは、超えた金額を「老人保健高額医療費支給申請書」でお届けの預金口座に、後日、高額医療費として振り込みます。

障害福祉課医療福祉室に直接申請においてになる必要はありません。医療費は、病院・診療所・歯科の区別なく、調剤薬局での自己負担分も合算します。ただし、入院時の食事代やパジャマ代など保険の適用とならないものは含めません。

育児・教育



妊娠がわかったら

受付窓口 保健所保健予防課☎(883)1174
市民課 土崎支所 新屋支所
市民サービスセンター(アルヴェ内)
河辺総合福祉交流センター
岩見三内連絡所
雄和市民センター
大正寺連絡所

母子健康手帳と 妊婦健康診査受診票をさしあげます

左記の窓口で、妊娠の届け出をしてください。「母子健康手帳」と「妊婦一般健康診査受診票」「超音波検査受診票」「妊婦感染症検査受診票」「妊婦歯科健康診査受診票」をさしあげます。届け出の際は、印鑑をお持ちください。

この手帳は、妊娠から就学前までの母と子の健康を記録するもので、予防接種や健診などに必要なものです。大切に保管しておきましょう。

保健所保健予防課
☎(883)1174

両親学級

赤ちゃんのお風呂の入れ方など、育児指導を行います。開催日は「広報あきた」でお知らせします。

妊産婦訪問指導

必要に応じて妊産婦のかたを訪問し、健康面や育児の相談に応じます。

赤ちゃんが生まれたら

受付窓口 市民課☎(866)2073
土崎支所 新屋支所
市民サービスセンター(アルヴェ内)
河辺市民センター
岩見三内連絡所
雄和市民センター
大正寺連絡所

出生届の時に母子健康手帳別冊をさしあげます

左記の窓口で、14日以内に出生の届け出をしてください。秋田市で行う「乳幼児健康診査」と「予防接種」の受け方を説明した「母子健康手帳別冊」をさしあげます。この別冊は、転入されたかたや出生届を他市町村に出されたかたにもさしあげます。

2,500g未満で生まれたかたは、病院に置いてある「低体重児出生届」を保健予防課に出してください。

育児相談

毎月1回、保健センターで行っています。育児相談や体重測定、食生活相談、歯科相談などを行います。予約制ですのでご連絡ください。

新生児・未熟児の訪問指導

必要に応じて新生児や未熟児のいる家庭を訪問し、育児や発育についての相談に応じます。母子健康手帳に入っている「出生連絡票」をご活用ください。

未熟児養育医療

赤ちゃんが未熟児で生まれて入院した場合の医療費とミルク代を助成します。申請が必要です。

健康講座・食生活講座

ほのぼの育児教室	生後6か月までのお子さん	秋田市保健センター
離乳食教室	生後4～10か月のお子さん	河辺総合福祉交流センター 雄和公民館
幼児食教室	2歳前後のお子さん	秋田市保健センター

開催日は「広報あきた」でお知らせします。

乳幼児健康診査 保健予防課☎(883)1172・(883)1174 (詳細は母子健康手帳別冊をご覧ください)

	健診	対象	実施会場
個別健診	4か月児健診	4か月になった日から1か月以内の子ども	市内委託医療機関
	7か月児健診	7か月になった日から1か月以内の子ども	
	10か月児健診	10か月になった日から1か月以内の子ども	
	2歳児歯科健診	2歳0か月から2歳2か月未満の子ども	
集団健診	1歳6か月児健診	健診が行われる月に1歳7か月～2歳未満の子ども(健診日程は随時「広報あきた」でお知らせします)	秋田市保健センター・土崎支所 河辺総合福祉交流センター・雄和公民館ほか
	3歳児健診	健診が行われる月に3歳6か月～4歳未満の子ども(健診日程は随時「広報あきた」でお知らせします)	秋田市保健センター・土崎公民館 河辺総合福祉交流センター・雄和公民館ほか

予防接種 健康管理課☎(883)1179

(乳幼児の予防接種の詳細は母子健康手帳別冊をご覧ください。小学生については学校を通じてお知らせします)

予防接種名	対象	会場
BCG	生後6か月未満(平成17年4月から)	秋田市保健センター、雄和公民館、河辺総合福祉交流センターほか5会場
小児マヒ(ポリオ)	生後3か月～7歳6か月未満	予防接種委託医療機関
三種混合(百日ぜき・ジフテリア・破傷風)	生後3か月～7歳6か月未満	
麻しん	生後12か月～7歳6か月未満	
風しん	生後12か月～7歳6か月未満	
日本脳炎	生後6か月～7歳6か月未満 9歳～13歳未満、14歳～16歳未満	
二種混合(ジフテリア・破傷風)	小学校6年生	各学校

お子さんの医療費 障害福祉課医療福祉室☎(866)2513

助成されるお子さん

入院	未就学児まで全員が該当(所得の確認が必要です)
通院	未就学児まで該当(2歳以上は所得制限あり)

未就学児(6歳の誕生日をむかえた最初の3月31日までの児童)には、申請により「福祉医療費受給者証」を交付します。診療を受けるとき、医療機関の窓口で健康保険証と一緒にこの受給者証を提出すると、保険診療の自己負担分が助成されます。(医療機関の窓口でのお支払いはありません)このほか、母子・父子家庭の児童、重度心身障害児のための福祉医療制度もあります。詳しくはP39をご覧ください。

育成医療

障害福祉課☎(866)2093

身体に障害があつて手術などを必要とする18歳未満のかたに、生活の能力を得るために必要な医療を給付します。世帯の所得税額・住民税額に応じて自己負担があります。

対象者 18歳未満で下記の障害のある児童

肢体不自由 視覚障害 聴覚平衡機能障害
内部障害 音声・言語・そしゃく機能障害

内臓障害(じん臓・小腸の透析療法などを除く)は手術をともなう場合のみを対象とし、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう、直腸機能の障害以外は先天性のものに限ります。

児童手当について

市民課☎(866)2072

小学校第3学年修了前のお子さんを養育しているかたは児童手当を受けることができます。支給の対象となるのは、申請のあった月の翌月分からです。ただし所得制限があります。

受付窓口 市民課、土崎支所、新屋支所、市民サービスセンター、河辺市民センター、岩見三内連絡所、雄和市民センター、大正寺連絡所 公務員のかたは職場へ申請してください。

手当の月額 第1子5,000円 第2子5,000円
第3子以降10,000円



保育所・幼稚園に入るとき

保育所

問い合わせ
児童家庭課 ☎(866)2094

保護者が仕事や出産、病気などにより、日中、家庭でお子さんの世話ができないときは、お子さんを保育所へ預けることができます。

秋田市の市立保育所は15か所、私立の認可保育所は29か所あります。

市立保育所の保育時間は、午前7時から午後6時までで、その後、午後7時までの延長保育を行います。

一時保育

保護者がパート就労や病気、育児の疲れなどで、一時的に家庭内で保育できなくなった場合、お子さんを保育所でお預かりします。

(右下表の が一時保育実施施設)

特定保育(一部の市立保育所で実施)

保護者のパート就労や介護などの理由で、短時間、お子さんの保育ができないとき、1日5時間を限度にお預かりします。

乳幼児健康支援一時預かり

保育所に通っている児童などが、病気の回復期で集団保育が困難な期間、一時的に秋田赤十字乳児院でお預かりします。

保育所体験しませんか

保育所に入っていないお子さんが、市立保育所で1日入所を体験できます。開催日は「広報あきた」でお知らせします。

ひとり親家庭の保育料(預かり料)を援助

ひとり親家庭でお子さんを保育所などに入所させ、働いている場合、保育料や預かり料を援助します。ただし所得制限があります。

子育ての心配ごとにおこたえします

子ども未来センター (アルヴェ 5階)



☎(887)5340 子ども未来センター代表
☎(887)5339 子育てと女性の悩み相談
☎(887)5337 家庭教育相談『ぐりーん・えこー』
ファミリー・サポート・センター

お子さんを預かってほしいか(利用会員)と預かってもらえるか(協力会員)が登録し、保育所へのお迎えや急な冠婚葬祭時などに、保護者に代わってお子さんをお預かりします。利用料は1時間500円です。詳しくは同センターへどうぞ。☎(887)5336

市立保育所(産休明けから)

保育所名	所在地	入所定員
土崎保育所	土崎港中央六丁目10-6	120人
寺内保育所	寺内油田二丁目5-1	120人
港北保育所	土崎港北六丁目1-33	100人
泉保育所	泉中央五丁目6-1	120人
川口保育所	榎山登町10-50	60人
川尻保育所	山王臨海町4-15	60人
保戸野保育所	保戸野鉄砲町5-60	60人
手形第一保育所	手形休下町1-33	60人
牛島保育所	牛島東六丁目4-4	60人
河辺中央保育所	河辺和田字北条ヶ崎27-1	120人
岩見三内保育所	河辺三内字外川原115	90人
戸島保育所	河辺戸島字本町101	90人
新波保育所	雄和神ヶ村字陳笠262	45人
川添保育所	雄和榎川字長者屋敷33	110人
雄和中央保育所	雄和種沢字戸草沢105	70人

私立保育所・園(産休明けから)

保育所名	所在地	入所定員
北保育園	下新城中野字街道端西79	45人
第一ルンビニ園	旭南一丁目5-10	150人
第二ルンビニ園	川元小川町1-53	150人
あきた保育園	南通築地2-6	90人
榎山保育園	南通宮田16-30	90人
みどり保育園	榎山南中町1-32	60人
城南園	榎山古川新町41-2	60人
聖園ベビー保育園	保戸野すわ町1-58	60人
白百合保育園	八橋鯉沼町5-6	120人
ひがし保育園	手形字扇田18-1	60人
ひまわり園	手形休下町3-4	60人
こぼと保育園	広面字釣瓶町71-4	90人
かんば保育園	牛島西一丁目7-42	120人
あおぞら保育園	仁井田字仲谷地284	120人
大野保育園	仁井田字西潟敷11	90人
あおぞら乳児園	御野場六丁目12-8	45人
日新保育園	新屋町字関町後77-3	150人
勝平保育園	新屋松美ガ丘南町16-13	150人
やまばと保育園	新屋寿町8-69	60人
はねかわ保育所	下浜羽川字下山48-105	60人
さくら保育園	桜二丁目13-27	90人
グリーンローズ保育園	新屋表町8-19	30人
こひつじ保育園	広面字近藤堰添47-1	60人
ごしよの保育園	御所野地蔵田二丁目9-6	120人
ふじ保育園	飯島字東上谷地109-1	90人
こどものくに保育園	東通二丁目10-22	60人
ウェルビューいづみこども園	泉菅野二丁目17-11	60人
あきたチャイルド園	土崎港西三丁目7-18	90人
あさひ保育園	手形字中谷地56-1	60人

認定保育施設

認可外保育施設のうち、市が定めた一定の基準を満たす施設を、認定保育施設として運営費の一部を助成しています。

入所申し込み、お問い合わせは、それぞれの施設へ直接どうぞ。

認定保育施設(入所申し込み・問い合わせは直接各施設へ)

施設名	開所時間	住所	電話番号
こどものいえ保育園	7:00~22:00	土崎港北三丁目9-95	(847)0340
キッズステーションしょうくの	7:00~19:30	将軍野青山町9-17	(816)0760
外旭川カナリヤ保育園	7:00~20:00	外旭川八柳一丁目7-17	(868)2921
豆の木保育園	7:30~18:30	外旭川字三後田111-2	(868)5257
めばえ保育園	7:30~19:00	八橋本町六丁目11-13	(863)2571
こぐま保育園	7:00~19:00	泉菅野二丁目9-11	(866)7767
くれよんハウス	7:00~22:00	保戸野千代田町10-41	(865)5029
どんぐりホーム	24時間	山王二丁目11-15	(863)3606
大町子供の家	24時間	大町五丁目7-38	(823)4859
山鳩園	7:00~翌朝3:00	旭北寺町4-28	(862)0619
愛護保育センター	8:00~18:00	榎山南中町2-36	(832)7208
若駒保育園	7:30~24:00	山王六丁目7-26	(862)0266
秋田経済法科大学附属保育園	7:00~19:30	茨島四丁目1-20	(823)4540
カナリヤ保育園	24時間	千秋北の丸5-64	(835)8312
こまどり幼稚園附属保育園	7:30~18:30	横森五丁目2-2	(834)8130
駅東ベビー保育園	7:00~19:00	東通三丁目6-5	(837)4152
エンジェルハウスかつら	7:30~18:00	新屋松美ガ丘北町16-28	(867)0556

幼稚園

問い合わせ
それぞれの幼稚園へどうぞ

市内の幼稚園

幼稚園名	所在地	定員(人)	電話
秋田聖使	保戸野中町6-36	80	(862)4880
秋田	高陽青柳町13-31	200	(862)3542
聖霊女子短大付属	南通みその町5-3	140	(835)5692
土崎	土崎港中央四丁目5-42	250	(845)1297
聖園学園短大付属	保戸野すわ町1-58	350	(823)2695
高清水	将軍野南一丁目1-20	320	(845)0781
土崎カトリック	土崎港南三丁目13-35	320	(845)1786
こまどり	横森五丁目1-29	240	(834)0968
新屋	新屋扇町4-27	280	(828)2119
経済法科大付属	茨島四丁目1-20	210	(823)4540
港北	土崎港北三丁目1-20	200	(845)0342
なかよし	旭北寺町4-20	160	(824)3117
ルーテル愛児	新屋表町8-19	200	(828)3038
秋田市旭川	泉東町8-56	250	(868)3700
広面	広面字釣瓶町136	200	(834)6321
四ツ小屋	四ツ小屋字城下当場2-4	90	(839)2734

幼稚園名	所在地	定員(人)	電話
将軍野	将軍野青山町11-18	280	(845)6724
山王	山王中園町4-15	400	(862)2223
仁井田	仁井田本町三丁目5-48	360	(839)2048
わかば	山王三丁目1-24	240	(863)8632
秋田太陽	大住三丁目3-41	330	(839)0311
ひかり	泉中央三丁目2-1	120	(863)4228
飯島	飯島鼠田三丁目2-75	200	(846)2036
けやき平	飯島字前田表248	160	(845)7985
手形山	手形山東町1-37	200	(832)9210
秋田東	東通三丁目5-1	320	(832)1432
外旭川	外旭川字梶ノ目534	280	(868)3400
勝平	新屋松美ガ丘東町9-23	200	(863)6227
下北手	下北手松崎字大巻151-1	120	(864)8465
経法大附属さくら	下北手桜字新桜谷地2	80	(834)2957
御所野	御所野元町五丁目1-2	270	(826)1005
和田	河辺和田46	80	(882)2167
(国立秋田大学附属)	保戸野原の町14-32	160	(862)2343

私立幼稚園の 保育料を補助します

就園奨励費補助金制度

私立幼稚園に通園するお子さんの保育料を、保護者の市町村民税額(国で定める基準)により、減免します。各幼稚園にお問い合わせください。



小・中学校に入るとき

小学校に入るとき

教育委員会学事課
☎(866)2243

4月2日から翌年の4月1日の間に6歳になる児童を対象に、毎年10月中旬に教育委員会から、場所と日時を指定した入学前の就学時健康診断通知書をお送りします。

就学時健康診断を受けた後に、入学する小学校を指定した「入学期日および学校指定書」を郵送します。病気などで就学が難しい児童をお持ちの保護者は、早めにご相談ください。

中学校に入るとき

教育委員会学事課
☎(866)2243

1月下旬に、在学している小学校を通じて、入学する中学校を指定した「入学期日および学校指定書」をお渡しします。

転校の手続き

教育委員会学事課
☎(866)2243

市内で学区外に住所が変わるとき

「転居届」の手続きをすると、「転学通知書」が交付されます。これを在学中の学校に提出し、転校手続きをすると「在学証明書」と「教科書給与証明書」が渡されますので、これらの書類を新しい学校に提出し、転校手続きをしてください。

他の市町村に住所が変わるとき

「転出届」の手続きをすると、「転学通知書」が交付されます。これを在学中の学校に提出し、転校手続きをすると「在学証明書」と「教科書給与証明書」が渡されますので、これらを他の市町村に転入したときに指定される新しい学校に提出し、転校手続きをしてください。

困ったときの相談はこちらへ...

乳幼児から高校生までの家庭教育相談電話 アルヴェ5階「子ども未来センター」
ぐりーん・えこー ☎(887)5337 火～日曜日・午前9時～午後7時

就学前のお子さんの心配ごとにお答えします 秋田市教育研究所
就学相談 ☎(865)0056 月～金曜日・午前9時～午後4時

学校生活や家庭生活、しつけなどの心配ごとに 秋田市教育研究所
教職員・教育全般相談 ☎(866)4153 月～金曜日・午前9時～午後4時

小・中学生のみなさん！あなたの力になります 秋田市教育研究所
いじめ・不登校等教育問題相談 ☎(866)2255 月～金曜日・午前9時～午後4時

適応指導教室「すくうる・みらい」 事務局：市教育委員会学校教育課
☎(823)3082 月～金曜日・午前9時～午後4時
・不登校でお悩みの児童生徒や保護者の相談に応じます。
・不登校の児童生徒のための教室を開設しています。開設場所：八橋陸上競技場2階

少年の悩みや心配事に 市少年指導センター(サンパル秋田内)
少年相談 わかくさ相談電話 ☎(862)3225 毎週月～金曜日・午前9時～午後4時

放課後児童クラブ

保護者が昼間家庭にいない児童(おもに小学校1～3年生)を、放課後から午後6時30分(施設によっては午後8時)までお預かりします。土曜日もお預かりしています。申し込みやお問い合わせは各放課後児童クラブへどうぞ。

秋田市委託の放課後児童クラブ

児童クラブ名	所在地	電話
カナリヤ保育園学童保育	千秋北の丸5-64	(835)8312
こどものくに学童クラブ	東通五丁目3-30	090(9635)7017
こぼと学童保育クラブ	広面字釣瓶町12-9	(832)1124
さくら学童保育クラブ	桜台一丁目1-3	(836)6126
下北手児童クラブ	下北手松崎字谷崎219	090(7799)4261
たんぼ学童保育クラブ	手形字オノ浜27	(832)9713
東児童クラブ	東通二丁目11-2	070(5123)1276
白百合学童保育クラブ	八橋鯉沼町5-5	(865)3316
八橋学童保育クラブ	八橋イサノー一丁目17-8	(863)4220
ひばりクラブ	檜山南新町上丁3	070(6495)2457
あおぞら児童クラブ	仁井田字仲谷地285	(829)1880
大野学童クラブ	仁井田字西潟敷11	(834)9225
かんば学童教室	牛島西三丁目1-10	(832)9919
飯島児童クラブ	飯島鼠田二丁目2-2	(857)0470
外旭川児童クラブ	外旭川字梶ノ目304	090(4558)3836
勝平学童保育所	新屋松美ガ丘北町21-1	(863)3360
つくしんぼ学童保育クラブ	新屋栗田町15-19	(828)2855
若駒保育園学童保育クラブ	山王六丁目8-2	(862)0266
エンジェルハウスかつひら	新屋松美ケ丘北町16-28	(867)0556

児童館・児童センター

生涯学習室 ☎(866)2245

市内35か所にある児童館・児童センターは子どもたちがいつでも無料で利用できる地域の遊び場です。児童厚生員が、遊びの指導をとおして、子どもたちの健全育成をはかっています。利用時間は、月～金曜日が放課後から午後6時まで、土曜日や夏休みなどは午前8時30分から午後6時までです。

泉児童センター(823)6430 明德児童センター(832)0568 東児童センター(831)2725 保戸野児童館(865)6404 広面児童館(832)9667 旭川児童館(832)9567 桜児童センター(834)5037 下北手児童センター(837)8200 旭北児童館(865)6401 川尻児童館(862)9870 勝平児童館(865)6405 日新児童館(828)2767 八橋児童館(865)6402 浜田児童館(828)0320 四ツ小屋児童センター(839)8488 中通児童館(834)9834 築山児童センター(835)1576 旭南児童館(865)6403 牛島児童館(832)9612 仁井田児童館(839)0648 大住児童館(839)3090 土崎南児童センター(846)5233 港北児童センター(845)3205 飯島南児童センター(846)3299 寺内児童センター(846)1205 飯島児童センター(857)0470 将軍野児童館(845)9893 土崎児童館(845)9023 外旭川児童センター(868)4151 清水児童センター(857)1035 下新城児童室(873)6797 金足西児童館(873)6583 御所野児童室(839)9190 河辺中央児童館(882)3636 川添児童室(886)4401

保護者の負担を軽くする補助金・援助制度

問い合わせ 教育委員会学事課 ☎(866)2243

小・中学校就学援助制度

小・中学校に在学している子どもをお持ちの保護者を対象に、経済的な理由で就学することが困難なとき、学用品費や給食費などを援助します。通学先の学校または教育委員会にお問い合わせください。

遠距離通学補助金制度

市立小・中学校に通う子どもをお持ちの保護者を対象に、通学に必要な経費の一部を補助します。補助の対象となるのは、自宅から学校までの片道距離が、原則として小学校4キロ以上、中学校6キロ以上のときです。なお、小学校は片道距離が4キロ未満でも対象となることがあります。詳細については学校にお問い合わせください。



ひとり親家庭のために

お問い合わせ 児童家庭課 ☎(866)2094

児童扶養手当

18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(中度以上の障害を持つ場合は20歳未満)のお子さんを養育している母子家庭の母親(または養育者)または父親が重い障害などで働くことができない家庭の母親で公的年金を受けていないかたに、児童扶養手当を支給します。ただし所得制限があります。

母子寡婦福祉資金をお貸しします

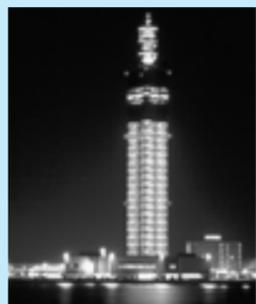
母子家庭・寡婦のかたの経済的自立とお子さんの福祉のために、修学資金や就学支度資金などをお貸しします。
・修学資金や就学支度資金など13種類の資金
・利率は、資金の種類によって年3%または無利子
・市内在住(原則)の連帯保証人1人を必要とします。児童に対する修学資金、修業資金、就職支度資金、就学支度資金の貸付については、母親を連帯保証人とすることができます。
・貸付限度額・据置期間・償還期限は、資金の種類によってそれぞれ異なります。
・母子自立支援員...ひとり親家庭が抱えている生活全般に関する相談に応じています。

トワイライトステイ事業

小学生のお子さんを持つかたで仕事上の理由で帰宅が遅くなる場合、お子さんの生活指導や夕食の提供をします。
・秋田婦人ホーム、秋田聖徳会若草ハイムで実施。
・所得額に応じて自己負担があります。

ショートステイ事業

保護者のかたが病気や冠婚葬祭、出張などのため、一時的に子どもの世話ができないときに、秋田赤十字乳児院、感恩講児童保育院、聖園天使園でお預かりします。
・対象児童 0歳～小学生まで
・所得額に応じて自己負担があります。



秋田ポートタワー「セリオン」

秋田港にそびえたつ「セリオン」。地上100メートルから、市街地、鳥海山、日本海、男鹿半島、白神山地と、360度の大パノラマが広がります。タワー4階にはスカイラウンジ、また、低層部には各種イベントホール、お土産ショップ、レストランがあります。

展望料金：大人400円、中・高校生300円、小学生200円
営業時間：4～11月は9:00～21:00、12～3月は10:00～19:00
(12～2月は火曜日休館あり)
問い合わせ：ポート秋田株式会社 ☎(857)3381



障害のある子どものために

障害のある子どもの教育

障害のある子どもたちをのびのびと育てるために次のような学校や学級があります。

障害の種類	学校・学級
耳の聞こえに障害のある子どもたち	秋田県立聾学校(幼稚部～高等部、専攻科) 845-0291 難聴特殊学級(土崎小学校・日新小学校・大住小学校・桜小学校・桜中学校)があります。
目が見えない、または重度の視力障害のある子どもたち	秋田県立盲学校(幼児学級～高等部、専攻科)があります。 ☎846-2540
病気で入院している子どもたち	病弱特殊学級があります。 川尻小学校は市立秋田総合病院内に、広面小学校・城東中学校は秋田大学医学部附属病院内に設置しています。
病弱・身体虚弱の子どもたち	泉中学校に病弱・身体虚弱特殊学級があります。
手足の不自由な子どもたち	県立秋田養護学校(☎828-3811)、県立勝平養護学校(☎824-3751) 肢体不自由特殊学級(牛島小学校・高清水小学校)があります。
軽度の知的障害のある子どもたち	市内小学校33校、中学校16校に特殊学級があります。
中～重度の知的障害のある子どもたち	秋田県立栗田養護学校(☎828-1162)、県立養護学校天王みどり学園(☎870-4611) 秋田大学教育文化学部附属養護学校(☎862-8583)があります。
ことばに障害のある子どもたち	土崎小学校と旭南小学校、中通小学校内に「通級指導教室」があります。
情緒面に障害のある子どもたち	市内小学校8校、中学校5校に特殊学級があります。

障害のある子どもの相談機関には、次のようなところがあります。

- ・秋田県総合教育センター(天王町天王字追分西29 76) ☎873 7205
- ・秋田県中央児童相談所(秋田市新屋下川原町1 1) ☎862 7311
- ・秋田県小児療育センター(秋田市八橋南一丁目1 3) ☎823 7530
- ・秋田市教育研究所(就学相談電話)秋田市茨島一丁目4 71 ☎865 0056

詳しいことについては、秋田市教育委員会学事課 ☎(866)2243、
または学校教育課 ☎(866)2244にお問い合わせください。

特殊教育 就学補助金

教育委員会学事課
☎(866)2243

市立小・中学校の特殊学級に在学している子どもをお持ちの保護者を対象に、学用品費、給食費、通学費などの費用を世帯の所得に応じて補助します。学校にお問い合わせください。

障害児のための公的給付金

障害福祉課
☎(866)2093

特別児童扶養手当

20歳未満の心身に中程度以上の障害のある児童を扶養している父(または母)または養育者に給付します。ただし所得制限があります。

障害児福祉手当

精神または身体に重度の障害があるために、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満のかたに給付します。ただし所得制限があります。

ごみ・リサイクル



ごみの出し方

秋田市では、ごみを「家庭ごみ」「資源化物(金属類・空きびん・ガス・スプレー缶・空き缶・使用済み乾電池・古紙・ペットボトル)」「粗大ごみ」の3つに分け、収集しています。各地区の収集日は69・70ページに掲載しています。集積所は町内会長か近所の人におたずねください。

ごみは下表の分類に従って、収集日の朝6時から8時までにしてください。収集日前日や収集後は絶対に出さないでください。

河辺・雄和区域は平成17年4月1日からの実施となります。

ごみの分け方と出し方

種類	ごみの内容	出し方	注意する点	収集回数
家庭ごみ	生ごみ(水分をよく切る) 廃食用油(布や紙にしみこませる) 草木類(50cm以内にして2束まで) 衣類 紙おむつ 再資源化できない紙類(写真、内側がアルミ加工のバックなど) ゴム・ビニール製品 プラスチック容器 プラスチック製品 発泡スチロール 皮革製品 陶磁器くず ガラスくず 蛍光灯・電球など	白色半透明の指定ごみ袋(赤印刷)、透明の指定ごみ袋(緑印刷)、または白色半透明のレジ袋・無色のレジ袋に入れて	・ガラスくず、電球、竹串など危険なものは紙に包んでなるべく袋の中央に入れるか、レジ袋に「キケン」と書いて別に出す ・生ごみを出す際は、できるだけ水切りをする ・白色発泡トレーはスーパーなどの店頭回収に協力する	週2回
	金属類 (金属の割合が50%以上のもの)	透明指定ごみ袋(緑印刷)に入れて	・家電品の電池ははずす ・判断のつかないものは「家庭ごみ」へ ・とがったものや刃物などは紙に包んで「キケン」と書く	月1回
	空きびん ガス・スプレー缶	袋には入れず、回収箱へ 空きびんと同じ回収箱へ	・キャップははずして「家庭ごみ」へ ・中を軽くすすぐ ・火の気のない風通しの良い所で穴をあける	月2回
	空き缶 使用済み乾電池	透明指定ごみ袋(緑印刷)に入れて 透明の小袋に入れて空き缶の袋へ	・中を軽くすすぐ ・ボタン型・充電型電池は販売店へ	
	ペットボトル	透明指定ごみ袋(緑印刷)に入れて	・キャップは「家庭ごみ」へ ・中を軽くすすぐ ・塩ビボトル、食用油のボトルは「家庭ごみ」へ	
古紙 新聞・チラシ 雑誌 ダンボール 紙バック	それぞれ分けて、紙ひもでしばる	・粘着テープで束ねない ・写真・防水加工紙、内側にアルミ加工された紙バックなどは「家庭ごみ」へ		
粗大ごみ		戸別の有料収集 (P67・68をご覧ください)		週1回

問い合わせ

- ・ごみ収集については環境業務課☎(863)6631
- ・ごみの分別、資源化物、事業系ごみ、危険なもの・処理できないものについては廃棄物対策課☎(866)2943
- ・「空き缶・空きびん」の回収については秋田市環境保全公社☎(829)3568

指定ごみ袋

廃棄物対策課☎(866)2943

分別の徹底によるごみの減量と収集作業事故防止のため、ごみ袋を指定しています。ごみを出す際は、下表のとおり秋田市指定ごみ袋を使い分けてください。

	家庭ごみ	金属類	空き缶	ペットボトル
家庭ごみ用 半透明指定袋(赤印刷)		×	×	×
資源化物用 透明指定袋(緑印刷)				

「家庭ごみ」には、無色透明・白色半透明の買い物袋(レジ袋)も使用できます。

集めないごみ

下表のごみは市で収集しません。町内にある集積所には出せませんので、各自で正しく処理してください。

一時多量ごみ	引っ越し、庭木・芝・草の刈り込み、大掃除などで多量に出されるごみ	自己処理が原則です。処理料金は10Kgごとに78円です。市の施設に自己搬入するか、市の許可を受けた業者に依頼してください。(業者は紹介しますが、別途収集料金がかかります)著しく多量の場合は、事前に総合環境センター☎(839)4816へご連絡ください。
事業系ごみ	商店、食堂、会社など事業所から出る一般廃棄物	

御所野の総合環境センターで受け入れないごみ

産業廃棄物	事業活動に伴う産業廃棄物、家屋の新・増改築、模様替えなどに伴うもの	秋田中央保健所☎(855)5173の許可を受けて秋田県環境保全センター(仙北郡協和町上淀川)☎(892)3045か民間の処理場へ搬入してください。
危険なもの 処理できないもの	タイヤ、タイヤホイール、廃油、農機具、消火器、バイク(原付含む)、プロパンガスボンベ、バッテリー、ペンキ、薬品(農業など)	専門業者に相談するか、買ったところに引き取りを依頼してください。

ごみの不法投棄は犯罪です

廃棄物対策課☎(866)2943

廃棄物を捨てると5年以下の懲役もしくは1,000万円(法人の場合は1億円)以下の罰金
不法投棄を発見したときは、廃棄物対策課までお知らせください。



秋田では放送されていないTBS系をはじめ
53のチャンネルをお届けしています。

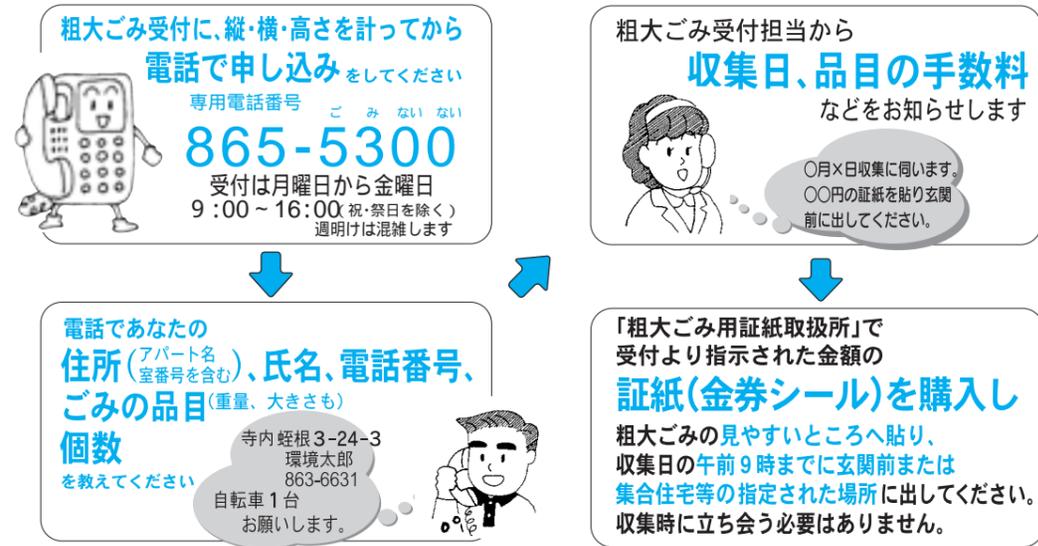
秋田市議会の模様は4chで生中継しています。

CNA
CABLE NETWORKS AKITA

秋田ケーブルテレビ
0120-344-037
〒010-0964 秋田市八橋どじょう沼町1-59
●ホームページ <http://www.cna.ne.jp> ●e-mail info@cna.ne.jp

粗大ごみの申し込み方法

河辺・雄和区域は平成17年4月1日からの実施となります。



電話で申し込んで、料金を確かめてから金券シールを購入してください。
主な品目の処理手数料については右ページを参考にしてください。
金券シール取扱所は市内約340か所
金券シールは、市役所売店、土崎・新屋支所、河辺・雄和市民センター、各地域センターのほか、スーパー、コンビニエンスストア、ホームセンター、酒屋などで購入できます。
金券シールは4種類
金券シールは、100円・200円・500円・1,000円の4種類を用意しています。
処理手数料ごとに組み合わせてお使いください。

家電リサイクル法 家電5品目の収集・リサイクル料金

家電リサイクル法の施行により、市では洗濯機・テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫の収集はしていません。不要になったこれらの家電品は、新しい商品に買い換える場合や購入した店がわかる場合は各小売店で、購入した店がわからない場合などは「秋田廃棄物処理協会」か「家電リサイクルセンター」で回収することになります。

秋田廃棄物処理協会と家電リサイクルセンターの**収集料金**は下記のとおりです。各小売店の収集料金はそれぞれの小売店へお問い合わせください。

収集の際は、**の収集料金と のリサイクル料金**が必要となります。
屋内から運び出す場合は別に料金がかかります。

(単位：円 消費税込)

	小売店が引き取らない場合の収集料金		主なメーカーのリサイクル料金
	秋田廃棄物処理協会 ☎(895)7900	家電リサイクルセンター ☎0120(537)915	
洗濯機	1,500	945	2,520
テレビ	14型まで	1,000	945
	24型まで	1,500	
	24型超	2,000	
エアコン	2,000	1,050	3,675
冷蔵庫 冷凍庫	高さ150cm未満	1,500	4,830
	高さ150cm以上	2,000	

粗大ごみ処理手数料の目安

主な品目(表にない品目については、申し込みの時に問い合わせてください)

電気製品	家具・寝具・敷物類	趣味・レジャー・その他
200円		
掃除機、ガステーブル、こたつ・こたつ板(100cm未満)、ズボンプレス、湯沸器、電気カーペット(3帖まで)、小型ステレオ	いす(1人用)、座いす(ひじ掛け無・有)、風呂のふた、サマーベッド、座ぶとん(5枚毎)、ファンシーケース、ソファ(1人用ひじ掛け)、ベビチェア・バス・マット・ベッド(枠のみ)、歩行器、マットレス(シングル・セミダブル)、ふすま、ふとん	網戸、スコップ、サッシ枠のみ、エントツ(5本毎)、子供用足こぎ四輪車、三輪車(遊具)、ゴルフクラブ(単品)、ゴルフバック、自転車(16インチ以下)、スノーダンプ、スキー、スキーキャリア、チャイルドシート、物干し竿、物干し支柱
500円		
編み機、衣類乾燥機、ガスオーブン、こたつ・こたつ板(100cm以上)、電気カーペット(6帖まで)、ミシン(ポータブル式)	いす(2人以上用)、ソファ(1人用)、回転式座いす、回転ハンガー、パイプ型ふとん干し、マットレス(ダブル)、シングルベッドの枠・ベッドマット	サッシガラス付き、乳母車、車いす、一輪車(ねこ)、量(1量)、脚立(200cm未満)、ゴルフクラブ(ハーフセット)、自転車、製図板、水槽(120cm未満)、トランポリン(遊具)、シルバーカー、木戸(木製ドア)
1,000円		
電子レンジ、オルガン(箱型以外)、電気カーペット(6帖を超えるもの)	座卓(120cm~200cm)、ソファ(2・3人用・コーナー)、セミダブルベッドの枠・マット・磁気入りマットレス、ロッキングチェア	犬小屋(1辺100cm未満)、リヤカー、乳母車(双子用)、脚立(200cm以上)、ゴルフクラブ(フルセット)、ホームタンク(100未満)、物干し台の石
1,500円		
電子ピアノ・オルガン(箱型)、足踏みミシン、複写機(家庭用)	ソファベッド、ダブルベッドの枠・マット・磁気入りマットレス	犬小屋(1辺100cm以上の組立て式)、卓球台、マッサージ機(椅子式)、物置(組立式を解体したもの)

食器棚やタンス、建具などは下表が適用されます。

重さ	大きさ	200センチメートル以下のもの	200センチメートルを超え300センチメートル以下のもの	300センチメートルを超え400センチメートル以下のもの	400センチメートルを超え500センチメートル以下のもの
		15キログラム未満のもの	200円	500円	1,000円
15キログラム以上30キログラム未満のもの		500円	500円	1,000円	1,500円
30キログラム以上40キログラム未満のもの		1,000円	1,000円	1,000円	1,500円
40キログラム以上100キログラム未満のもの		1,500円	1,500円	1,500円	1,500円

大きさは、タテ・ヨコ・高さの合計です

時代を超えてきたという自負と、
時代を形づくるといふ抱負が
私たちのハートです。



三傳商事株式会社

〒010-1633 秋田市新屋島木町1番81号
TEL 018-888-8500(代) FAX 018-888-8511 URL http://www.sandenshoji.com/

秋田区域		家庭ごみ		資源 化 物												粗大								
				金属類				ペットボトル		びん・かん・古紙・乾電池														
				1	2	3	4	1・3	2・4	1・3			2・4											
月	木	火	金	水	水	水	水	水	水	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金					
ア	新屋	鳥木町、沖田町、前野町、高美町、渋谷町 田尻沢東・西・中町 大川町、扇町 元町 日吉町、栗田町、表町 比内町 南浜町、寿町、松美方丘全域、勝平台、北浜町 船場町、割山町、朝日町、豊町、勝平町 松美町、下川原、天稗野、新屋町字天稗野 渋谷地、田尻沢 清水出脇、新町後、関町後																						木
イ	飯島 泉	一ノ坪、釜ノ町、三嶽根、馬場、東町、五庵山 菅野全域、北、中央、南、登木 字登木(新国道をはさんで陸運側)																						火 月 火 金
ウ	牛島																							木
オ	大住 大町	下記以外の大町 三～六丁目(旭北地区との境)																						木 金
	御野場	一丁目～八丁目																						木
	御野場新町	一丁目～五丁目																						木
	卸町																							水
	大平台																							火
カ	金足																							火
	上北手																							火
	上新城																							火
	川尻	川尻町大川反含む																						火 金
	川元																							金
キ	旭南																							金
	旭北																							金
コ	港北																							月
	高陽																							金
	御所野																							火
サ	桜	下記以外の桜 桜三丁目9番から14番																						火 火
	桜ガ丘																							火
	桜台																							火
	山内																							火
	山王																							金
シ	下北手																							火
	下新城	中野、下新城長岡字毛無谷地、耳取 青崎、岩城、小友、笠岡、長岡																						火
	下浜	下記以外の下浜 八田、檜田																						火
	將軍野	東、堰越、青山町、桂町、向山 將軍野南																						木
	新藤田																							月
セ	千秋																							火
ソ	添川																							火
	外旭川	下記以外の外旭川 大谷地(草生津川より西側)、前谷地、湯堰下、朝鮮 南沢、家の前、蒲沼、土手下																						月
タ	太平																							火
ツ	土崎港	東、西、南二・三丁目 北、南一丁目 中央、相染町、古川町																						月
テ	手形	下記以外の手形 田中、からみでん 扇田、オノ浜、中台																						水
	手形山																							水
	寺内	新国道の西側全域 新国道より操車場側のイサノ、三千刈																						火
ト	豊岩																							月
ナ	中通																							水
	檜山																							水
ニ	仁井田	下記以外の仁井田 西湯敷(大住地区コミュニティセンター付近) 緑町(ナイス店裏)																						木
	濁川																							木
	仁別																							木
ハ	浜田																							火
	茨島																							水
ヒ	東通																							水
	広面	下記以外の広面 谷内佐渡、字糠塚、川崎、蓮沼、堤敷、近藤塚添、 堰越、二階堤、蟹沢 字堤敷地区(大学病院裏) 字谷内佐渡地区(新国地本道の街)																						水
ヘ	蛇野																							水
ホ	保戸野																							水
ミ	南通																							金
ヤ	八橋	下記以外の八橋 八橋本町六丁目、大道東																						水
	柳田																							金
	山手台																							火
ヨ	横森																							火
	四ツ小屋																							木

河辺・雄和区域は平成17年4月1日からの実施となります。

平成17年4月1日から実施

河辺区域		家庭ごみ		資源 化 物												粗大								
				金属類				ペットボトル		びん・かん・古紙・乾電池														
				1	2	3	4	1・3	2・4	1・3			2・4											
月	木	火	金	水	水	水	水	水	水	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金					
	ぐみの・川原田・松測・戸島・松測団地・ 大古川・豊成・畑谷・畑谷蟹沢・丸山・南台・ 式田・七曲・白熊 境田・大沢・赤平・高岡 下諸井・大部・石川・上諸井 道山 砂子淵・上三内・萱森・野崎・留見瀬・蟹沢・ 飛沢・鳥海・柳町 寺田・田尻・曾場																							月 月 月 月 月
	小高・前田・前田団地・畑・前田雇用促進住宅 獅子岱・黒沼・黒沼グリーン団地 黒沼タウンハウスオオヤマ 黒沼ブルージュ拾番館 和田・役場前町内会・新栄町・高田・ 単身者住宅・神表・岡村・山根・野田 下川原・大張野・古大張野・新大張野・奥出・ 大張野駅前・鶴巻・神内・坂本・宮崎・ 坂本メゾン・ド・南 上野・五郎谷地・八慶・台・東・杉沢・小平岱・ 新川・鶴養																							月 月 月

平成17年4月1日から実施

雄和区域		家庭ごみ		資源 化 物												粗大								
				金属類				ペットボトル		びん・かん・古紙・乾電池														
				1	2	3	4	1・3	2・4	1・3			2・4											
月	木	火	金	水	水	水	水	水	水	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金					
	水沢・妙法・石田・上大部・平沢・榎川・糠塚 安養寺・下黒瀬・湯野目・鹿野戸・三替沢・ 榎台・白鳥の丘 寺沢・山崎・本田・沖村・芝野 種沢 平尾島 中の沢・萱ヶ沢・碓田 繋・神ヶ村 新波・向野・左手子 高野・銅屋・相川官舎 戸賀沢・高清水・女米木																							木 木 木 木 木 木 木 木



秋田市リサイクルプラザへどうぞ

秋田市総合環境センター敷地内にある秋田市リサイクルプラザは、空きびん、空きかん、ペットボトルなどをリサイクルするための処理施設で、見学者ホールから処理の流れを見ることができます。

また、プラザには研修室や再生品などの展示ホールもあり、リサイクルの仕組みが理解できるようになっています。

見学は予約が必要です。前もってお電話ください。

見学者ホール開館時間：午前9時～午後4時

休館日：土・日・祝日、年末年始

問い合わせ リサイクルプラザ☎(829)1188



集団回収に協力を

廃棄物対策課 ☎(866)2943

市では、資源の再利用とごみの減量化をさらに促進するために、月1回の集団回収運動を呼びかけています。ご協力をお願いします。

奨励金.....子ども会や町内会、婦人会などで資源の集団回収を行うと、1回につき500円、資源1キログラム当たり3.0円の奨励金をさしあげます。

対象品目...空きびん類、金属類、古紙類、古繊維類(綿のみ)

実施方法...各団体で品目ごとに整理して集団回収を行い、市に届け出をしている業者に回収を依頼してください。

実施団体の登録...奨励金の交付を受けるためには、事前に実施団体の登録が必要です。所定の申請書を、お早めに廃棄物対策課、土崎支所、新屋支所または最寄りの各地域センターに提出してください。

生活用品リサイクル案内

不用になった生活用品をリサイクルできます

「生活用品リサイクル案内」は、家庭内において不用になった生活用品を「ゆずる」「ほしい」に登録してもらい、条件のあったものを紹介するシステムです。登録された品目は、インターネットの秋田市ホームページに掲載しています。

秋田市ホームページ <http://www.city.akita.akita.jp/>

問い合わせ 生活課 ☎(866)2074

し尿くみ取り

向浜事業所 ☎(865)1107

一般家庭のし尿くみ取りは、秋田区域では原則として毎月1回、定期的に行っています。

料金は、秋田区域が家族の人数に応じた定額制、河辺・雄和区域が従量制となります。ただし秋田区域の場合、簡易水洗トイレや泡式トイレ、あるいは家族の人数に比べてくみ取り量が著しく多い場合は従量制になります。

なお、定額制料金を支払っている家庭で、家族の人数が変わった場合や、長期不在の時は、担当業者に速やかに届け出てください。

くみ取り料金

取扱区分	単 位	金 額	
		秋田区域	河辺区域 雄和区域
定額制	1人につき月額	489円	
従量制	180ℓまで	1,918円	1,050円
	180ℓを超える18ℓごと	191円	105円

定額制における1歳未満は無料ですが、1歳になったら担当業者に届け出てください。

くみ取り業者および主な担当地区

業 者 名	電 話	主な担当地区
五 大 産 業	☎(862)4309	旭川西側の市街地、勝平、茨島
秋田北部清掃興業	☎(845)4405	土崎、將軍野、寺内の一部、雄和地区
秋田環境システム	☎(826)1525	檜山、牛島
秋田衛生社	☎(833)3125	中通、南通、明田、新屋
千 秋 産 業	☎(833)4207	旭川東側の千秋、手形
河 辺 清 掃 社	☎(883)2227	河辺地区



(地図は7ページ)

秋田駅東口



多くの人々が集い、交流できる拠点が「市民交流プラザ」です。



公共棟 秋田市民交流プラザ

1階 市民サービスセンター 休館日：毎週月曜日

住民票、戸籍、印鑑証明、税関係など各種証明書の発行、住民異動届、婚姻届・出生届など戸籍の届出、国民健康保険、国民年金の手続きなど(土・日、祝日には受付できない事務がありますのでご確認ください) 開館時間は午前9時～午後7時。☎(887)5320

1階 きらめき広場

1階～5階吹き抜けの開放的な室内広場。市民交流・憩いの場として使用できるほか、お祭りやフリーマーケットなどさまざまなイベントに活用できます。開館時間は午前9時～午後10時。

1階 音楽交流室

ロックバンド、コーラスなどの音楽活動やダンス練習などに利用できます。開館時間は午前9時～午後11時。

2階 多目的ホール

2層吹き抜け空間で、講習会や展示会など多目的に利用できます。開館時間は午前9時～午後9時30分。

3階4階 市民活動センター

市民活動に関する情報収集や情報交換が自由にできる市民交流サロンや、和室、洋室、調理室などの貸し施設があります。開館時間は午前9時～午後10時(貸し施設は9時30分)。

4階5階 自然科学学習館 休館日：毎週月曜日(祝日の場合は翌日)

「生物」「自然」「宇宙」をテーマに、楽しく自由に自然科学の体験学習ができます。開館時間は午前9時～午後7時。☎(887)5330

子ども未来センター(5階)

プレイルームを充実させ、子どもたちを遊ばせながら親同士が情報交換するなど、楽しく子育てができる場所です。また、子育てに関する相談や女性の悩みに専門の相談員が応じます。開館時間は午前9時～午後7時。代表☎(887)5340

民間棟 商業施設・ホテル・シネマコンプレックス、福祉施設など

秋田駅東口の秋田拠点センター「ALIVE」は、平成16年7月にオープンしました。公共棟と民間棟からなる複合施設で、アルヴェの東半分、5階建ての公共棟が「秋田市民交流プラザ」です。
5層吹き抜けのアトリウム「きらめき広場」をはじめ、「音楽交流室」「市民サービスセンター」「多目的ホール」「市民活動センター」「自然科学学習館」「子ども未来センター」など多彩な施設が配置されています。

市民交流プラザ管理室
☎(887)5310

きらめき広場、音楽交流室、多目的ホール、和室、洋室、調理室などの予約状況のお問い合わせは、☎(887)5308まで。

水道・下水道・ガス



水道について

お問い合わせ
市水道局 ☎(823)8431

水道の新設、修理

新設、修理、改造、撤去工事などは、お近くの指定給水装置工事業者へ依頼してください。工事費用は自己負担となります。

引っ越しの際の届出

引っ越しするときは、水道の使用開始や中止の届け出が必要です。1週間くらい前までに水道局へご連絡ください。届出の際は、「水道使用量・料金等のお知らせ」に記載のお客さま番号などもお知らせください。

月に一度は水漏れチェックを

家中の蛇口を、全部閉めて確認しましょう。水道メーターのパイロット（銀色の円形）が回転していたら漏水が考えられます。

冬期間は凍結に注意！

冬期間の寒波は水道の大敵です。寒さの厳しい日や家を留守にするとき、就寝前などには、必ず“水抜き”をしましょう。屋外にある蛇口、立ち上がり管、メーターなどの防寒もお忘れなく。

水道料金のお支払いは便利な口座振替で

水道料金のお支払いは、より便利な口座振替をおすすめします。手続きは、「水道使用量・料金等のお知らせ」、通帳、通帳印をお持ちのうえ、市内各金融機関の窓口でどうぞ。なお、納入通知書でのお支払い場所は、取扱金融機関、コンビニエンスストア、水道局窓口となっています。

水道料金

秋田・河辺・雄和区域で、検針期間や料金が異なりますが、平成18年4月から統一されます。

秋田区域水道料金

2か月に1度の検針と料金請求になっており、2か月分まとめてのお支払いとなります 1か月分

用途 (口径別)	段階 基本料金	従量料金(1につき)						
		1~10	11~20	21~50	51~100	101~200	201以上	
一般 用	13mm	700円	55円	135円	190円	220円	245円	271円
	20	1,200円						
	25	2,700円	190円	220円	245円	271円		
	40	7,800円						
	50	13,300円						
	75	30,000円						
	100	50,000円						
150	110,000円	61円						
200	160,000円							
浴場用	同上口径による							

上記により計算した額に消費税相当額を加えた額が水道料金です。平成8年4月改定

河辺区域水道料金

毎月検針、料金請求になっています 1か月分

用途	基本料金		超過料金		
	数量	金額	数量	金額	
一般 用	一般家庭	10 まで	1,530円	1 増すごとに	153円
	共用	1 ごとに	82円		
業 務 用	イ	10 まで	2,243円	1 増すごとに	204円
	ロ	10 まで	1,784円	1 増すごとに	164円
	ハ	10 まで	1,530円	1 増すごとに	164円
プール用	1 ごとに	235円			
臨時用	1 ごとに	255円			

上記水道料金には、消費税相当額を含んでいます。平成9年4月改定

雄和区域水道料金

毎月検針、料金請求になっています(1~3月は推定)

口径	基本料金(10 まで)	超過料金(1 につき)
13mm	2,200円	220円
20	2,250円	
25	2,300円	
30	2,400円	250円
40	2,800円	
50	3,300円	
75	4,400円	
100	7,300円	290円

平成7年7月改定

上記により計算した額に消費税相当額を加えた額が水道料金です。

左表の用途の説明

一般家庭 共用	一般家庭、アパート 共用施設
イ	官公署、学校、幼稚園、保育園、病院、工場、農業協同組合、銀行、駅、事業所等業務に使用するもの
ロ	料理、飲食店、ガソリンスタンド、開業医、園芸(育苗)施設、クリーニング店、食品製造加工業、鮮魚店、精肉店、家畜業、理(美)容院、劇場、娯楽施設等営業に使用するもの
ハ	一般的な要素のある業務、営業等に使用するもの

お届けします。万全な備えと確かな安心。



損害保険代理店/生命保険代理店/不動産業

秋田共立株式会社

秋田市大町二丁目4番44号 秋田第一ビル2階 〒010-0921
TEL.018-862-5807 FAX.018-823-3151

『水まわり』のことなら 安心・信頼の秋田管工事業協同組合加盟店へ!



給水・排水で困ったことがありましたら、
お気軽にご相談ください。

よろしくお願ひします。
クワ クワ……

秋田管工事業協同組合

〒010-0956 秋田市山王臨海町3-18
TEL 018-862-6161 FAX 018-824-5685
HP <http://www.akikan.org/>
E-mail kankoji@cna.ne.jp

下水道・水洗トイレについて

お問い合わせ 下水道総務課 ☎(864)1411

水洗トイレの改造資金を融資あっせん

水洗可能となった地域では、生活排水の下水管接続工事を3か月以内、トイレの水洗化工事を3年以内にお願ひします。

改造資金については、融資あっせん制度をご利用ください。

融 資 額 くみ取りから水洗化の場合：1戸50万円以内
 浄化槽から水洗化の場合：1戸25万円以内
 ポンプ設置が必要な場合：1施設40万円以内
 (ポンプ設置の融資は、くみ取りまたは浄化槽の融資とあわせてご利用になります)

返済回数 50回以内(浄化槽の場合は25回以内)
融資利子 市が負担

浄化槽の設置費用を補助

向浜事業所 ☎(865)1107

秋田区域、雄和区域で、下水道認可区域および農業集落排水事業実施区域を除いた地域の一般家庭に浄化槽を設置する場合、その大きさにより費用の一部を補助します。

補助限度金額 5人槽 375,000円
 6～7人槽 438,000円
 8人槽以上 555,000円

対象浄化槽 放流水のBOD(水質汚濁の指標)が20mg/l以下の浄化槽

河辺区域では、個別排水処理施設整備事業で整備します。

下水道使用料

下水道使用料は、水道の使用水量に基づいて算定しています。秋田・河辺・雄和区域で料金が異なっていますが、平成18年4月から統一されます。

生活保護世帯など、場合によっては減免を受けることができます。

秋田区域下水道使用料

水道料金と一緒に2か月分まとめてのお支払いとなります。

1か月分

種別	区域	水量段階 基 本 使 用 料 10 まで	従 量 使 用 料(1 につき)					
			11～30	31～50	51～100	101～500	501～1,000	1,001 以上
一般 汚水	処 理 区 域	1,020円	181円	226円	249円	305円	352円	427円
	処 理 区 域 以 外	577円	107円	123円	138円	169円	195円	235円
公衆浴場 汚水	処 理 区 域	1,020円	48円					
	処 理 区 域 以 外	577円	27円					

上記により計算した額に消費税相当額を加えた額が下水道使用料です。平成15年4月改定

河辺区域下水道使用料 1か月ごとのお支払いとなります。

1か月分

種別	水量段階 基 本 使 用 料 10 まで	従 量 使 用 料(1 につき)				
		11～20	21～30	31～40	41～50	51 以上
一般汚水	1,020円	123円	133円	143円	153円	164円
公衆浴場汚水	1,020円	102円				

上記下水道料金には、消費税相当額を含んでいます。

雄和区域下水道使用料 1か月ごとのお支払いとなります。

1か月分

種別	水量段階 基 本 使 用 料 10 まで	従 量 使 用 料(1 につき)			
		11～20	21～50	51～100	101 以上
一般汚水	1,100円	120円	130円	140円	150円
公衆浴場プール汚水	1,100円	80円			

上記により計算した額に消費税相当額を加えた額が下水道使用料です。

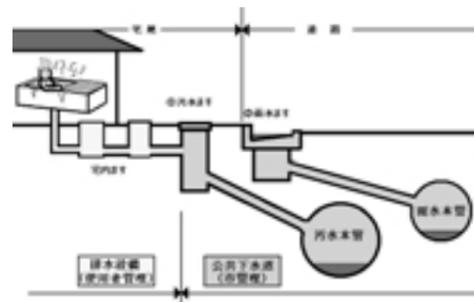
私道への下水道整備

下水道総務課 ☎(864)1411

一定の条件を備えている場合、申請により私道にも市が下水道管を設置します。

ご希望のかたは、下水道総務課に相談してください。

公共汚水ます 雨水ます 下水道管 マンホールの維持管理



下記のような状況がみられる場合は、下水道維持課にご連絡ください。すみやかに調査し、対処いたします。

家庭の下水が詰まって流れが悪い

各家庭の敷地内に設置した「公共汚水ます」から道路の下水道本館までは秋田市が管理します。(左図参照)

「公共汚水ます」より宅地内側の排水設備は各家庭で管理してください。詰まり・修繕などは排水設備業者に依頼してください。

マンホールの上を自動車を通ると、がたついて音がするマンホールの周り、汚水ますの先の道路が凹んでいる道路上のマンホール、汚水ますから悪臭がする汚水ますが壊れている

お問い合わせ 下水道維持課 ☎(864)1866



都市ガスについて

お問い合わせ
 東部ガス ☎(832)6595

ガス器具

秋田市内の都市ガスは13Aです。ガス器具は13A用をご用意ください。

ガスの新設、増設

ガス設備の新設・増設をお考えのときはご連絡ください。

転入、転出の届出

引っ越しをするときは、2～3日くらい前までにご連絡ください。

ガス料金のお支払い

便利な口座振替をご利用ください。手続きは、通帳印をお持ちのうえ、市内各金融機関の窓口でどうぞ。

ガス漏れの時は

休日、夜間を問わずご連絡ください。

注) 河辺区域、雄和区域はプロパンガスの使用となります。

お問い合わせはプロパンガス販売店へお願いします。

工夫 進歩 創造 感謝

creative creative creative
progressive progressive progressive
dream dream dream

お客様と共に考え...歩む...

営業品目 編集・企画・デザイン・自費出版
書籍各種・印刷物全般

Kyodo 秋田協同印刷株式会社

〒010-0976 秋田市八橋南二丁目10-34 TEL.018(823)7477(代) FAX.018(824)2864
 URL <http://www.akyodo.co.jp> E-mail info@akyodo.co.jp

住宅・道路・バス



快適な住まいづくり

家を建てたり 増改築するときは

家を新しく建てたり、増改築するときは、いろいろな取り決めや制限があります。建築士と話し合いながら、自分でもチェックしてみましょう。

お問い合わせ 建築指導課 ☎(866)2153

1 新築する敷地は家を建てられる場所ですか？

市内は、(1)都市計画区域と(2)都市計画区域外に分かれており、(1)の都市計画区域については、市街化区域 市街化調整区域 区域区分がされてない区域 に分かれています。の市街化調整区域に指定されている場所では、特定要件に該当しないと、建物を建てることはできません。

2 敷地は道路に接していますか？

建物の敷地は、道路に2メートル以上接していなければなりません。ただし、都市計画区域外の建物は除きます。

3 地域に適した用途の建物ですか？

市街化区域内では、住宅系、商業系、工業系の全部で12の地域が定められ、それぞれの地域で建てられる建物が制限されています。自分の敷地がどの地域に入っているか確かめてください。

4 工事中は近所に迷惑をかけないように話し合いを

工事にかかる前に境界線や排水などについて近所の人たちと十分話し合うことが必要です。トラブルが起らないよう注意しましょう。

5 新築・増改築に必要な手続きや届け出は？

建築確認申請.....工事にかける前に「建築確認申請書」を提出して、建築計画が法令に適合しているか確認を受けてください。高さが2メートルを超える擁壁についても手続きが必要です。
表示板の設置.....建築確認を受けたら工事現場に確認済みの表示板を掲げてください。

工事完了検査.....すべての建物について工事完了後4日以内に完了検査申請をしてください。申請後7日以内に検査をします。建築基準法に適合していると確認されたら検査済証が交付されます。

防火・準防火地域以外で、床面積10平方メートル以内の増改築のときは、手続きは不要です。

建設リサイクル法 技術管理室 ☎(866)2491

建築物の解体等にあたっては、分別解体等および再資源化等が義務付けられています。

右表の規模以上の工事を行うときは、工事着手の7日前までに「届出書」を提出してください。詳しくは技術管理室まで。

工事の種類	規模の基準
建築物の解体	80㎡
建築物の新築・増築	500㎡
建築物の修繕・模様替(リフォーム等)	1億円
その他の工作物に関する工事(土木工事等)	500万円

下水道のない地区で浄化槽を設置するときは？

建築指導課 ☎(866)2153
向浜事業所 ☎(865)1107

浄化槽を設置するときは、「浄化槽設置届」を提出しなければなりません。設置後は定期的な保守点検と清掃でいつも正常な状態を保ってください。年に1回の法定検査も義務づけられています。

建築確認申請と同時に届け出すときは？

浄化槽だけ設置するときの届け出、問い合わせは？

建築指導課

向浜事業所
河辺・雄和市民センター

下水道のないところでは、浄化槽を！(P75参照)
単独処理浄化槽は使用できませんので、ご注意ください。

地価一覧表が閲覧できます

都市計画課 ☎(866)2155

市内の約210か所の1平方メートル当たりの価格を地価一覧表にし、市役所都市計画課、土崎・新屋支所、河辺・雄和市民センター、各地域センター、市立図書館などでお見せしています。ホームページでも閲覧できます。
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/im/toti/tikatyouso.htm>

市営住宅について

住宅整備課 ☎(866)2134

現在、市内24か所の団地に2,328戸の市営住宅があります。

申込資格

秋田市に居住または勤務しているかた。
現に同居し、または同居しようとする親族がいること。
年間総収入(税込み)は、次にあげる収入基準内であること。
下記の表は、収入を得るかたが1人の場合の目安です。
共働き、自営業、年金受給者、寡婦(夫)等は、別になりますので、お問い合わせください。

入居者人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人
年間収入の最高限度額	4,152,000円未満	4,628,000円未満	5,104,000円未満	5,576,000円未満	6,052,000円未満	6,528,000円未満

申込方法

空家の入居者募集については、1月を除き毎月、募集・抽選をおこなっています。住宅整備課へお問い合わせください。

申し込みに必要な書類など

市営住宅申込書
入居する世帯全員の住民票
世帯全員の所得を証明するもの

このほか、必要に応じて提出していただく書類もあります。なお、単身のかたでも申し込みできる団地があります。詳しくは住宅整備課へお問い合わせください。

申込書および入居案内書は、土崎支所、新屋支所、河辺市民センター、雄和市民センター、秋田県建築住宅センター(アトリオン5F)にも準備してあります。

その他の公的住宅

河辺・雄和区域には、中堅所得者等を入居対象とする秋田市特定公共賃貸住宅があります。そのほか、市内には、県営住宅と公社住宅もあります。

お問い合わせ

秋田市特定公共賃貸住宅については 住宅整備課
☎(866)2134
県営住宅については 秋田県建築住宅センター
☎(836)7850



生活に欠かせない道路

私道を舗装するには

- 市道認定 ▶ 建設総務課
☎(866)2132
私道補助 ▶ 道路建設課
☎(866)2133

私道を舗装整備するには、市道に認定して整備する方法と、私道整備補助金により整備する方法の2つがあります。

私道を市道に認定

道路敷地の寄付を前提に一定の基準があります。

認定の対象は、公道に接続する幅員6メートル以上の道路。なお、他にこれに代わる道路がない場合、家屋が建ち並び交通量が多い場合、または、公共施設に通じる道路の場合は、幅員4メートル以上でも対象となります。

また、行き止まり道路の場合は、延長がおおむね40メートル以上で、幅員が6メートル以上が対象となり、幅員が4メートル以上6メートル未満の場合は、回転広場を設置することが要件となります。

私道整備補助金制度では

私道のまま整備する場合は、通り抜け道路では工事費の80%、行き止まり道路では60%を市が助成。

道路の穴を見つけたら

道路に穴があいているときは、下記にご連絡ください。

- 市道 秋田区域 道路維持課☎(864)3643 私道 市民相談室☎(866)2039
河辺区域 河辺市民センター☎(882)5241 県道 秋田建設事務所☎(860)3471
雄和区域 雄和市民センター☎(886)5545 国道 秋田国道維持出張所☎(862)2276

除排雪について

除排雪対策本部☎(864)3643

除排雪に関する要望などは、下記にご連絡ください。

- 秋田区域 道路維持課☎(864)3643
河辺区域 河辺市民センター☎(882)5241
雄和区域 雄和市民センター☎(886)5545

市道を主要道路、一般生活道路に区分し、市民生活に影響の大きい幹線、バス路線および公共施設に接続する市道を重点的に、順次、生活道路を行います。

なお、除排雪全般に関することは、除排雪対策本部(道路維持課)までご連絡ください。

秋田駅周辺の自転車等駐車場および放置禁止・規制区域

生活課☎(866)2035

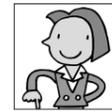
秋田市自転車等の放置防止に関する条例について

秋田駅周辺の自転車等の放置禁止・規制区域に自転車や原動機付自転車(50cc以下)を放置すると、自転車等保管所に移動されますので、自転車等はきちんと自転車等駐車場に置きましょう。

自転車等保管所(秋田駅東自転車駐車場内)☎(834)6497

秋田駅周辺の自転車等駐車場

名称	場所	電話
秋田駅西地下自転車駐車場	買物広場の地下	(831)4574
アトリオン広場地下自転車駐車場	アトリオン広場の地下	(831)5510
秋田市駐車場公社バイク・自転車駐車場	公営駐車場の地下	(832)1181
秋田駅東自転車等駐車場	拠点センター「アルヴェ」となり	(834)7414



公共交通機関のバス

市営バス

問い合わせ 交通局☎(862)3891~2 FAX(824)5186
忘れ物の問い合わせ 交通局中央営業所☎(862)3899

中央交通バス

問い合わせ 秋田中央交通(株)☎(823)4411 FAX(823)1565
忘れ物の問い合わせ 秋田中央交通(株)秋田営業所☎(823)7731
秋田東営業所☎(825)0825

回数乗車券(市営バスと中央交通バス、どちらにも使用できます)

普通回数乗車券(単券回数券)	100円から10円刻みで200円まで、それぞれ11枚つづりになっています。(割引率9.1%)
普通回数乗車券(1,000円セット回数券)	10円、50円、100円の各券組み合わせで、1,000円で発売しています。(1,100円分 割引率9.1%)
普通回数乗車券(3,000円セット回数券)	10円、20円、50円、100円、200円の各券組み合わせで、3,000円で発売しています。(3,300円分 割引率9.1%)
買物回数乗車券	10円、20円、50円、100円の各券組み合わせで、1,000円で発売しています。午前10時~午後4時に降車する場合に限って使用できます。ただし、土・日・祝日は終日使用できません。(1,400円分、割引率28.6%)
通学回数乗車券	10円、50円、100円の各券組み合わせで、1,000円で発売しています。(1,300円分 割引率23.1%)
高齢者専用回数券	満70歳以上のかたを対象にした回数券です。31ページをご覧ください。

便利でお得なその他の乗車券

定期乗車券	定期券に表示されたバスおよび区間でしか使用できません。通勤、通学、小児定期(半月の往復、1か月、3か月、6か月の往復・片道)があります。通勤定期券は持参人方式でどなたでも使用できます。バスを乗り継ぐ場合は通算のキロ数で運賃を計算します。市営と中央交通路線(一部)を乗り継ぐ場合は、秋田駅前定期券発売所でお買い求めください。
乗り放題乗車券(1日フリー乗車券)	市営バスの全線と中央交通の一部区間(市営バスから移管された路線)で使用できます。乗車日1日に限り、何回でも乗車できます。(大人820円 小児410円)
乗り継ぎ回数券	市営バスが発行したものは市営バスでしか使えません。中央交通で発行したものは共通で使えます。乗車するキロ数を通算して運賃を計算します。12枚つづりを10枚分の料金で発売しています。(割引率16.7%)

定期券・乗り継ぎ回数券発売所

発売所	問い合わせ	営業時間	定期券		乗り継ぎ回数券	
			市営バス	中央交通	市営バス	中央交通
秋田駅東口バス案内所	☎(833)0176	7:30~18:00(平日) 8:30~17:00(土・日・祝日)				
市役所バスコーナー	☎(863)2222 内線2825	9:00~16:00 (13:00~14:00昼休み)				
交通局 中央営業所	☎(862)3899	8:30~17:15				
中央交通 秋田営業所	☎(823)7731	8:30~17:00				
中央交通 秋田東営業所	☎(825)0825	8:30~17:00				
中央交通 新屋案内所	☎(888)9050	8:30~17:00 日・祝日は休み				
中央交通 長崎屋バス案内所	☎(823)4796	7:30~18:30				

各種回数券・乗車券も販売しています。

時刻表 コピーサービス

各バス停留所の時刻表を希望するかたは、必要な停留所名と行き先、連絡先、電話番号(ファクス番号)をお知らせください。郵送を希望するかたは、返信用切手を貼り返送先を記入した封筒を同封してください。

申し込み 市営バス 〒011-0901秋田市寺内字蛭根85-9 秋田市交通局☎(862)3891~2
中央交通 〒010-0931秋田市川元山下町6-12 秋田中央交通(株)営業部
☎(823)4413

暮らし

町内会活動の支援

自治振興課☎(866)2036

- まちあかり・ふれあい推進事業
- 町内自治活動助成金
自治活動の活性化をはかっている町内会に助成します。
- 防犯灯電気料助成金
防犯灯を維持管理している町内会等に対し、年間電気料金の80%までを助成します。
- 灯具交換・補修費助成金
防犯灯を維持管理している町内会等に対し、灯具の交換・補修費の一部を助成します。

防犯灯の取り付け

町内会の申請に基づき、防犯灯を無料で取り付けます。設置後の維持管理は町内会で行っていただきます。

集会所建設などの補助と資金の貸し付け

町内会で新しく50㎡以上の集会所を建設する場合、1㎡につき1万円を補助します(限度額99万円)。また集会所の修繕や備品(新築時のみ)の購入にも補助します。そのほか、集会所の建設資金として最高700万円までお貸しします。

緑化

公園課公園施設管理センター
☎(866)2445

地域の緑化運動を支援するため、苗木をさしあげます。
生け垣づくり

生け垣をつくるうというかたに、カイヅカイブキ・マサキなどをさしあげます。一般住宅には20本まで、事業所には100本まで。(年1回8月頃、申込受付)

緑地協定

緑の少ない団地や町内会および工場や事業者が、自主的に緑化計画をたて協定を結んだときには、その団体にサクラ・ケヤキ・イチョウ・ウメなどの苗木を差し上げます。

「花と緑の相談所」についてはP8をご覧ください。

アメシロ防除

アメシロ防除対策室分室
(交通局整備棟内)☎(823)3061
公園課公園施設管理センター
☎(866)2445

緑を食い荒らすアメリカシロヒトリは、幼虫(一化期)が6月中旬から7月中旬に、二化期は8月下旬から9月中旬に発生します。市では、町内ぐるみで一斉駆除をおこなう場合、薬剤付き動力噴霧機をお貸しするほか、薬剤も無料でさしあげます。また、空閑地の除草を行う際に草刈機をお貸しします。

公害で困ったとき

環境保全課☎(866)2075

大気汚染(粉じん、ばい煙)、水質汚濁(工場排水など)騒音(工場や深夜の騒音など)、振動、悪臭などの公害でお困りのかたは、環境保全課にご相談ください。

家庭で犬を飼うとき

衛生検査課☎(883)1182

犬の登録と狂犬病予防注射

- 飼い犬は、必ず登録しなければなりません。登録は一度行えば、毎年登録する必要はありません。
- 狂犬病予防注射は毎年受けなければなりません。
登録手数料 3,000円
狂犬病予防注射料金 3,070円(集合注射の場合)
注射済票交付手数料550円含む

- 飼い犬の首輪には、鑑札と注射済票をつけてください。鑑札は迷子札にもなります。首輪へ連絡先も書いておくとも迷子になったとき役立ちます。
- 犬が死亡したとき、飼い主の住所が変わったとき、鑑札を紛失したときなどは、市へ届け出が必要です。

飼い犬が行方不明になった場合

放浪している犬を保健所で保護した場合、保護期間は3日間です。飼い犬が不明になったら、すぐにご連絡ください。また、最寄りの交番への届け出もお願いします。

迷い犬を保護した場合

不明犬を探している飼い主さんがいます。迷い犬を保護したときは、すぐにご連絡ください。また、最寄りの交番への届け出もお願いします。

やむを得ず飼えなくなった犬・猫を保健所で引き取ります。引き取り希望のかたは、必ず事前にご相談ください。

引取日 毎週木曜日午前9時~11時
(木曜日が祝・祭日の場合、曜日が変更となります)

引取場所 秋田市保健所
手数料 生後91日以上の犬・猫：1頭につき1,000円
生後90日以内の犬・猫：10頭まで1,000円

飼えなくなった犬・猫の引き取り

衛生検査課☎(883)1182

斎場使用の予約について

市民課☎(866)2073
土崎支所☎(845)2261
新屋支所☎(888)8080
市民サービスセンター(アルヴェ内)☎(887)5320
河辺市民センター☎(882)5131
岩見三内連絡所☎(883)2111
雄和市民センター☎(886)5520
大正寺連絡所☎(887)2111

斎場の使用にあたっては、死亡届を窓口に提出する際に、「火葬許可申請」の手続きをしてください。▼火葬の時間

秋田市斎場	外旭川字山崎213	(868)1521	午前10時・正午・午後2時
雄和火葬場	雄和平沢字野沢20	(886)2968	午前10時・午後2時

【電話で予約する場合の受付】

- 市民課 終日受け付けできますが、平日の午前8時30分~午後7時以外は、市役所守衛室☎863-2222で受け付け
- 土崎支所、新屋支所 終日受け付け
- 市民サービスセンター 午前9時~午後7時(月曜休館)
- 河辺市民センター、雄和市民センター 平日・土・日・祝日の午前8時30分~午後5時15分
- 岩見三内連絡所、大正寺連絡所 平日の午前8時30分~午後5時15分

遺骨を移すときは改葬許可が必要です

市民課☎(866)2073

すでにお墓に納めてある遺体や遺骨を別のお墓に移すとき(改葬)は、市町村長の許可が必要です。

改葬許可申請書は市民課、土崎支所、新屋支所、河辺市民センター、雄和市民センターにあり、現在埋葬しているお寺と改葬先のお寺からの証明が必要です。

井戸水のこと

衛生検査課☎(883)1181

飲用の井戸水についてのご相談は、秋田市保健所衛生検査課へどうぞ。

行政情報

広報

広報課 ☎(866)2034

広報あきた

毎月1日と16日に発行する広報紙（A4判）、市政の動きや行事、催し物などを市民のみなさんにお知らせします。
広報あきたは、市内の全世帯に配布します。広報紙がご家庭に届かないかたは、広報課にご連絡ください。



市政テレビ5分番組 市民登場番組を毎週3本!

放送局	タイトル	放送時間
ABS	こんにちは秋田市から	月～金曜日...午後3時50分から5分間 土曜日.....午後3時55分から5分間
AKT	こんばんは秋田市から	毎週水曜日...午後10時54分から3分間
AAB	おはよう秋田市から	月～金曜日...午前10時55分から5分間

市政ラジオ番組

放送局	タイトル	放送時間
エフエム秋田	ふれあい情報 秋田市マンデー555	月～土曜日...午前10時55分から5分間 毎週月曜日...午後5時54分から5分間
ABS	今週のいちネタ	毎週火曜日...午前10時30分から5分間

市政テレビ15分番組 秋田市長が市政の話題を展開!

放送局	タイトル	放送時間
ABS	おはよう秋田市長です (手話通訳つき)	毎月の最終日曜日 午前7時30分から15分間



広聴

市民相談室 ☎(866)2039

ご意見・ご要望をお寄せください

市への意見や要望・市長への手紙

市民のみなさんの意見や要望などを、電子メールや手紙などで受け付けています。インターネットで「秋田市ホームページ」にアクセスするか、下記のアドレス、住所へ送ってください。直接、市民相談室にお持ちいただいても結構です。

.....request@mail.city.akita.akita.jp

〒010 8560 秋田市山王一丁目1 1 秋田市役所市民相談室

施設見学会

市政への理解と関心を深めてもらうことを目的に、市の施設をご案内しています。「個人向け見学会」と「団体向け見学会」の2種類があり、毎回定員20人で行っています。募集は「広報あきた」や秋田市ホームページなどでお知らせしますので、お見逃しなく。

個人向け見学会：一般公募で参加者募集。テーマとコースは決まっています。
団体向け見学会：各団体の希望で見学コースを決めます。

市役所見学

市政に関心を持ってもらうため、社会科の授業などで市役所を訪れる小・中学生に、庁舎内の案内や仕事の説明などを行っています。

情報公開

市民相談室 ☎(866)2272

情報公開条例は市民のみなさんの請求により、市が保有する公文書を開示(閲覧・写しの交付)し、公正で開かれた市政をめざそうとするものです。

開示請求できるかた

公文書の開示を請求できるかたは、次のとおりです。
市内に住んでいるかた
市内に事務所を持つ個人や法人等
市内に通勤・通学しているかた
市が行う事務事業に利害関係のあるかた

対象となる公文書

市の職員が仕事で作成したり、取得したりした文書や図画、写真などで、平成10年4月1日以後(旧河辺町、旧雄和町の文書等は平成11年4月1日以後)に、決裁や供覧などの手続きが終了し、市が管理しているものです。

開示できない公文書

開示を原則としていますが、個人に関する情報や、事務事業の公正かつ適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるものなどについては開示しないことがあります。

開示の請求について

請求書に必要な事項を書いて市民相談室に提出してください。請求書を受理した日から15日以内に開示できるか否かを決定し、開示する場合は日時と場所を、不開示の場合はその理由を請求者にお知らせします。

資料閲覧コーナー

市政に関する資料等を市民のみなさんに利用していただくため、市民相談室に資料閲覧コーナーを設置しています。ここでは市政に関する行政資料、各種刊行物などを市民のみなさんが自由に閲覧できるほか、貸出しもしています。

また、コピー機を備え付けてありますので、1枚10円で資料の写しをとることもできます。

市議会

議会事務局庶務課 ☎(866)2232 議事課 ☎(866)2233

本会議

市議会は、市民の声が市政に反映されるよう、市の施策や条例、予算を決めています。議会を構成するのは、市民のみなさんによって選ばれた市議会議員です。

議会は、「定例会」と「臨時会」があります。定例会は、年4回、おもに3・6・9・12月に開かれ、臨時会は、市長が必要とするときや一定数の議員から市長に請求があったときに開かれます。

委員会

議会で扱う案件を効率よく専門的に審議するため、総務、厚生、教育産業、建設の4つの常任委員会が設置されています。また、常任委員会とは別に、議会を円滑に運営するための議会運営委員会と、特定の問題や事件について調査研究する特別委員会が設置されています。

本会議と委員会の傍聴

本会議と各委員会はだれでも傍聴することができます。ただし、委員会の傍聴の定員は各10人です。

市議会だより

市議会で、どのようなことが審議され、決定されているかをお知らせするために、定例会ごとに「市議会だより」を発行し、全世帯に配布しています。

選挙

秋田市選挙管理委員会事務局 ☎(866)2260

選挙のお知らせハガキについて

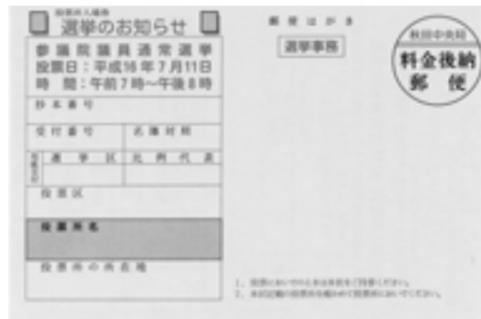
選挙の際には「選挙のお知らせハガキ(入場券)」を郵送しますので、そのハガキをお持ちのうえ、ハガキに書かれてある投票所で投票してください。

忘れたり、なくしても、投票所で再発行しますので、投票できます。(投票所受付でお話ください)

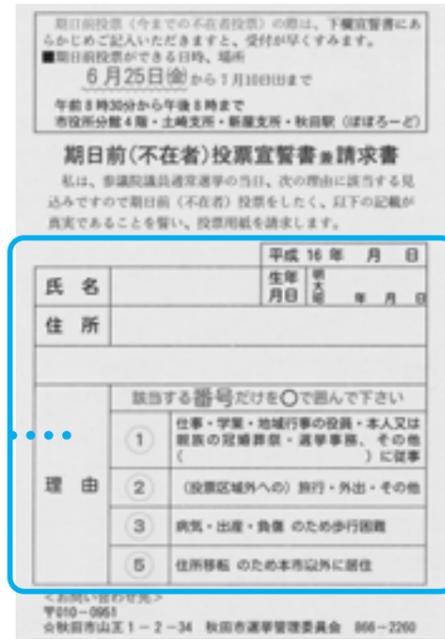
なお、ハガキの裏は、期日前投票の「宣誓書」になっています。期日前投票をする際は、あらかじめこれに記入してお持ちいただければ、投票の受付が簡単に済みます。



表



裏



期日前投票の際は、この部分に、あらかじめ記入して、期日前投票所へお持ちください。

期日前投票

仕事や旅行などの理由で投票日に投票所へ行けない場合は、あらかじめ「期日前投票」ができます。

「宣誓書」には氏名・生年月日・住所を記入するほか、ハガキに書かれてある4つの理由の中から一つを選んでいただくだけで結構です。

期日前投票の受付期間は、告(公)示日の翌日から投票日前日までです。受付場所、時間などは、このハガキや「広報あきた」などでお知らせします。

シルバー人材センターのご利用を



豊富な技能・知識・経験を持った高齢者が、みなさんのご家庭のいろいろな仕事をお手伝いしています。たとえば、大工仕事、障子張り、ペンキ塗り、庭木の手入れ、あて名書き、福祉・家事援助サービスなど、人手が必要なときは、お気軽にご相談ください。

(社)シルバー人材センター ☎(863)5900 FAX(863)5979
E-mail : akita-sc-@fancy.ocn.ne.jp

公共施設案内・予約システム

お問い合わせ
秋田市公共施設案内・予約システム
サービスセンター ☎(846)8811

下記の公共施設は、インターネットや電話、ファクスを使って、空き状況の確認や予約、利用の抽選などができます。

インターネットサービス <http://www.city.akita.akita.jp/city/pl/mn/info-system/comnet/default.htm>
電話サービス ☎(880)2525 ファクスサービス(880)2535

案内予約システムを利用できる施設

文化施設	体育施設	
サンパル秋田 (中央公民館・青少年センター 女性学習センター) 土崎公民館 西部公民館 東部公民館 南部公民館 北部公民館 文化会館	八橋球技場 八橋テニスコート 市立体育館 土崎体育館 土崎市民グラウンド 茨島体育館 西部体育館 サンライフ秋田	浜田森林総合公園(梅林園)テニスコート・林間広場 雄物川河川緑地施設 野球場、テニスコート 御所野総合公園テニスコート 太平山リゾート公園テニスコート 秋操近隣公園テニスコート 光沼近隣公園(光沼アリーナ・テニスコート) 一つ森公園テニスコート

インターネット公衆端末 みてみてポット



どなたでも無料でインターネットにアクセスでき、公共施設案内・予約システム、図書検索予約サービスも利用できます。

設置場所

公共施設関連 市役所市民ホール 土崎支所 新屋支所
市民サービスセンター(アルヴェ) 中央図書館明徳館
サンパル秋田 土崎公民館 東部公民館 南部公民館
西部公民館 北部公民館 秋田公立美術工芸短期大学
秋田市水道局 秋田空港ターミナルビル
その他 秋田銀行本店 秋田銀行駅前支店 秋田銀行大町支店 秋田パークホテル 卸センター会館

お問い合わせ
インフォメーションプラザ秋田(IPA) ☎(847)1811

会員募集!

(健康で働く意欲のある高齢者)

(社)秋田市シルバー人材センター

(秋田市八橋南一丁目8-2)
☎(863)5900

シルバー人材センターは、会員(おおむね60歳以上のかた)にふさわしい仕事を、企業や家庭、公共団体などから引き受け、会員の行った仕事に応じて報酬を支払います。また、臨時あるいは短い期間の求人に対して無料で職業紹介も行っています。

シルバー人材センターは、健康で働く意欲のある高齢者の新しい就業システムです。まずは入会を!
入会説明会は毎週水曜日(年会費2,500円)

融資・求職

中小企業向け融資制度
農業者向け融資制度
求職相談

中小企業のための 融資あっせん制度

運転・設備資金にご利用ください

景気の低迷が続くなか、中小企業者のみなさんの資金需要へ対応するため、各種の融資・あっせんを行っています。市のあっせんを受けるには、市税を完納していること、事業に必要な許認可があることなどが、基本条件になります。

あっせん後、金融機関と秋田県信用保証協会の審査があります。(の審査は金融機関のみ)

問い合わせ・申し込み

商業観光課商業政策担当
☎(866)2112

の制度は下記でも受付
秋田商工会議所☎(866)6677
河辺雄和商工会☎(882)3523

の「港湾輸送関連設備」……
港湾貿易振興課貿易振興担当
☎(866)2164

工業労政課企業振興担当
☎(866)2114

融資・求職

1 既存借入金の返済資金には利用できません

制度の名称	資金の用途 1	限度額	対象となるかた	利率	返済期間	保証人・担保等	
一般事業資金	運転資金・設備資金	1,500万円	次の要件を満たす中小企業者、組合等 市内に1年以上住所を有すること (法人は登記簿上の本店の住所が市内であること) 市内に主たる事業所を1年以上有すること 事業歴が1年以上、現在も継続していること	年2.2%	7年以内 (据置6か月以内含む)	・保証人は1人以上 ・担保は必要による	
特別小口資金	運転資金・設備資金	750万円	次の要件を満たす小規模企業者 市内に3年以上住所を有すること (法人は登記簿上の本店の住所が市内であること) 市内に主たる事業所を3年以上有すること 事業歴が3年以上、現在も継続していること 市民税に所得割(法人の場合は法人税割)が2年分課されていること 申請時点において、秋田県信用保証協会保証の債務残高がないこと	年2.2%	7年以内 (据置6か月以内含む)	・不要	
緊急経営支援資金	運転資金・設備資金	3,000万円	次の要件を満たす中小企業者、組合等 市内に1年以上住所を有すること (法人は登記簿上の本店の住所が市内であること) 市内に主たる事業所を1年以上有すること 事業歴が1年以上、現在も継続していること 秋田市融資要綱で定める、取引先の倒産、撤退、自然災害などの被害により、経営の安定に支障を生じているもの	年2.2%	10年以内 (据置2年以内含む)	・保証人は1人以上 ・担保は必要による	
創業資金	運転資金・設備資金	1,500万円	次の要件を満たす中小企業者 市内に住所を有すること(会社は登記簿上の本店の住所) 市内に主たる事業所を有すること 事業を行ったことがない個人が新たに事業を開始し、事業歴が5年未満であること(会社は設立後5年未満)	年2.2%	7年以内 (据置1年以内含む)	・保証人は1人以上 ・担保は不要 (担保提供をすると利用しやすくなる場合があります)	
新分野進出資金	運転資金・設備資金	1,000万円	次のいずれかに該当する中小企業者 親会社が融資を受ける場合…市内に登記簿上の本店と事業所を有する親会社が、市内に子会社を設立し、業種の異なる事業を行うこと 子会社が融資を受ける場合…市内に登記簿上の本店と事業所を有する子会社が、設立後5年未満であり、親会社とは業種の異なる事業を行うこと	年2.2%	7年以内 (据置1年以内含む)	・保証人は1人以上 ・担保は不要 (担保提供をすると利用しやすくなる場合があります)	
設備近代化資金	事業所整備	市内店舗等の新・改築に必要な建物建築費	次の要件を満たす卸売・小売業、飲食店、サービス業等の中小企業者および組合等。ただし、港湾輸送関連設備は、業種を限定しない。 県内に1年以上住所を有すること(組合は1年未満も可) 市内で1年以上事業所を有し、現に市内で事業を営むもの 事業歴が1年以上あり、現在も継続していること(組合は1年未満も可) 市および国県等の補助金の対象でないこと	年2.2% (借入から5年間、年1.0%の利子補給)	10年以内 (据置6か月以内含む) 組合等は10年以内 (据置1年以内含む)	・保証人は1人以上 ・担保は必要による	
	事業所入居	市内店舗等の内装工事費、入居に要する資金					
	港湾輸送関連設備	港湾輸送関連設備の整備に要する資金					
商店街空き店舗等利用資金	入居店舗	店舗の内装工事費、入居に要する資金	次の要件を満たす卸売・小売業、飲食店、サービス業等の中小企業者および組合等 商店街の空き店舗等に入居、または新・改築すること 県内に1年以上住所を有すること(組合は1年未満も可) 市内で1年以上事業所を有し、現に市内で事業を営むもの 事業歴が1年以上あり、現在も継続していること(組合は1年未満も可) 店舗が所在する商店街団体から推薦を受けていること 市および国県等の補助金の対象でないこと	年2.2% (借入から5年間、年1.5%の利子補給)	10年以内 (据置6か月以内含む)	・保証人は1人以上 ・担保は必要による	
	自店舗	店舗の新・改築に要する建物建築費					
	貸店舗	店舗の新・改築に要する建物建築費					
商業施設整備資金	組合等の事業共同化のための共同施設、または、公衆の利便に寄与する共同施設設置事業に要する資金		5億円 (総事業費の80%以内)	組合等 (事業協同組合・事業協同小組合・協同組合連合会・協業組合・商店街振興組合・商店街振興組合連合会)	年2.2% (10年以上は年2.5%)	15年以内 (据置1年以内含む)	・保証人は1人以上 ・担保は必要
中小製造業設備資金	設備資金		1億円 (総事業費の85%以内)	市内で同一業種を1年以上行っているもの (製造業・製造小売業の中小企業者、協同組合等) チャレンジオフィスあきた創業支援室使用者である中小企業者、組合等 いずれも市税を完納しているもの	年2.9% (年2.0%利子補給)	7年以内 (据置1年以内含む)	保証人と担保は、必要による
中小企業用地取得資金	市が特定する団地等(新都市・西部・豊岩)の用地取得資金		1億円 (用地取得金額の85%以内)	市が特定する工業団地等の用地を取得する中小企業者、協同組合等 (市内に事業所を有する場合、市税を完納しているもの)	年2.9% (新規創業者や新分野へ進出する企業等に対して当初3年間、年2.0%の利子補給)	10年以内 (据置1年以内含む)	保証人と担保は、必要による

農業を営むかたへの融資制度

問い合わせ 農政課 ☎(866)2115

制度名	融資の対象(融資用途)	融 資 内 容		
		限 度 額	利 率	償 還 期 間
秋田市農業経営安定資金	市内農業者及び農業団体に対する施設整備、機械購入、集団運営費等の資金	500万円	年1.0%	5年以内 (機械施設は10年以内)
農業改良資金	新たな分野(加工・流通・新作物・新技術)への取り組みに必要な資金	個人：1,800万円 法人または任意団体：5,000万円 (認定農業者以外のかたは事業費の8割以下)	無利子	10年以内 (3年以内の据置期間を含む)
農業近代化資金	農業経営近代化のための機械や施設などの導入事業資金	個人：1,800万円 団体等：2億円	年1.7% (認定農業者は当初5年間0.5%)	7～20年以内 (2～7年以内の据置期間を含む)
経営体育成強化資金	農地、施設・機械などの取得費、初期的経営費 償還負担の軽減 (の資金と併せて借りに限る)	個人：1.5億円 法人：5億円	年1.6%	25年以内 (3年以内の据置期間を含む)
スーパーL資金	認定農業者・認定法人に、農地取得、機械購入、負債整理などのための長期資金	個人：1.5億円 法人：5億円	年0.75～1.6% (農地取得や稲作関連設備投資などについては、当初5年間0.5%)	25年以内 (10年以内の据置期間を含む)
スーパーS資金	認定農業者の経営改善に必要な種苗代、肥料代、飼料代や家畜の購入費などの短期運転資金	個人：500万円 (畜産、施設費2,000万円) 法人：2,000万円 (畜産、施設費8,000万円)	年1.4% (変動金利)	1年以内 ただし、農業経営改善計画期間中は極度額の範囲内で随時借入・返済)

融資利率は常に変動していますので、その都度、融資機関(農協・農林漁業金融公庫・銀行など)におたずねください。



体験農園 全50区画(1区画50～100㎡)

新鮮な野菜づくりでさわやかな汗を

- 場 所 雄和椿川字前椿岱地内・奥椿岱地内
- 利用条件 ・農園の適正な管理ができる20歳以上のかた
・利用は1世帯1区画
- 利用料金 1㎡あたり60円

問い合わせ 農政課☎(866)2115



雄和体験学習館



雄和椿台交流会館

雄和椿川字奥椿岱地内
研修室
利用時間：午前9時～午後9時

雄和椿川字前椿岱
研修室・ホール
利用時間：午前9時～午後9時



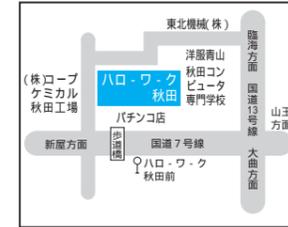
仕事を探しているかた

求人情報

ハローワーク秋田☎(864)4111
総合雇用支援センター
(秋田テルサ3階)☎(889)8601

求人情報は、市役所1階市民談話室、市役所分館1階、秋田拠点センター・アルヴェ1階、土崎支所、新屋支所、サンライフ秋田でもご覧いただけます。

ハローワーク秋田、総合雇用支援センター(秋田テルサ3階)では、企業情報や求人情報を提供するほか、職業相談にも応じています。



離職者支援資金貸付制度

市社会福祉協議会☎(862)7445

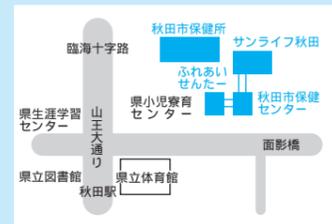
失業により生計の維持が困難となった世帯に、再就職までの間の生活資金をお貸しします。連帯保証人が必要となります。詳細についてはお問い合わせください。

サンライフ秋田

八橋南一丁目8-7 ☎(863)1391

体育館、温水プール、トレーニングルーム、スポーツサウナなどの体育施設のほか、研修や講習会、囲碁、将棋なども楽しめる教養施設を備えた施設です。

利用時間：9:00～21:00(午前・午後・夜間に3区分)
利用料：体育館・プール・トレーニング室...個人200円
スポーツサウナ(体育館・プール・トレーニング室も利用化)...個人520円
休館日：12月31日・1月1日
利用者：一般市民(高校生以下のかたは利用できません。また、夜間の部については30歳以上のかたに限りです)



秋田テルサ

御所野地蔵田三丁目1 ☎(826)1800

教養・文化、研修、スポーツなどの活動の場を提供する施設です。各種研修室のほか、冷暖房完備の体育館、トレーニングルーム、サウナなど充実した設備がそなわっています。各種カルチャースクールも随時開催。

- 1階 体育館・多目的ホール(415㎡ 482席)・サウナ・浴室・レストラン
- 2階 サークル室・視聴覚室・文化教室・リハーサル室・エクササイズルーム
トレーニングルーム・御所野児童室
- 3階 フレッシュワークAKITA・若年者ワンストップセンター・総合雇用支援センター
ハローワークプラザ御所野
- 4階 文化教室・茶室・実習室(パソコン・調理・美術工芸)
- 5階 第1会議室(200㎡)・第2会議室(63㎡)

利用時間：9:00～21:00
利用料：体育館・トレーニングルーム・エクササイズルーム・サウナ・浴室...個人630円
休館日：12月31日・1月1日



文化施設

公民館

市内8か所に公民館があり、年間を通じていろいろな講座や教室を開いています。講座や教室は「広報あきた」で、そのつどお知らせしています。また、地域のサークル・グループ活動の場ともなっています。
 開館時間：午前9時～午後9時
 休館日：年末年始(12月29日～1月3日)

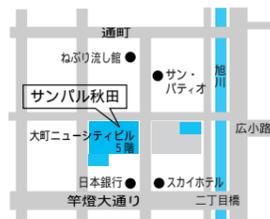
サンパル秋田 秋田ニューシティビル5階
 (大町二丁目3-27)

中央公民館 ☎(824)5377
 女性学習センター ☎(824)7764
 青少年センター ☎(824)5378



女性学習センターでは、女性を主体とした各種講座、講習会などを開いています。

勤労青少年ホームと少年指導センターでは、各種講座や少年相談などを行っています。



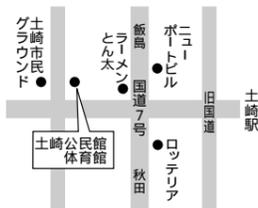
東部公民館
 (広面字釣瓶町13-3)
 ☎(834)2206



南部公民館
 (牛島東六丁目4-5)
 ☎(832)2457



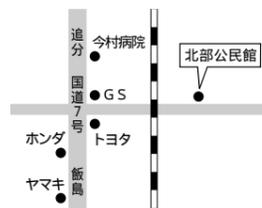
土崎公民館
 (土崎港西四丁目2-10)
 ☎(846)1133



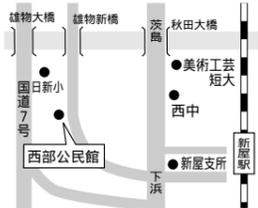
河辺公民館
 (河辺和田字北条ヶ崎38-8)
 ☎(882)5311



北部公民館
 (下新城中野字前谷地263)
 ☎(873)4839



西部公民館
 (新屋元町15-14)
 ☎(828)4217



雄和公民館
 (雄和妙法字大部48-1)
 ☎(886)5585



図書館



中央図書館明德館

市立図書館

初めて本を借りるときは、名前、住所を証明できるものをお持ちください。
 明德館、土崎・新屋図書館の蔵書はインターネットからも図書検索・予約ができます。
<http://www.city.akita.akita.jp/>

開館時間：平日＝午前10時～午後7時 土・日・祝日＝午前10時～午後5時
 (明德館は午前9時開館、7月のみ午後8時閉館)

休館日：毎週月曜日(月曜日が祝日・振替休日の場合は翌日の火曜日) 月末、年末年始、特別整理期間

中央図書館明德館 (千秋明德町4-4) ☎(832)9220
 土崎図書館 (土崎港中央六丁目16-30) ☎(845)0572
 新屋図書館 (新屋大川町12-26) ☎(828)4215
 雄和図書館 (雄和妙法字上大部48-1) ☎(886)2853
 移動図書館イソップ号 (市内41か所のステーション)

県立図書館・公文書館

(山王新町14-31) ☎(866)8400

開館時間：平日(4月～10月)午前10時～午後8時 平日(11月～3月)午前10時～午後7時 土・日・祝日 午前10時～午後5時

美術館



千秋美術館

秋田市立千秋美術館

中通二丁目3-8 アトリオン内 ☎(836)7860

開館時間：午前10時～午後6時(入館は5時30分まで)
 休館日：年末年始、2月・8月最終土・日曜日

平野政吉美術館

千秋公園内 ☎(833)5809

開館時間：5月～9月 午前10時～午後5時30分 10月～4月 午前10時～午後5時
 休館日：毎週月曜日(休日の場合はその翌日)、年末年始

文化会館



秋田市文化会館

山王七丁目3-1 ☎(865)1191

1,188人収容の大ホール、400人収容の小ホールのほか、8つの会議室、展示ホール。

博物館

秋田県立博物館

金足鳩崎の小泉湯公園内 ☎(873)4121

開館時間：4月～10月 午前9時30分～午後4時30分 11月～3月 午前9時30分～午後4時
 休館日：毎週月曜日(休日の場合はその次の平日)、8月下旬～9月上旬の薫蒸消毒期間、年末年始

歴史・資料館

赤れんが郷土館

大町三丁目3 21 ☎(864)6851

開館時間：午前9時30分～午後4時30分 休館日：年末年始、展示替え期間
観覧料：大人200円、中学生以下は無料（民俗芸能伝承館との共通チケットは大人250円）

民俗芸能伝承館(愛称：ねぶり流し館)

大町一丁目3 30 ☎(866)7091

観覧時間：午前9時30分～午後4時30分(使用時間は午前9時～午後9時) 休館日：年末年始
観覧料：大人100円、中学生以下は無料（赤れんが郷土館との共通チケットは大人250円）

佐竹史料館・久保田城御隅櫓

千秋公園内 ☎(832)7892・(832)1298

開館時間：午前9時～午後4時30分 休館日：年末年始、展示替え期間
入館料：それぞれ大人100円、高校生50円、中学生以下は無料

旧黒澤家住宅

櫛山の一つ森公園内 ☎(831)0285

約300年前に建てられた秋田藩の上級武家住宅で、国指定重要文化財。
開館時間：午前9時30分～午後4時30分 休館日：年末年始
入館料：大人100円、高校生50円、中学生以下は無料

地蔵田遺跡 愛称：御所野「弥生っこ村」

御所野総合公園内 文化振興室 ☎(866)2246

国指定史跡で、弥生時代前期(2,200年前)の集落跡を復元中。

秋田城跡出土品収蔵庫

寺内の高清水公園内 ☎(846)9595

開館時間：午前9時～午後4時 休館日：12月1日～3月31日 入館料：無料
休館日に見学を希望する場合は調査事務所へご連絡を ☎(845)1837

天徳寺

泉三嶽根10 1 ☎(868)1700

秋田藩主佐竹家代々の菩提寺で、総門、山門、本堂、書院、佐竹家霊屋が国の重要文化財に指定。

嵯峨家住宅

太平目長崎字上目長崎217

江戸時代中期の豪農の屋敷で、秋田の民家の典型的な間取りが見られます。国指定重要文化財。

藤倉水源地水道施設

山内字上台・字大畑 水道局総務課 ☎(823)8434

明治時代に作られた東北最古の上水道施設で、国指定重要文化財(近代化遺産)。

土崎湊御蔵

土崎港南一丁目10 56 ☎(847)2821

旧秋田藩が領内の米を収納するために建てた大倉庫で、一部を保存、公開。

その他

AL VE アルヴェ

P72参照 秋田駅東口の公共棟と民間棟の複合施設

アトリオン(秋田県総合生活文化会館)

秋田駅西口の複合ビル ☎(836)7800

秋田テルサ・サンライフ秋田

P90参照

秋田県生涯学習センター

山王中島町1 2 ☎(865)1171 生涯学習の各種講座を開催。

県児童会館・子ども博物館

山王中島町1 2 ☎(865)1161

子どもたちが自由に遊べる遊具を備えたホールやプラネタリウムなどがあります。

視聴覚ライブラリー

茨島一丁目4 71 秋田市教育研究所内 ☎(866)2911

各種視聴覚教材や視聴覚機器を無料でお貸ししています。

野外音楽堂

八橋運動公園内 文化振興室 ☎(866)2246

コミュニティセンター

コミュニティセンターは市内18か所にあります。地域のみなさんが、話し合いやサークル活動、スポーツ活動に利用できる施設です。大広間や体育館、調理室などを備え、午前9時から午後9時まで(岩見三内コミセンは午後10時まで)無料で使えます。お問い合わせは各コミュニティセンターへどうぞ。

コミュニティセンター

飯島地区コミュニティセンター	飯島松根東町5 22	(845)1731
港北地区コミュニティセンター	土崎港北三丁目7 9	(847)2340
外旭川地区コミュニティセンター	外旭川字四百刈76	(868)5075
将軍野地区コミュニティセンター	将軍野南四丁目8 8	(845)1408
寺内地区コミュニティセンター	寺内神屋敷13 23	(845)0537
八橋地区コミュニティセンター	八橋本町五丁目2 27	(866)8341
泉地区コミュニティセンター	泉北一丁目20 27	(824)8035
旭川地区コミュニティセンター	手形字オノ浜51 2	(835)1712
明德地区コミュニティセンター	手形住吉町2 27	(836)1636
旭北地区コミュニティセンター	大町四丁目4 15	(866)7266
茨島地区コミュニティセンター	茨島一丁目4 71	(823)0374
勝平地区コミュニティセンター	新屋松美ガ丘東町10 10	(862)1618
櫛山地区コミュニティセンター	櫛山南中町1 9	(834)9844
東地区コミュニティセンター	広面字鬼頭38	(833)9967
南地区コミュニティセンター	御野場一丁目5 1	(839)0971
大住地区コミュニティセンター	仁井田字西潟敷463	(839)6900
浜田地区コミュニティセンター	浜田字自在山88 6	(828)2281
岩見三内地区コミュニティセンター	河辺三内字外川原34 1	(883)2545

印は地域センターと併設(地域センターについては8ページ参照)



「獅子図」小田野直武筆(個人蔵)
「白兔図」小田野直武筆(秋田市立千秋美術館蔵)
「紅蓮図」佐竹晴山筆(秋田市立千秋美術館蔵)
「燕子花にナイフ図」佐竹晴山筆(秋田市立千秋美術館蔵)



秋田蘭画の代表作をモチーフに秋田名産の諸越をつくりました。最上級の北海道産あずき粉・和三盆糖の持ち味を活かしたお菓子で、奥深い風味をお楽しみください。お楽しみください。お楽しみください。

5ヶ入/1箱 ¥500(税込)
本体価格 ¥477
●秋田蘭画は当店の登録商品です。

秋田蘭画 諸越画集 あきたらんが

旭南高砂堂

■旭南本店/TEL 018-823-4021 ■本荘店/TEL 0184-23-3466 ■土崎店/TEL 018-845-7204
■からみでん店/TEL 018-834-7381 ■ほんきん西武店 http://www.okashiyasan.co.jp

こちらのQRコードは秋田蘭画についての詳しい情報です。



災害・緊急



消防車、救急車は119番

あっ、火事だ！

消防本部予防課
☎(823)4247

まず大声で「火事だ！」と家族や近所に知らせることが大切です。落ち着いてすばやく行動しましょう。

消火.....家中の火災のとき、消火器などで初期消火できる目安は、天井に火が移る前までです。天井に火が移ったら安全な場所へ避難してください。

避難.....人命を第一に考えてお年寄りや子ども、病人をまず安全な場所に避難させましょう。いったん避難したら絶対に戻ってはいけません。大変危険です。

通報.....近所へ大声で「火事」を知らせるとともに、119番へ通報してください。

119番のかけ方

消防本部指令課
☎(823)4265
FAX(823)7214

救急車は正しく利用しましょう。
急を要しない軽い病やけがなど
で救急車を利用すると、重病や重傷
の人を病院へ運ぶのが遅れて市民の
命を救うために、救急車は正しく利用
しましょう。

消防車

- 1 何が燃えているか
- 2 場所はどこか
町 番地 アパート名や階数、世帯主名など詳しく
現場がわかりにくい場合は、案内人を出してください。
- 3 町名などがわからない場合は、目安となる目標
バス停から へ向かって メートルなど
- 4 火災の状況を詳しく
けが人や逃げ遅れた人がいないかなど
- 5 通報者の氏名と電話番号

救急車

- 1 急病か事故か
- 2 住所(病人などの場所)、世帯主名などを詳しく
現場がわかりにくい場合は、案内人を出してください。
- 3 病人やけが人の数と年齢、性別および状態
- 4 町名などがわからない場合は、目安となる目標
バス停から へ向かって メートルなど
担当者の質問には落ち着いてお話しください。なお、指令
課では、必要によって人工呼吸や心臓マッサージ、止血
などの応急手当を指導します。
- 5 通報者の氏名と電話番号

FAX、携帯からも119番がかけられます

FAXから119番にダイヤルして緊急通報を送信することができます。急病で意識、呼吸がない場合、消防本部では、FAXを利用して図解入りの応急処置の方法を返送しています。

119番FAXの送信用紙は、各消防署(河辺消防署を除く)や土崎・新屋支所、各地域センターでさしあげています。

なお、河辺・雄和区域の119番FAX使用開始は平成18年4月1日の予定です。

携帯電話からも局番なしの「119番」で通報できます。

移動中は必ず停止し、電話番号と名前をはじめに伝えてください。電話をしている市町村名も伝えてください。

火災の情報は テレホンガイドで

火災情報 ☎(823)0119

119番は、火災や救急などを通報するための緊急電話です。火災などのお問い合わせは、テレホンオートガイドで案内していますので、こちらをご利用ください。河辺・雄和区域で発生した火災などの情報は平成18年4月1日以降の対応となります。

初期消火講習会

消防本部予防課☎(823)4247

各消防署などでは、町内会や各種団体などを対象に火災の際の初期対応や消火器の使い方などについての講習会を開いています。お気軽にお申し込みください。

救命講習会

町内会や事業所、各種団体などを対象に、もしもの場合に役立つ「心肺蘇生法」の講習会を、随時開催しています。申し込み、お問い合わせは最寄りの消防署へどうぞ。

秋田消防署☎(823)4100 新屋分署☎(828)3123
土崎消防署☎(845)0285 城東消防署☎(832)3404
秋田南消防署☎(839)9551 広面出張所☎(832)2736
河辺消防署☎(882)3300 雄和分署☎(886)2623

「いざという時の心肺蘇生法」アドレス
<http://www.city.akita.akita.jp/city/fr/teate.htm>

自主防災組織

防災対策課☎(866)2021

平常時に防災活動を行ったり、地震や火災などの際に地域や町内でいち早く救出、救護、消火などの活動を行う自主防災組織の結成や活動を支援しています。市内で393組織(平成16年10月末現在)がいざという時に備えて活動中です。組織づくりの方法や防災学習会などの際は防災対策課へお気軽にご相談ください。

防災情報

防災上の関係施設や危険個所などを小学校区ごとにマップに示した「防災カルテ」は、各公民館、地域センター、コミュニティセンターなどでご覧いただけます。また、秋田市ホームページの防災コーナーでは、「秋田市地域防災計画」および「防災カルテ」を掲載しており、避難場所、避難施設の一覧表やその他の防災情報をご覧いただけます。このような資料を活用し、もしもの時にも落ち着いて行動できるようにしましょう。

防災コーナーのアドレス
<http://www.city.akita.akita.jp/city/gn/ds>

市内の救急病院

下記の医療機関では、24時間体制で急病やけがの患者さんの受け入れに備えています。

市立秋田総合病院(川元松丘町4 30) ☎(823)4171
秋田組合総合病院(飯島西袋一丁目1 1) ☎(880)3000
秋田赤十字病院(上北手猿田字苗代沢222 1) ☎(829)5000
五十嵐記念病院(土崎港中央一丁目17-23) ☎(845)0251
中通総合病院(南通みその町3 15) ☎(833)1122
小泉病院(中通四丁目1 50) ☎(833)6371
県立脳血管研究センター(千秋久保田町6 10) ☎(833)0115
県成人病医療センター(千秋久保田町6 17) ☎(835)9911
秋田大学医学部附属病院(広面字蓮沼56 2) ☎(834)1111

まさかの災害に 備えて

災害に備え家の内外をチェック！

地震に備えて

- ・食器棚、タンスなどの大型家具、家電製品は、L字金具や支え棒などで固定する
- ・ブロック塀などの倒壊の危険がないか確認する
- ・建物の耐震診断をする
- ・海岸や崖地、傾斜地では、退避や避難の場所や避難経路を決めておく
- ・破片の散乱の中でも行動できる履き物を用意する
- ・パール、ジャッキ、ハンマーなどの救出用具を用意する
- ・携帯ラジオ、懐中電灯、予備の電池など非常持ち出し品を用意する
- ・家族の安否の確認方法を話し合ひましょう

火災に備えて

- ・燃えやすいものは家のまわりに置かない
- ・防犯灯などを設置して不審者を近寄せない
- ・コンロのまわりには燃えやすいものを置かず、離れるときは必ず火を消す
- ・コンセントは日ごろからきれいにし、タコ足配線はやめる
- ・消火器、バケツなどの消火用具を用意する
- ・灰皿には水を入れて吸い殻はこまめに捨てる

風水害に備えて

- ・屋根や看板、雨戸、板塀を補強する
- ・大雨、大風の時は、不要不急の外出を避ける
- ・気象情報や地域のお知らせを良く聞き、早めの対応をとる
- ・自宅の付近の地形環境を調べておく

食料・飲料水の備えは2～3日分

食料の備えは2～3日分、飲料水は1日1人3リットルが目安です。赤ちゃんがいる家庭は、ミルクやほ乳びんを忘れずに。

災害弱者を地域で支援しよう

阪神・淡路大震災、新潟県中越地震の犠牲者で最も多かったのは高齢者でした。災害に弱い立場にある高齢者や障害者と、ふだんから交流をはかり、助け合ひましょう。

町内会単位で防災対策を

被害を最小限に抑え、いち早く立ち直るには地域の協力が不可欠。自分たちのまちを自分たちで守るため、自主防災組織を結成しましょう。

町内会単位で各世帯に確実に連絡ができる緊急時連絡網や危険か所、避難場所を表した防災マップを作り、いざという時に備えましょう。

災害時に身を守る場所として、みなさんの近くの学校、グラウンド、公園といった公共施設が、避難場所・施設になっています。家族で一度、自宅近くの避難場所・施設を確認しておきましょう。避難場所・施設は、96ページで紹介しているホームページの「防災コーナー」でもご覧いただけます。

避難場所・施設	避難場所 (屋外)	避難施設 (屋内)	所在地
金足農業高校			金足追分字海老穴
金足西小学校			金足大清水字大清水台
金足東小学校			金足片田字待入
下新城小学校			下新城笠岡字佐戸反
県立大学陸上競技場		-	下新城中野字街道端西
秋田北中学校			下新城中野字街道端西
北部公民館	-		下新城中野字前谷地
上新城小学校			上新城五十丁字大村屋敷
飯島中学校			飯島字田尻堰越
飯島南小学校			飯島字西袋
飯島小学校			飯島鼠田二丁目
秋田工業高等専門学校			飯島文京町
飯島地区コミセン	-		飯島松根東町
土崎中学校			土崎港北一丁目
ろう学校			土崎港北二丁目
港北小学校			土崎港北四丁目
光沼近隣公園		-	土崎港相築町字沼端
土崎小学校			土崎港中央三丁目
土崎市民グラウンド		-	土崎港西四丁目
土崎公民館	-		土崎港西四丁目
土崎南小学校			土崎港東一丁目
盲学校	-		土崎港南三丁目
秋田中央高校			土崎港南三丁目
外旭川中学校			外旭川字梶ノ目
外旭川小学校			外旭川字梶ノ目
旧外旭川中学校グラウンド		-	外旭川字八幡田
前谷地近隣公園		-	外旭川字前谷地
外旭川地区コミセン	-		外旭川字四百刈
高清水小学校			將軍野南一丁目
將軍野中学校			將軍野南一丁目
將軍野地区コミセン	-		將軍野南四丁目
陸上自衛隊グラウンド		-	寺内字將軍野
高清水公園		-	寺内大畑
感恩講保育園グラウンド		-	寺内神屋敷
青少年交流センター	-		寺内神屋敷
寺内地区コミセン	-		寺内神屋敷
聖霊女子短期大学	-		寺内高野
寺内小学校			寺内堂ノ沢二丁目
平和公園		-	泉字五庵山
泉地区コミセン	-		泉北一丁目
泉中学校			泉北二丁目
泉小学校			泉中央六丁目
秋田工業高校			保戸野金砂町
聖園学園短期大学	-		保戸野すわ町
保戸野小学校			保戸野すわ町
秋田大学附属小学校	-		保戸野原の町
秋田大学附属中学校			保戸野原の町
県立スポーツ会館	-		八橋運動公園
八橋球場		-	八橋運動公園
八橋陸上競技場		-	八橋運動公園
県立体育館	-		八橋運動公園
八橋球場		-	八橋運動公園地内
八橋軟式野球場		-	八橋運動公園地内
八橋運動公園		-	八橋運動公園地内
八橋小学校			八橋大沼町
八橋老人いこいの家	-		八橋本町一丁目
八橋地区コミセン	-		八橋本町五丁目
市立体育館第2駐車場・八橋運動公園		-	八橋本町六丁目
山王児童公園		-	山王三丁目
山王中学校			山王三丁目
旭北小学校			山王三丁目
文化会館	-		山王七丁目
総社児童公園		-	川尻総社町
川尻小学校			川尻みよし町
旭南小学校			旭南一丁目
茨島体育館	-		茨島一丁目
秋田モーターズスクール		-	茨島四丁目
第34号牛島運動公園		-	牛島東一丁目
南部公民館	-		牛島東六丁目
牛島小学校			牛島東六丁目
千秋公園		-	千秋公園
明徳小学校			千秋公園
秋田北高校			千秋中島町
和洋女子高校	-		千秋明徳町
国学館高校	-		千秋明徳町
中通小学校			中通五丁目
秋田東高校	-		中通六丁目
城南中学校			楢山城南町
築山小学校			楢山古川新町
楢山緑地		-	楢山南中町
楢山地区コミセン	-		楢山南中町
聖霊附属中学校	-		南通みその町
聖霊高校			南通みその町
秋田南中学校			南通宮田
東小学校			東通二丁目
東通街区公園		-	東通仲町

避難場所・施設	避難場所 (屋外)	避難施設 (屋内)	所在地
旭川地区コミセン	-		手形字オノ浜
秋田高校			手形字中台
秋田大学野球場		-	手形学園町
秋田大学			手形学園町
秋田東中学校			手形休下町
明徳地区コミセン	-		手形吉吉町
東地区コミセン	-		広面字鬼頭
広面小学校			広面字蟹沢
東部公民館	-		広面字釣瓶町
城東中学校			広面字鍋沼
積森グラウンド		-	積森三丁目
桜小学校			桜四丁目
桜中学校			桜台一丁目
桜台中央公園		-	桜台二丁目
一つ森公園217体育館	-		下北手桜字蟹沢
秋田経済法科大学附属高校			下北手桜字守沢
秋田経済法科大学			下北手桜字守沢
下北手中学校			下北手松崎字走崎
下北手小学校			下北手松崎字谷崎
上北手小学校			上北手猿田字館ノ下
木曾石分校	-		太平八田字堂の前
太平小学校			太平目長崎字上目長崎
山谷小学校			太平山谷字中山谷
御野場中学校			仁井田字中新田
大住小学校			仁井田字西湯敷
大住地区コミセン	-		仁井田字西湯敷
仁井田小学校			仁井田本町四丁目
秋田南高校			仁井田緑町
南地区コミセン	-		御野場一丁目
御所野学院			御所野地蔵田四丁目
御所野小学校			御所野元町五丁目
四ツ小屋小学校			四ツ小屋字街道東
秋田カトリックグリーン		-	新屋字砂奴寄
美術工芸短大附属高等学院	-		新屋大川町
秋田西中学校			新屋大川町
秋田県警察学校	-		新屋勝平台
秋田商業高校			新屋勝平台
勝平中学校			新屋北浜町
栗田養護学校	-		新屋栗田町
日新小学校			新屋栗田町
勝平小学校			新屋松美ガ丘北町
勝平地区コミセン	-		新屋松美ガ丘東町
西部公民館	-		新屋元町
勝平市民グラウンド		-	新屋豊町
新屋高校			豊岩石田坂字鎌塚
豊岩中学校			豊岩豊巻字内鍋尻
大森山公園		-	浜田字湯端
大森山老人とこどもの家	-		浜田字出小屋
八田小学校			下浜八田字餅田
下浜羽川遊園地		-	下浜羽川字二十町
下浜小学校			下浜羽川字水垂
下浜日ゲートボール場		-	下浜羽川字横長根
赤平小学校			河辺赤平字小曾根
鶴養多目的センター	-		河辺岩見字鶴養
岩見三内小学校			河辺岩見字鍛冶屋敷
東生活改善センター	-		河辺岩見字東
総合福祉交流センター			河辺北野田高屋字上前田表
河辺中学校			河辺北野田高屋字雷谷地
上三内集落センター	-		河辺三内字三内段
岩見三内地区コミセン	-		河辺三内字外川原
岩見三内中学校			河辺三内字外川原
砂子淵公民館	-		河辺三内字高畑
戸島ふるさとセンター	-		河辺戸島字本町
戸島小学校			河辺戸島字本町
J R和田駅前駐車場		-	河辺和田字上中野
河辺体育館			河辺和田字上中野
河辺小学校			河辺和田字岡村
多目的総合センター	-		河辺和田字北条ヶ崎
雄和花の森球場		-	雄和石田字蟹沢
雄和中学校			雄和石田字蟹沢
新あきた農協雄和支店駐車場		-	雄和石田字中大部
雄和南体育館	-		雄和神ヶ村字陳笠
芝野河川敷		-	雄和芝野新田
竹の花公園		-	雄和新波字清水木
大正寺小学校			雄和新波字寺沢
大正寺中学校			雄和新波字寺沢
雄和新波球場		-	雄和新波字寺沢地内
基幹集落センター	-		雄和新波字樋口
大正寺支所前		-	雄和新波字樋口
新あきた農協大正寺支店駐車場		-	雄和新波字本屋敷
種平農村公園		-	雄和種沢字戸草沢
農林者トレーニングセンター	-		雄和種沢字戸草沢
種平小学校			雄和種沢字戸草沢
サイクリングターミナル	-		雄和種川字奥橋岱
川添保育所	-		雄和種川字長者屋敷
川添小学校			雄和種川字長者屋敷
長者やま荘	-		雄和種川字長者屋敷
川添農村公園		-	雄和種川字長者屋敷
戸米川小学校			雄和戸賀沢字金山沢
雄和農村公園		-	雄和妙法字上大部
農村環境改善センター	-		雄和妙法字上大部
雄和市民センター前広場		-	雄和妙法字上大部
雄和体育館	-		雄和妙法字上大部



ハギー(Huggy)

あなたと、この街で。



ナミー(Nummy)



秋田信用金庫

快適なお住まいづくりと 夢のマイホーム実現を「けんしん」が お手伝いいたします。



1. ご利用いただける方

- ・お借り入れ時の年齢が満20歳以上満65歳未満の方で、ご返済完了時に年齢が満75歳未満の方
 - ・勤続年数3年以上または営業年数が5年以上の方
 - ・年収250万円以上で安定した収入のある方
 - ・団体信用生命保険に加入できる方
 - ・保証会社の保証が受けられる方
- ※詳しくは、窓口でご相談ください。

2. ご融資金額

最高6,000万円までご融資
100万円以上10万円単位
住宅建設費・住宅購入価格の90%以内

3. ご融資期間

最長30年(対象住宅により異なります)

4. お使いみち

- ・住宅の新築・増改築資金
- ・建売住宅・中古住宅・マンション購入資金
- ・住宅用土地の購入資金
- ・住宅ローンのお借り換え資金

5. 手数料

別途保証手数料、保証料が必要となります

詳しくはお近くの営業店窓口まで、お問い合わせください

お金のことならまずご相談を...



秋田県信用組合

秋田市南通亀の町4-5 ☎018-831-3551
URL <http://www.akita-kenshin.jp>
E-mail: info@akita-kenshin.jp

ホッ…とする生活、始めませんか。

みんなが安心してくつろげる。
家中快適で、しかも経済的。
そんな毎日、オール電化で始めませんか。



火カパワフル、お手入れカンタン

[[IHクッキングヒーター]



いつでもお湯たっぷり、しかも経済的

[[電気温水器]



きれいな空気で24時間健康暖房

[[蓄熱式電気暖房]

東北電力 秋田営業所



MURANO ムラーノ
デザインをシフトする



TIIDA ティーダ
コンパクトの質をシフトする

SHIFT

それは、今までの常識を変えること。



FUGA フーガ
高級車のパフォーマンスをシフトする



TIIDA LATIO ティーダ ラティオ
セダンの基準をシフトする



LAFESTA ラフェスタ
開放感をシフトする



NOTE ノート
コンパクトのフレキシビリティをシフトする

日産車のお求めは、信頼を大切にする
秋田日産自動車
本社/〒010-0964 秋田市八橋とじょう沼町1番59号
☎0120-23-1009

- ◆臨海店 ☎018-857-2223
- ◆ラカージュ店 ☎018-863-2323
- ◆ラカージュ城東店 ☎018-832-1523
- ◆秋田南店 ☎018-839-2391

ガス料金がさらにお安く
新料金システム
「温水システム契約」新登場!

温水暖房・温水融雪システムを
 お考えの方はお問い合わせを!

マイホーム発電
ECO W I L L
 エコウィル
 先進の家庭用ガスエンジン・コジェネレーションシステム
 で環境への配慮。

都市ガスは変わります!

24時間365日万全の体制で都市ガスを供給することはもちろん、
 さまざまなサービス、商品をお客様に提供し、豊かな市民生活を応援します。

都市ガスで美味しい料理を
クッキングスクール
 Tabugas Cooking School
 大好評につき、お申し込みはお早め!!

火力ぐ〜んとアップ!
13Aのハイパワー
 全国共通のガス機器がご利用になれます。

東部ガス TEL.018-832-6595(代)
<http://www.ipa.co.jp/tobugas/>

夕方のテレビはこれだッ!!



ABSワイドゆう

月～金 夕方:4時55分

鍋倉美保・松井梨絵子・加藤隆弘・松本龍・佐藤美知子・高橋美樹



月～金
 夕方:5時50分

笛吹雅子・藤井貴彦



月～金 夕方:6時17分

小林美紀・田村修・伊藤綾子

ABS秋田放送

スピードおさえて、いい運転。シートベルトとチャイルドシートを忘れず。

日産サテリオ秋田から...

TIIDA
LATIO

大人のふたりを楽しもう。
 ティーダラティオ



MURANO

クロスオーバーSUVのデザインをシフトする。
 ムラーノ



TIIDA

コンパクトがはじめて
 出会う上質。
 ティーダ



NOTE
 ノート



LAFESTA
 ラフェスタ

FUGA



高級車のパフォーマンスをシフトする
 プレミアムスポーツセダン。
 フーガ

株式会社日産サテリオ秋田

中古車の展示販売も
 しております。 **フリーダイヤル** **0120-41-2332**
 <お客様相談室>

<定休日> ■鹿角店 ■大館店 ■オートピア大館 ■鷹巣店 ■能代店 ■男鹿店
 毎週水曜 ■秋田店 ■秋田南店 ■本荘店 ■秋田北店 ■大曲店 ■横手店 ■湯沢店

掲載の写真は実際の仕様と異なる場合がございます。

AKTグッズ

フジテレビ番組グッズ

お台場グッズ

シネマグッズ

AKTイベント情報

AKT番組情報

営業時間 / am.10:00~pm.7:00



只今好評発売中!



情報局

アルヴェ2F



情報局

JR秋田駅東口秋田拠点センター ☎018-884-0870

提案します、週末を楽しく過ごす「ヒント」

ササビ!



毎週土曜
あさ放送中!



秋田朝日放送
www.aab-tv.co.jp

ART SYSTEM

creative first

Corporate philosophy

株式会社アートシステム 秋田市山王五丁目15番33号 〒010-0951 Telephone 018-863-2652(代) Facsimile 018-865-4078

Creative Works

グラフィックデザイン

映像企画制作

CI・VI計画、実施

イベントプロデュース

文化施設・商業施設企画、設計

広告・媒体代理業務

<http://art-as.co.jp/>